

資料編

(案)

資料編目次

[1 総則関連資料]	1
1-1 近年の災害時における和泉市内の被害状況	1
1-2 府における主要被害地震	3
1-3 防災関係機関連絡先一覧	4
[2 災害予防対策関連資料]	7
2-1 相互応援協定一覧	7
2-2 市防災行政無線一覧	14
2-3 消防関係通信施設整備状況一覧	16
2-4 管内雨量観測所一覧	17
2-5 管内ため池水位観測所一覧	19
2-6 管内河川水位観測施設	21
2-7 管内土石流雨量監視局・観測局	23
2-8 消防本部・消防団における消防力等の現況	25
2-9 消防水利の現況	28
2-10 市域にかかる災害医療センター等一覧	29
2-11 医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先	29
2-12 地域緊急交通路一覧	31
2-13 災害時用臨時ヘリポート一覧	33
2-14 災害時用臨時ヘリポートの選定基準	33
2-15 避難場所一覧	35
2-16 福祉避難所一覧	36
2-17 府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況	38
2-18 社会福祉施設一覧	39
2-19 災害時におけるボランティア活動事前登録カード	48
2-20 市内指定文化財一覧	50
2-21 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱	55
2-22 河川改修の現況	59
2-23 浸水想定区域内（土砂災害警戒区域等含む）の要配慮者施設一覧	60
2-24 一般防災関係重要水防区域	65
2-25 ため池の現況	66
2-26 土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧	68
2-27 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧	71
2-28 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧	78
2-29 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧	81

2－3 0 山地災害危険地区一覧	82
2－3 1 土砂災害用語の定義	84
2－3 2 危険物施設一覧	86
[3 災害応急対策関連資料]	87
3－1 和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌	87
3－2 和泉市職員動員配備体制一覧	92
3－3 和泉市防災会議条例	96
3－4 和泉市防災会議委員一覧	98
3－5 和泉市災害対策本部条例	99
3－6 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書	100
3－7 気象庁震度階級関連解説表	101
3－8 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式	104
3－9 被害状況調査報告基準	108
3－10 非常通信経路	110
3－11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準	111
3－12 市保有車車種別台数内訳	118
3－13 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証	119
3－14 緊急通行車両確認証明書及び標章	120
3－15 応急給水用資機材一覧	122
3－16 耐震性貯水槽（飲料用）設置場所一覧	123
3－17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	124
3－18 災害時におけるボランティア活動受付カード（団体用、個人用）	128
3－19 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	131
3－20 市浄化槽清掃業許可業者一覧	131
[4 災害復旧対策関連資料]	132
4－1 災害による罹災証明書	132

[1 総則関連資料]

1-1 近年の災害時における和泉市内の被害状況

発生年月日	災害の種類	被　　害　　状　　況				発生場所
昭和25年9月3日	ジェーン台風	家屋全半壊 工場全半壊 官　公　衛	140 15 4	非住家全半壊 倉　庫　全　壊	13 5	市　内　一　円
昭和27年7月10日	梅雨前線による大雨	家屋全半壊 床　上　浸　水 田畠流失町歩 道　路　被　害 橋　梁　被　害	5 31 18 8 2	家　屋　流　失 床　下　浸　水 田　畠　冠　水 崖　崩	1 2,928 88 8	市　内　一　円
昭和28年9月23日	台　風　13　号	家屋全半壊 床　上　浸　水 田畠流失町歩 道　路　被　害 堤　防　被　害	2 20 3反 (稲到伏47町、稲半到100町) 3 6	家　屋　流　失 床　下　浸　水 田　畠　冠　水	2 50 6町	市　内　一　円
昭和36年9月15日	第2室戸台風	家屋全半壊	398			市　内　一　円
昭和44年7月30日	槇尾山林火災	雑木林約5ha消失				槇尾山町8番地 (葛ヶ原)
昭和45年6月16日	大　池　決　壊	堤　防　決　壊				一条院町397番地の1
昭和47年9月16日	台　風　20　号	家　屋　半　壊 床　上　浸　水 道　路　決　壊 堤　防　決　壊	2 1 8 4	家　屋　一部　破損 床　下　浸　水 橋　梁　流　失	4 688 2	市　内　一　円
昭和51年6月9日	集中豪雨	家　屋　一部　破損 床　下　浸　水 堤　防　決　壊	1 260 1	床　上　浸　水 道　路　決　壊	4 11	市　内　一　円
昭和54年6月27日	集中豪雨	家　屋　全　壊 家　屋　一部　破損 床　上　浸　水 床　下　浸　水　約700	2 1 12 約700	道　路　決　壊 道　路　冠　水 河　川　(水路) 溢　水	4 18 16 22	市　内　一　円
昭和57年8月1日 ～3日	集中豪雨	家　屋　全　壊 家　屋　半　壊 家　屋　一部　破損 床　上　浸　水 床　下　浸　水　約3,900	2 2 11 16 約3,900	道　路　決　壊 道　路　冠　水　市内各所 橋　梁　破　損 河　川　溢　水　等 崖　く　ず　れ	8 市内各所 1 81 10	市　内　一　円

発生年月日	災害の種類	被　　害　　状　　況				発生場所
平成2年9月11日	槇尾山林火災	雑木林12ヘクタール焼損 (うち河内長野市0.1ヘクタール)				槇尾山町 (国見山)
平成7年7月4日	豪　　雨	床　上　浸　水　　10	床　下　浸　水　　28			
		道　路　冠　水　　5	道　路　陥　没　等　11			
		橋　梁　破　損　5	河　川　溢　水　12			
		河　川　護　岸　崩　壊　等　60	崖　く　ず　れ　19			市　内　一　円
		田　畑　冠　水　等　18	林　道　崩　壊　等　51			
		農　道　崩　壊　等　21	(林業施設)			
		(農業施設)				
平成11年5月18日	槇尾山林火災	雑林約22ha 空家5棟121.82m ² (焼損)				槇尾山町 (三角点)
平成19年7月16日 ～7月17日	豪　　雨	床　下　浸　水　　6	道　路　冠　水　　1			市内一円
		河　川　護　岸　崩　壊　等　6	崖　く　ず　れ　4			
平成19年8月23日	豪　　雨	床　下　浸　水　　1				府中
平成20年5月25日	豪　　雨	床　下　浸　水　　1				府中
平成21年7月19日	豪　　雨	道　路　冠　水　　1				松尾寺
平成21年10月7日 ～8日	台　風　1　8　号	道　路　冠　水　　1	河　川　護　岸　崩　壊　等　4			市　内　一　円
		崖　く　ず　れ　5	農　道　崩　壊　等　2			
平成21年11月11日	豪　　雨	道　路　冠　水　　1				松尾寺
平成22年7月13日 ～14日	集　中　豪　雨	道　路　陥　没　等　1	河　川　護　岸　崩　壊　等　1			横山・南横山 地区
		崖　く　ず　れ　4	農　道　崩　壊　等　2			
平成23年9月3日 ～4日	台　風　1　2　号	床　下　浸　水　　2	道　路　冠　水　　1			北松尾・南松 尾・横山地区
		崖　く　ず　れ　12	河　川　護　岸　崩　壊　等　1			
平成24年6月21日 ～22日	台　風　5　号	床　下　浸　水　　1	河　川　護　岸　崩　壊　等　1			北松尾・南松 尾・横山地区
		崖　く　ず　れ　11	ため池越流　1			
平成25年9月15日 ～9月16日	台　風　5　号	床　下　浸　水　　1	道　路　冠　水　　1			南池田・横山 校区
平成26年8月9日 ～10日	台　風　1　1　号	床　下　浸　水　　1	道　路　冠　水　　3			横山・南横山 校区
		崖　く　ず　れ　5				
平成26年10月13日 ～14日	台　風　1　9　号	床　上　浸　水　　1	床　下　浸　水　　2			市　内　一　円
		道　路　冠　水　4				
平成27年7月16日 ～18日	台　風　1　1　号	崖　く　ず　れ　5				横山・南横山 校区
平成29年10月22日 ～23日 10月29日	台　風　2　1　号 台　風　2　2　号	床　下　浸　水　　4	道　路　冠　水　　2			市　内　一　円
		道　路　決　壊　14	崖　く　ず　れ　55			
平成30年9月4日	台　風　2　1　号	全　　壊　10	半　　壊　53			
		一　部　損　壊　3,544	停　　電　約40,000			
		倒　木　多　数				

1-2 府における主要被害地震

年 月 日	名 称 又 は 震 中 の 地 名	マグニチュード	府域の震度 (推定値)	府 域 の 被 害 の 概 要
887年8月26日	南海道沖	8~8.5	—	津波による死者多数。
1361年8月3日	南海道沖	8 1/4~8.5	—	四天王寺倒壊、津波による死者数百名。
1510年9月21日	摂津河内	6.5~7	—	河内藤井寺、その他2社倒壊。人家の被害多数。
1579年2月25日	摂津	6.0	—	四天王寺の鳥居崩壊。
1596年9月5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7 1/2	4	堺で死者600人、大阪も人家被害多数。
1662年6月16日	琵琶湖西岸	7 1/4~7.6	5	高槻城、岸和田城破損。大阪で若干の死者。
1707年10月28日	宝永地震 (東南海道沖)	8.4	6	大阪で死者約750人、他に津波により死者多数、船舶被害1,300、落橋50。
1854年12月23日	安政東海地震	8.4	5	大阪で倒壊200軒。
1854年12月24日	安政南海地震	8.4	5~6	津波による死者多数、船舶被害1,800、落橋10。
1891年10月28日	濃尾地震	8.0	5	死者24人、負傷者94人、全壊1,011、半壊708。
1899年3月7日	紀和地震	7.0	4	大阪砲兵工廠、小学校等損傷。
1927年3月7日	北丹後地震	7.3	4	死者21人、負傷者126人、全壊127、半壊117。
1936年2月21日	河内大和地震	6.4	5	死者8人、負傷者52人、全壊18、半壊89。
1944年12月7日	東南海地震	7.9	4	大阪市内で死者6人、負傷者120人、全壊122、半壊（小破を含む）2,500。
1946年12月21日	南海地震	8.0	4	死者32人、負傷者46人、全壊261、半壊217。
1952年7月18日	吉野地震	6.8	4	死者2人、負傷者75人、全壊9、半壊7。
1995年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	4	死者31人、負傷者3,589人、全壊895棟、半壊7,232棟。
2000年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	4	負傷者4人。
2004年9月5日	紀伊半島南東沖	7.4	4	負傷者10人。
2013年4月13日	淡路島付近	6.3	4	負傷者5人。
2018年6月18日	大阪府北部地震	6.1	4~6	死者6人、負傷者369人、全壊21棟、半壊454棟、一部破損約57,000棟

1-3 防災関係機関連絡先一覧

(順不同)

機関名	担当窓口	電話番号	所在地
和泉市役所	市長公室 公民協働推進室	(0725) 99-8104 (防災行政無線) 519-8900	和泉市府中町2-7-5
和泉市消防本部	警防課通信指令係	(0725) 41-0119 (防災行政無線) 419-0	和泉市一条院町140-2
大阪府	危機管理室 防災企画課	(06) 6944-6287 (防災行政無線) 200-4871 220-8920	大阪市中央区大手前3-1-43
鳳土木事務所	地域支援・ 防災グループ	(072) 273-0123 (防災行政無線) 302-201	堺市西区鳳東町4-390-1
和泉保健所	企画調整課	(0725) 41-1342 (防災行政無線) 622-0	和泉市府中町6-12-3
泉州農と緑の総合事務所	地域政策室	(072) 439-3601 (防災行政無線) 303-207	岸和田市野田町3-13-2
和泉警察署		(0725) 46-1234	和泉市伯太町2-1-7
近畿農政局	大阪府拠点	(06) 6943-9691 (防災行政無線) 804-8900	大阪市中央区大手前1-5-44
大阪管区気象台	予報課	(06) 6949-6313 816-8930	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
近畿地方整備局	防災室	(06) 6942-1575 820-8830	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
陸上自衛隊 第37普通科連隊	第3科	(0725) 41-0090 (防災行政無線) 825-0	和泉市伯太町官有地
和泉郵便局		(0725) 56-3500	和泉市いぶき野5-4-1
西日本旅客鉄道(株)	和泉府中駅	(0725) 41-0259	和泉市府中町1-1-18
泉北高速鉄道(株)	和泉中央駅	(0725) 55-5333	和泉市いぶき野5-1-1
南海バス(株)	光明池営業所	(0725) 56-3931	和泉市光明台1-39
西日本電信電話(株) 関西支店	設備部災害対策室	(06) 6450-5231 (夜間休日) 113	大阪市都島区東野田町4-15-82 NTT西日本新京橋ビル
NTTコミュニケーションズ(株)	カスタマーサービス部 危機管理室	(0570) 03-9909	東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイスウエストタワー
(株)NTTドコモ関西支社	ネットワーク部 災害対策室	(06) 6457-8621	大阪市北区梅田1-10-1 梅田DTタワー
KDDI(株)関西総支社	管理部	(06) 4977-6600	大阪市中央区城見2-2-72 KDDI大阪ビル

機関名	担当窓口	電話番号	所在地
日本赤十字社 大阪府支部		(06) 6943-0705	大阪市中央区大手前2-1-7
日本放送協会 大阪放送局		(06) 6941-0431	大阪市中央区大手前4-1-20
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部 保全サービス統括部	(06) 6344-8888	茨木市岩倉町1-13
大阪ガス(株)	平日昼間	南部導管部 導管計画チーム	(072) 238-2375
	夜間休日	南部地区対策室	(072) 222-0589
日本通運(株) 大阪国際輸送支店	業務推進グループ	(06) 4395-3800	大阪市港区築港2-7-9
関西電力送配電(株)		0800-777-3081	大阪市住之江区浜口西3-9-5
光明池土地改良区		(0725) 41-0214	和泉市王子町1020-1
一般社団法人和泉市医師会	事務局	(0725) 41-6558	和泉市府中町4-22-5
一般社団法人和泉市歯科医師会	事務局	(0725) 45-1180	和泉市府中町4-22-5
和泉市薬剤師会	事務局	(0725) 46-6888	和泉市府中町4-22-5
大阪広域水道企業団	経営管理部危機管理課	(06) 6944-6865	大阪市中央区谷町2-3-12 マルイト谷町ビル 3階
和泉商工会議所		(0725) 53-0330	和泉市テクノステージ3-1-10
いづみの農業協同組合		(072) 439-2381	岸和田市別所町3-13-20
泉北環境整備施設組合		(0725) 41-2030	和泉市舞町87
和泉運輸事業協同組合		(0725) 53-0335	和泉市テクノステージ3-1-10 和泉商工会議所 2階
和泉市赤十字奉仕団	和泉市福祉総務課	(0725) 99-8126	和泉市府中町2-7-5
和泉市社会福祉協議会		(0725) 43-7513	和泉市府中町4-20-4
総務省消防庁 (府への報告不能の場合)	応急対策室	昼間 (03) 5253-7527 夜間 (03) 5253-7777	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
堺市	危機管理室 危機管理課	(072) 228-7605 (防災行政無線) 501-8900	堺市南瓦町3-1
岸和田市	危機管理部 危機管理課	(072) 423-9437 (防災行政無線) 502-8900	岸和田市岸城町7-1

機関名	担当窓口	電話番号	所在地
泉大津市	総合政策部 危機管理課	(0725)33-1131 (防災行政無線) 506-8900	泉大津市東雲町9-12
忠岡町	自治政策課	(0725)22-1122 (防災行政無線) 536-8900	忠岡町忠岡東1-34-1
河内長野市	危機管理課	(0721)53-1111 (防災行政無線) 516-3900	河内長野市原町1-1-1
高石市	総務部 危機管理課	(072)275-6247 (防災行政無線) 525-8900	高石市加茂4-1-1
貝塚市	都市政策部 危機管理課	(072)433-7392 (防災行政無線) 508-8900	貝塚市畠中1-17-1
泉佐野市	自治振興課	(072)463-1212 (防災行政無線) 513-5900	泉佐野市市場東1-295-3
泉南市	総合政策部 危機管理課	(072)479-3601 (防災行政無線) 528-8900	泉南市樽井1-1-1
阪南市	市長公室 危機管理課	(072)471-5678 (防災行政無線) 532-8900	阪南市尾崎35-1
熊取町	総合政策部 危機管理課	(072)452-9017 (防災行政無線) 537-8900	泉南郡熊取町野田1-1-1
田尻町	総務部 危機管理課	(072)466-5009 (防災行政無線) 538-8900	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1
岬町	まちづくり戦略室	(072)492-2759 (防災行政無線) 539-8900	泉南郡岬町深日2000-1
むつ市	総務部 防災安全課	(0175)22-1111 (内線2134)	青森県むつ市中央1丁目8-1
志摩市	総務部 地域防災室	(0599)44-0203	三重県志摩市阿児町鵜方3098-22
京丹後市	総務部 総務課	(0772)69-0140	京都府京丹後市峰山町杉谷889
摂津市	総務部 防災危機管理課	(06)6170-1518 (防災行政無線) 524-8900	摂津市三島1-1-1
播磨町	危機管理グループ	(079)435-0991	兵庫県加古郡播磨町東本荘1-5-30
美作市	総務部 危機管理室	(0868)72-0931	岡山県美作市栄町38-2
長門市	企画総務部 防災危機管理課	(0837)23-1111	山口県長門市東深川1339-2
阿波市	企画総務部 危機管理局 危機管理課	(0883)36-8703	徳島県阿波市市場町切幡字古田 201-1
伊予市	総務部 危機管理課	(089)982-1218	愛媛県伊予市米湊820
総社市	危機管理室	(0866)92-8599	岡山県総社市中央1-1-1

〔2 災害予防対策関連資料〕

2-1 相互応援協定一覧

1 公共機関との協定

種類	協定名	締結年月日	協定機関名
消防	大阪市、和泉市航空消防応援協定	平成22年 4月 1日 (再締結)	大阪市
	河内長野市、和泉市消防相互応援協定	昭和45年12月 1日	河内長野市
	阪和林野火災消防相互応援協定	平成25年 4月 1日 (再締結)	河内長野市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合、和歌山市、橋本市、岩出町、紀ノ川市、かつらぎ町、高野口町、那賀消防組合、伊都消防組合
	和泉市、伊都消防組合消防相互応援協定	平成28年 8月 1日 (再締結)	伊都消防組合
	大阪府南ブロック消防相互応援協定	平成25年 4月 1日 (再締結)	堺市、高石市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、忠岡町、泉州南消防組合
	大阪府下広域消防相互応援協定	平成27年 9月 1日 (再締結)	大阪府下消防本部設置市町
	関西国際空港消防相互応援協定	平成28年 6月 1日 (再締結)	大阪市、堺市、高石市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉州南消防組合、忠岡町、関西エアポート(株)
	阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	平成29年 3月18日	堺市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合、那賀消防組合、和歌山市、海南市、有田川町、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合、御坊市、田辺市
	救急医療相談業務に係る応援協定	平成22年12月 1日	大阪市
ガス	ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	昭和56年 7月 1日	大阪ガス(株)南部事業本部
水道	大阪広域水道震災対策相互応援協定	平成 9年 3月31日	大阪府、大阪府域の市町村(大阪市を除く。)の水道事業者及び大阪広域水道企業団
	水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定	平成30年 5月18日	堺市
	水道緊急連絡管に関する協定書	平成13年 4月 1日	高石市
		平成15年10月14日	岸和田市
		平成15年10月27日	岸和田市
		平成17年 8月11日	泉大津市
		平成27年 1月20日	大阪広域水道企業団
		令和 2年 3月31日	堺市
情報	計測震度計の設置及び管理・運用に関する協定書	平成 8年 4月 1日	大阪府

種類	協定名	締結年月日	協定機関名
情報	大阪府防災情報システム端末機の整備及び管理運営に関する協定書	平成 9年 4月 1日	大阪府
	防災情報充実強化事業に関する協定書	平成25年 3月18日	大阪府
	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書	平成26年 4月 1日	大阪府
避難	避難場所の利用に関する協定	平成 8年 9月27日	泉大津市
	災害時における避難所の利用	平成 7年11月17日	忠岡町
		平成16年 8月16日	高石市
	津波避難ビルの指定	平成23年11月10日	大阪府立信太高校
	避難場所等の指定に関する覚書	平成23年12月 1日	
	災害時における相互協力・相互支援に関する協定	平成21年 5月12日	桃山学院大学
	一時避難地に関する覚書	平成24年 3月 1日	大阪府立伯太高校
		平成24年10月25日	大阪府立和泉総合高校
相互支援	全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定	平成25年 9月 1日	むつ市、志摩市、京丹後市、摂津市、播磨町、美作市、長門市、阿波市、伊予市
	泉州地域災害時相互応援協定	平成25年 9月10日	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
	災害時相互応援協定	平成29年12月22日	総社市
廃棄物処理	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定	平成25年 3月22日	堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合
し尿処理	し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定	平成25年 3月22日	高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合
郵便	災害時相互支援に関する協定	平成20年 4月 1日	郵便事業（株）和泉支店、和泉市内郵便局
防災活動	大規模災害時における土地改良区施設を活用した防災活動に関する協定・要綱	平成23年12月27日	光明池土地改良区 大阪府泉州農と緑の総合事務所
応援	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成26年 8月27日	近畿地方整備局

（令和3年1月末現在）

2 民間団体との協定

種類	協定名	締結年月日	協定相手先名
物資の供給	災害時における物資の供給協力に関する協定	平成21年 6月 2日	和泉市薬剤師会
	災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定	平成21年 5月12日	一般社団法人 大阪府L Pガス協会
	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成17年 3月29日	富士給食(株)
		平成17年 2月25日	日本酪農協同(株)
		平成17年 1月17日	大阪いずみ市民生活協同組合
	大規模災害時救援協定	平成24年11月19日	Jパックス(株)・セツツカートン(株)
	災害時における燃料供給等に関する協定	平成25年10月 3日	大阪府石油商業組合阪南支部 和泉第1地区会
		平成25年10月 3日	大阪府石油商業組合阪南支部 和泉第2地区会
	災害発生時における災害救助物資の緊急調達等に関する協定	平成25年 6月25日	ウエルシア関西(株)
	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成26年 5月30日	コストコホールセールジャパン(株)
	災害発生時等における地図製品等の供給に関する協定	平成26年 9月24日	(株)ゼンリン
	災害時における支援協力に関する協定	平成27年 2月27日	イオンリテール(株) 近畿・北陸カンパニー
	災害時における支援協力に関する協定	平成28年 6月 1日	(株)LIXILビバ
	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成28年 9月23日	(株)コノミヤ
	災害時における畳の提供に関する協定	平成29年 4月18日	「5日で5000枚プロジェクト」 実行委員会
	災害時における食料等物資の供給協力に関する協定	平成30年 1月18日	いずみの農業協同組合
	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成30年12月17日	大杉繊維(株)
	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成30年12月18日	南池田衣料組合
	災害時における物品の供給協力に関する協定	平成31年 1月31日	(株)神戸屋
災害時における物品の供給協力に関する協定	令和元年 8月 1日	(株)ユタカメイク	
災害時における物品の供給協力に関する協定	令和 2年 2月 6日	(株)ブレイン	
災害時等における物品の供給協力に関する協定	令和 2年 3月 4日	(有)ホワイトサービス	
災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	令和 3年 1月 7日	太陽工業(株)	
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	令和 3年 1月 7日	日本紙工(株)	

種類	協定名	締結年月日	協定相手先名
ボランティア活動	災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成22年 4月 1日	社会福祉法人 和泉市社会福祉協議会
電気工事	大規模災害時救援協定	平成22年 5月21日	和泉電気事業協同組合
	災害発生時における応急対策業務に関する協定	平成25年 8月 5日	大阪府電気工事工業組合岸和田支部
避難支援	災害発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成24年 9月 1日	大栄環境(株)
	災害時における避難所の設置運営に関する協定	平成26年 7月15日	J T B コミュニケーションズ(株)
	災害時における支援協力に関する協定	平成26年 9月24日	三井不動産(株)【ララポート】
	災害時における支援協力に関する協定	平成27年 3月26日	ダイベア(株)
	災害時における支援協力に関する協定書	平成29年10月26日	三井不動産リアルティ(株)
	災害時等における支援に関する協定	平成31年 1月29日	泉北鍼灸マッサージ師会
	災害時における避難所運営等業務に関する協定	令和 2年12月18日	綜合警備保障(株)
	福祉避難所の設置運営に関する協定	平成26年 5月 1日 平成27年 3月26日	社会福祉法人和泉市社会福祉協議会 社会福祉法人和泉市福祉会 (特別養護老人ホームひかりの園、 ファミーユ地域密着型介護福祉施設) 社会福祉法人光生会 (ピープルハウス和泉) 社会福祉法人芳春会 (特別養護老人ホームビオラ和泉) 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 (特別養護老人ホーム光明荘) 社会福祉法人遺徳会 (和泉北信太特別養護老人ホーム)
放送	災害発生時等の緊急放送における協定	平成24年12月 7日	J : C O M、(株) ジュピターテレコム 関西メディアセンター
資機材提供	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	平成25年 2月25日	(株)アクティオ
医療救護	災害時における医療活動に関する協定	平成25年 3月18日	医師会、歯科医師会、薬剤師会
動物救護	災害時における動物救護に関する協定	平成29年 3月22日	(公財) 大阪府獣医師会
保育	災害発生時における保育に関する協定等に関する協定	平成29年 4月 1日	和泉市民間保育園連絡協議会
廃棄物処理	災害時団体救援協定 (災害一般廃棄物の収集運搬)	平成19年 6月 1日	和泉市環境事業協同組合
	災害発生時等における災害廃棄物処理に関する協定	平成24年 9月 1日	大栄環境(株)、(株)クリーンステージ、大阪・泉州建廃処理事業(株)
廃棄物仮置場	災害発生時等における災害廃棄物の仮置場に関する協定	平成24年 9月 1日	大栄環境(株)

種類	協定名	締結年月日	協定相手先名
遺体措置	災害時等における協力に関する協定	平成21年11月25日	(株)セルビス
	災害時等における協力に関する協定	平成29年11月 8日	南海グリーフサポート(株)
	災害時等における協力に関する協定	平成29年11月14日	(株)ハピネス
	災害時等における協力に関する協定	平成30年 1月11日	(株)和泉セレモニーセンター
防災活動	防災協力に関する協定	平成20年 2月26日	和泉市町会連合会
	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	平成30年 3月30日	和泉市軽部池土地改良区 大阪府泉州農と緑の総合事務所
	災害用物資を活用した防災活動に関する協定	令和 2年 3月 4日	一般社団法人日本非常食推進機構
物資の輸送	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	平成27年 1月19日	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合
	災害時等における物資輸送及び集積場所の運営等に関する協定	平成29年 3月30日	(株)アスト中本
交通・地域安全確保	災害時における交通及び地域安全確保等に係る業務に関する協定	平成30年12月 1日	(株)イズミセキュリティサービス
被災者相談	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	令和 2年 3月26日	大阪司法書士会
情報	減災を目的とした防災A Rに関する協定	平成26年 1月14日	一般社団法人全国防災共助協会
	災害に係る情報発信等に関する協定	平成29年 8月 1日	ヤフー(株)
	災害時における情報提供に関する協定	平成30年12月 4日	大阪ガス(株)
	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	令和元年 9月20日	関電サービス(株)
公共施設の 応急対策	大規模災害時救援協定	平成20年 3月 3日	(株)光明製作所
		平成22年 6月 4日	和泉造園緑化協同組合
		平成21年12月 8日	和泉市危機管理サポート
		平成22年 3月19日	大規模災害緊急作業支援組合
		平成21年12月28日	北建工業(株)
		平成22年 1月14日	植林建設(株)
		平成22年 1月18日	(有)北野組
		平成22年 1月18日	橘一建設(株)
		平成22年 1月19日	(株)河合建材店
		平成22年 1月19日	(株)井坂工務店
		平成22年 1月19日	(株)太田建設
		平成22年 1月19日	岡兵木材工業(株)
		平成22年 1月20日	常勝開発(株)
		平成22年 1月 8日	(株)マツイコーポレーション
		平成22年 1月21日	(有)シンエイ
		平成22年 1月25日	山口建設(株)
		平成22年 1月25日	(株)永福
		平成22年 1月25日	谷上建設(株)
		平成22年 1月25日	地研開発(株)
		平成22年 1月25日	(株)泉州イワタニ
		平成22年 1月26日	(株)コーニロード
		平成22年 1月26日	(株)深阪工務店

種類	協定名	締結年月日	協定相手先名
公共施設の 応急対策	大規模災害時救援協定	平成22年 1月 26日	ワコー防災(株)
		平成22年 1月 26日	(有)市川工業
		平成22年 1月 28日	大和建設(株)
		平成22年 1月 29日	(株)藤木設備
		平成22年 2月 1日	(株)中野組
		平成22年 2月 2日	天野建設(株)
		平成22年 2月 3日	(株)ジャパン環境開発
		平成22年 2月 5日	(株)日藤ホーム
		平成22年 2月 9日	辻設備
		平成22年 2月 9日	森本建設
		平成22年 2月10日	(株)東組建設
		平成22年 2月15日	大陽
		平成22年 2月17日	兼商(株)
		平成22年 2月23日	(株)貝淵土木産業
		平成22年 3月11日	ホクシン道路(株)和泉支店
		平成22年 3月16日	(株)勝栄建興
		平成22年 6月 3日	北川建設(株)
		平成22年 5月18日	清美建設(株)
		平成22年 5月21日	谷上好建材店
		平成22年 5月18日	橋本土木興業(株)
		平成22年 6月 3日	(株)坂口土建
		平成22年 5月17日	(株)西和開発
		平成22年 6月 1日	(株)大阪グリーンセンター
		平成22年 5月18日	三友建設(株)
		平成22年 5月17日	朝比奈建材(株)
		平成22年 5月19日	和泉市水道管工事業協同組合
		平成22年 5月20日	花田工業(株)
		平成22年 5月20日	(株)グランドワーク
		平成22年 5月20日	J S Cテクノス(株)
		平成22年 7月16日	(株)協栄
		平成22年 7月27日	(株)マエダ
		平成22年 8月 9日	貫野建設(株)
		平成22年 9月21日	(株)ガイアートT・K
		平成24年 2月 8日	(株)井上組
		平成24年 2月21日	(株)インプレーブ
		平成24年 3月 5日	泉谷電気工事(株)
		平成24年 3月12日	楽栄建設(株)
		平成24年 6月 1日	(株)エイビック
		平成24年 6月 1日	(株)E L フィールドサービス
		平成24年 6月 1日	(株)安部工務店
		平成24年 6月26日	(株)松本組
		平成25年 8月26日	(株)聖興業
		平成25年 9月 9日	(株)神楽建設
		平成26年 2月10日	(株)稻井建設
		平成26年 5月 1日	北建工業(株)

種類	協定名	締結年月日	協定相手先名
公共施設の 応急対策	大規模災害時救援協定	平成26年12月24日	(株)新栄商会
		平成27年 3月18日	阪口組
		平成27年 3月20日	(株)神楽道路
		平成27年 4月 8日	日興建設(株)
		平成28年 2月 3日	エムズライフ
		平成28年 2月12日	矢野建設(株)
		平成28年 3月24日	(有)三誠
		平成28年 3月28日	(株)高石塗装
		平成29年 6月30日	(有)藤原技研
		平成30年 2月15日	(株)花田工務店
		平成30年 2月15日	(株)小林新建
		平成30年 2月16日	(株)酒井工務店
		平成30年 2月16日	(有)アルファ産業
		平成30年 3月20日	(株)上野組工業
		平成30年 4月 1日	第一環境(株)関西支店
		平成30年 4月19日	(株)カワリヨウ
		平成30年 5月28日	(有)アンク
		平成30年10月22日	西野建設(株)
		平成30年10月23日	(株)グローヴアーツ
		平成30年10月29日	花田建設(株)和泉営業所
		平成31年 3月25日	(有)中塚土木
		令和元年 6月 5日	和泉建設業振興協会
		令和 2年 2月 6日	(株)惣一組
		令和 2年 6月23日	(株)エスユー

(令和3年1月末現在)

2-2 市防災行政無線一覧

1 同報系デジタル防災行政無線施設

(1) 屋外拡声子局

NO	設置個所名	住所	電話
1	国府小学校	府中町二丁目5番20号	41-0095
2	和気小学校	和気町四丁目9番1号	44-2253
3	伯太小学校	伯太町二丁目24番22号	41-0096
4	池上小学校	池上町三丁目14番45号	45-3840
5	黒鳥小学校	黒鳥町一丁目6番5号	43-0838
6	芦部小学校	芦部町224番地3	41-0097
7	北池田小学校	池田下町1670番地	55-0169
8	いぶき野小学校	いぶき野三丁目3番1号	57-0035
9	南池田小学校	納花町181番地	55-0076
10	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘三丁目4番1号	54-2366
11	青葉はつが野小学校	はつが野一丁目50番1号	53-3990
12	北松尾小学校	唐国町三丁目3番19号	54-0066
13	横山小学校	北田中町183番地	92-0061
14	南横山小学校	父鬼町1506番地	99-0004
15	幸小学校	幸二丁目3番1号	44-2330
16	信太小学校	尾井町二丁目8番17号	43-1007
17	鶴山台北小学校	鶴山台一丁目9番1号	44-1503
18	鶴山台南小学校	鶴山台四丁目1番1号	43-1717
19	光明台北小学校	光明台一丁目35番1号	56-6700
20	光明台南小学校	光明台三丁目8番1号	56-3200
21	和泉中学校	伯太町一丁目2番1号	41-0094
22	郷荘中学校	寺門町一丁目14番35号	44-2256
23	石尾中学校	万町930番地	55-0157
24	北池田中学校	いぶき野三丁目4番1号	57-0081
25	南池田中学校	鍛治屋町226番地	56-5211
26	横尾中学校	仏並町198番地	92-0004
27	富秋中学校	富秋町二丁目2番89号	45-3000
28	信太中学校	鶴山台一丁目1番1号	41-2250
29	光明台中学校	光明台一丁目28番1号	56-3220
30	南松尾はつが野学園	はつが野六丁目45番1号	51-7162
31	南松尾老人集会所	久井町430番地	53-3088
32	南部リージョンセンター	仏並町398-1	92-3800
33	消防団第一分団器具庫	府中町六丁目12番2号	
34	池上会館	池上町三丁目5番5号	
35	消防団寺田班器具庫	寺田町一丁目5番	
36	消防団箕形班器具庫	箕形町二丁目12番	
37	唐国町会館	唐国町一丁目6番15号	
38	消防団内田班器具庫	内田町三丁目2番3号	
39	消防団松尾寺班器具庫	松尾寺町2170番	

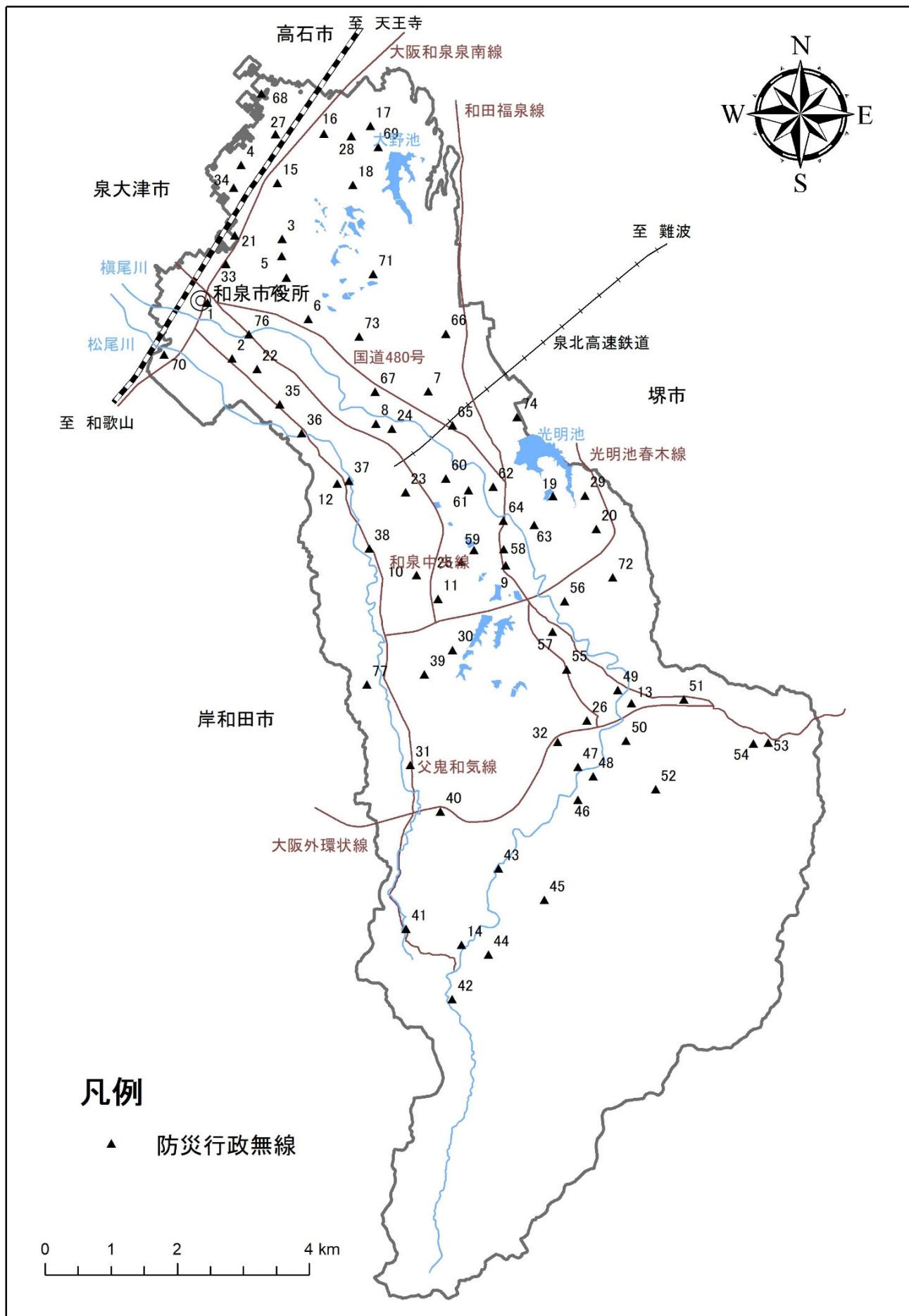
NO	設置個所名	住所
40	若槻町広場	若槻町308番2
41	八雲神社（春木川班）	春木川町167番
42	消防団父鬼班器具庫	父鬼町293番地
43	消防団大野班器具庫	大野町125番
44	側川自治会館	大野町420番
45	消防団小川班器具庫	仏並町1326番
46	消防団坪井班器具庫	坪井町51番
47	消防団仏並班器具庫	仏並町713番
48	消防団大畠班器具庫	仏並町776番
49	消防団下宮班器具庫	下宮町186番
50	消防団小野田班器具庫	小野田町165番3号
51	消防団福瀬班器具庫	福瀬町177番1号
52	九鬼町会館敷地内	九鬼町446番3号
53	泉福寺境内	南面利町303番
54	消防団善南班器具庫	善正町182番3号
55	国分トンネル北交差点	国分町1081番1号
56	西福寺境内	黒石町598番
57	消防団平井班器具庫	平井町631番
58	福寿寺境内	納花町1番
59	児童遊園（鍛治屋班）	鍛治屋町186番6
60	消防団万町班器具庫	万町121番
61	浦田町町民会館	浦田町338番
62	消防団和田班器具庫	和田町1074番2号
63	消防団三林班器具庫	三林町416番4号
64	消防団川中班器具庫	三林町1062番
65	消防団室堂班器具庫	室堂町1801番1号
66	消防団伏屋班器具庫	伏屋町一丁目50番2号
67	消防団山深班器具庫	池田下町982番
68	葛の葉1号公園	葛の葉町三丁目6番
69	鶴山台志保池公園	鶴山台二丁目3番
70	小田公園	小田町1番4号
71	山荘4号緑地	山荘町333番48
72	みづき台中央自治会館	みづき台一丁目10番
73	阪本1号公園	阪本町568番91号
74	光明池球技場	室堂町1066番
75	市立黒鳥老人集会所	黒鳥町二丁目2番8号
76	桑原大橋付近	桑原町202番1
77	春木町会館	春木町611番

(2) 戸別受信機

整備数	整備箇所
戸別受信機 200台	公共施設、一部民間施設

2 移動系デジタル防災行政無線施設

整備数	整備箇所
ポータブル統制台 2台	市役所（2台）
半固定型 68台	市役所（3台）、避難所（31台）、 高等学校・支援学校、大学（5台）、消防（1台）、 医療機関（2台）、保健センター（1台）、 福祉会館（2台）、町会館（20台）、 南部リージョンセンター（1台）、 和泉警察署（1台）、上下水道部（1台）
携帯型 4台	市役所（2台）、上下水道部（2台）
車携帯型 24台	公用車（市役所（10台）、上下水道部（14台））



屋外拡声子局位置図

2-3 消防関係通信施設整備状況一覧

デジタル周波数									
	活動波	主運用波		統制波1		統制波2		統制波3	
基地局周波数 [移動局周波数] (MHz)		274. 38125 [265. 38125]		274. 90625 [265. 90625]		274. 23125 [265. 23125]		274. 53125 [265. 53125]	
基地局 移動局		基地局	移動局	基地局	移動局	基地局	移動局	基地局	移動局
和泉市 消防本部	活動波1 273. 26875 [264. 26875]	○	切替式	○	切替式	○	切替式	○	切替式
基地局周波数 [移動局周波数] (MHz)	活動波2 273. 34375 [264. 34375]								

2-4 管内雨量観測所一覧

(1) 府整備

No.	観測所名	流域 河川名	施設			所 在 地	管理者	既往最大 降雨量	備考
			日 卷	月 卷	テメ レタ				
1	大野池	槇尾川			○	尾井町3394	泉州農と緑の 総合事務所長	—	
2	光明池	〃			○	和田町446	〃	—	
3	黒石大池	大津川			○	黒石町110	〃	—	
4	梨本池	〃			○	鍛治屋町532-1	〃	—	
5	仏並大池	槇尾川			○	仏並町358	〃	—	
6	横山	〃		○ (1)	○ 9 (無)	仏並町320-1 (株)大勇組内	鳳土木 事務所長	S 27. 7. 10 197.0mm	

注) 施設月卷欄下の(1)は1ヶ月巻きを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。

施設テレメータ欄下の63、2等は、設置年が昭和63年、平成2年であることを示す。

(2) 市整備 (同報系デジタル防災行政無線施設)

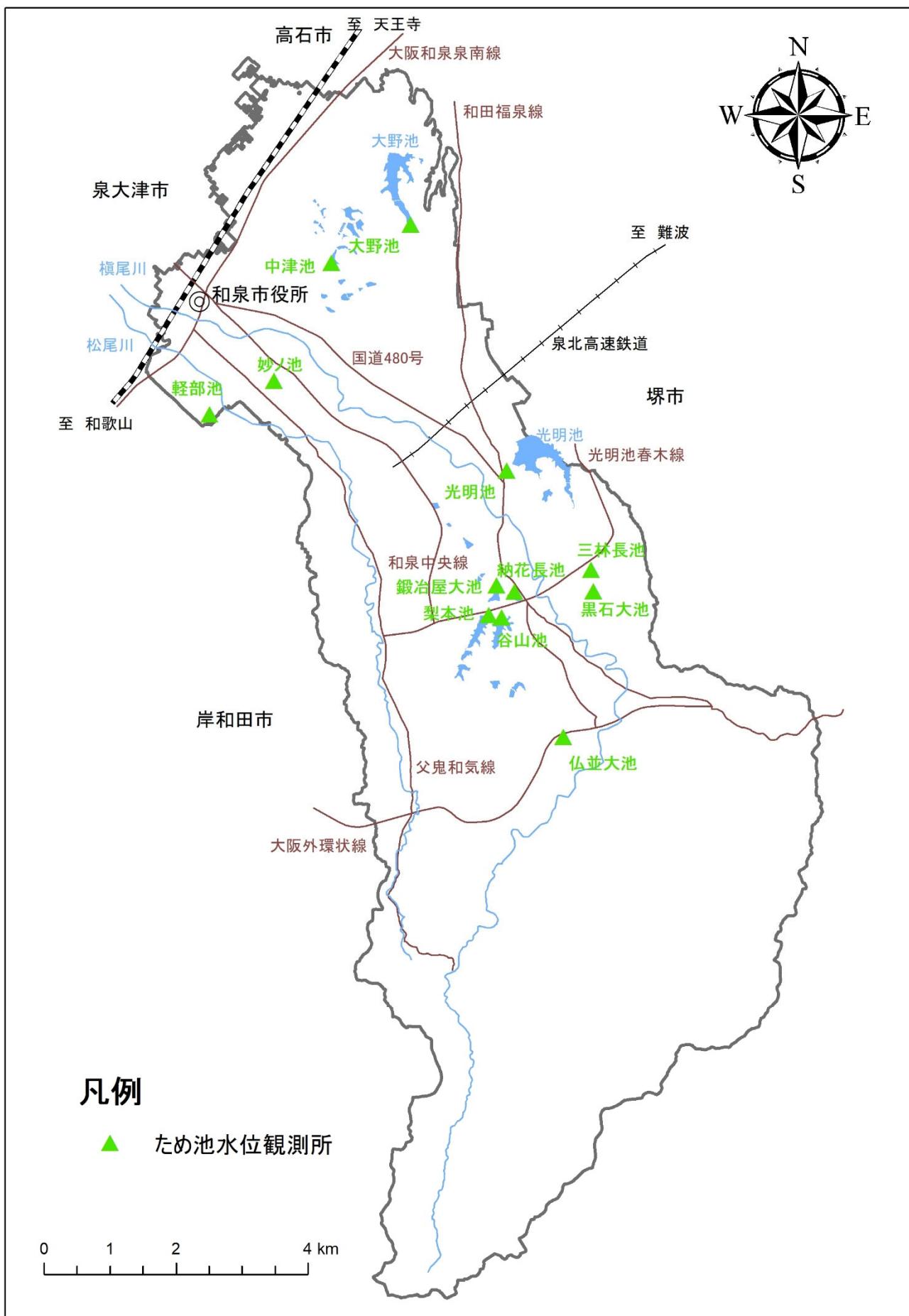
No.	観測所名	流域 河川名	施設			所 在 地	管理者	観測者	既往最大 降雨量	備考
			日 卷	月 卷	テメ レタ					
1	槇尾中学校	槇尾川			○ (無)	仏並町198	和泉市	職員	—	
2	横山小学校	〃			○ (無)	北田中町183	〃	〃	—	
3	南横山小学校	父鬼川			○ (無)	父鬼町1506	〃	〃	—	



管内雨量観測所位置図

2-5 管内ため池水位観測所一覧

No.	観測所名	施設			消防団待機水位 氾濫注意水位	余水吐底より堤防天端まで	所 在 地	管 理 者	ため池 管理 者	既 往 最 大 降 雨 量	備 考
		量 水	自 記	テメ レタ							
1	大野池			○	余水吐敷高 0.50	2.10	尾井町1068-1	泉州農と緑の 総合事務所長	光明池土 地改良区	—	
2	光明池			○	〃 0.39	4.995	和田町279-3外	〃	〃	—	
3	黒石大池			○	〃 0.60	2.30	黒石町110	〃	黒石 水利組合	—	
4	梨本池			○	〃 0.70	2.25	鍛治屋町532-1	〃	梨本 水利組合	—	
5	仏並大池			○	〃 0.50	2.60	仏並町358	〃	二ノ井 水利組合	—	
6	谷山池			○	〃 0.6	1.7	府中町飛地	〃	谷山池管 理委員会	—	
7	軽部池			○	〃 0.15	0.8	小田町	〃	軽部池土 地改良区	—	
8	三林長池			○	〃 0.3	1.1	三林町	〃	三林 水利組合	—	
9	中津池			○	〃 0.45	1.4	黒鳥町	〃	中津池 水利組合	—	
10	妙ノ池			○	〃 0.3	1.1	寺門町	〃	妙ノ池 水利組合	—	
11	納花長池			○	〃 —	0.8	納花町	〃	納花 水利組合	—	
12	鍛治屋大池			○	—	—	鍛治屋町	〃	鍛治屋大 池水利組 合	—	



管内ため池水位観測所位置図

2-6 管内河川水位観測施設

(1) 水位観測施設

観測所名	観測級別	河川名	施設			水防団待機水位 氾濫注意水位	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 零線高 OP+ (m)	既往最高水位 (量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
川中橋	1	横尾川	○	○	○ 9 (無)	1.00 1.75	左岸4.631 右岸4.806	三林町	鳳土木 事務所長	所員 TEL (072)273 -0123	55.80	S 28.9.25 4.20	水晶水圧 式
桑原大橋	1	横尾川	○	○	○ 8 (無)	1.00 2.50	左岸5.820 右岸5.967	観音寺町	"	"	18.772	H29.10.22 3.42	超音波式
新緑田橋	1	松尾川			○ 12 (無)		左岸6.454 右岸6.856	小田町	"	"	12.582	H19.7.17 3.06	超音波式

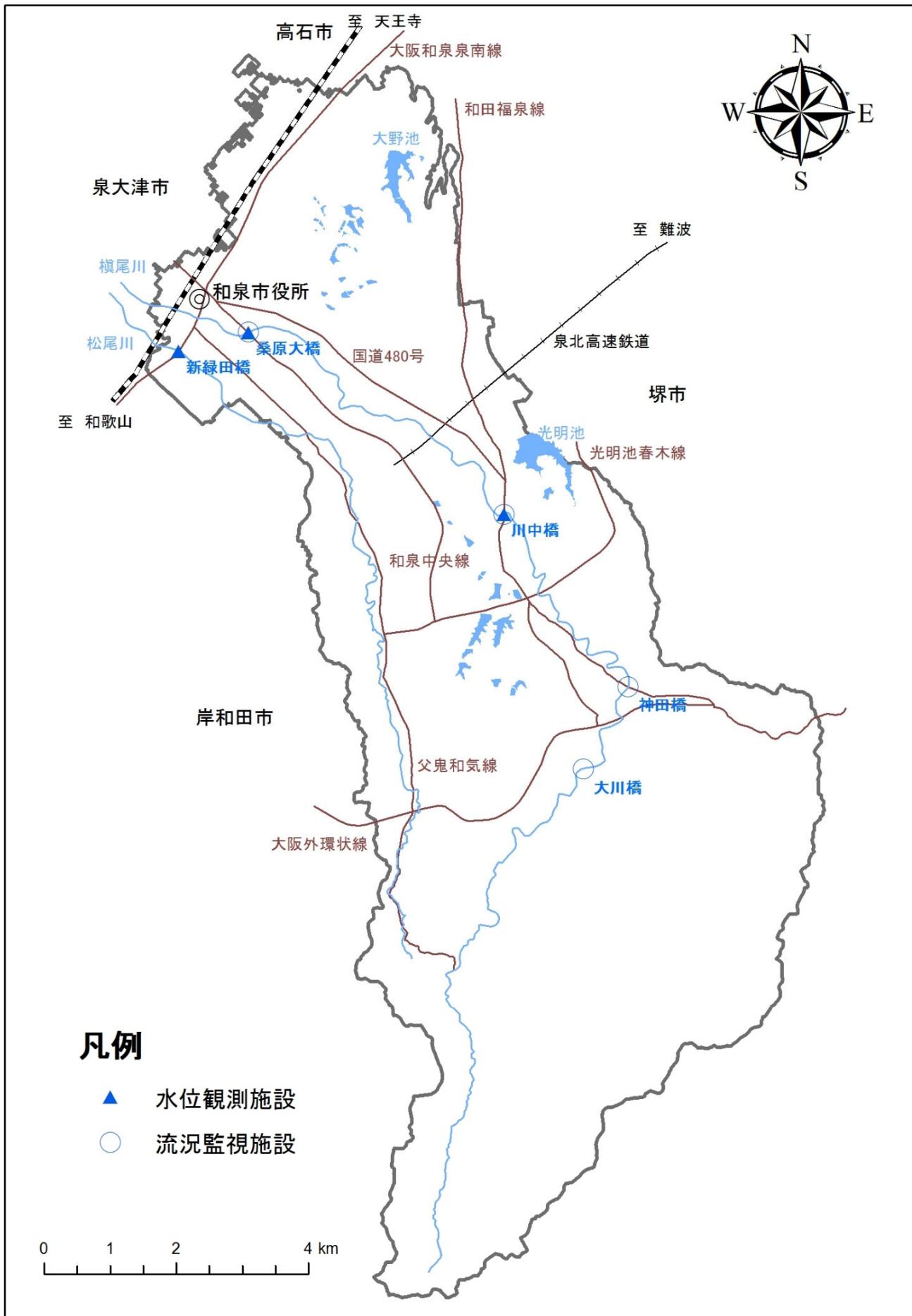
注) 施設自記欄下8等は設置年が平成8年であることを示す。

施設テレメータ欄下(無)は無線テレメータを示す。

観測級別: 1級は、年間を通じて観測を行う。

(2) 流況監視施設

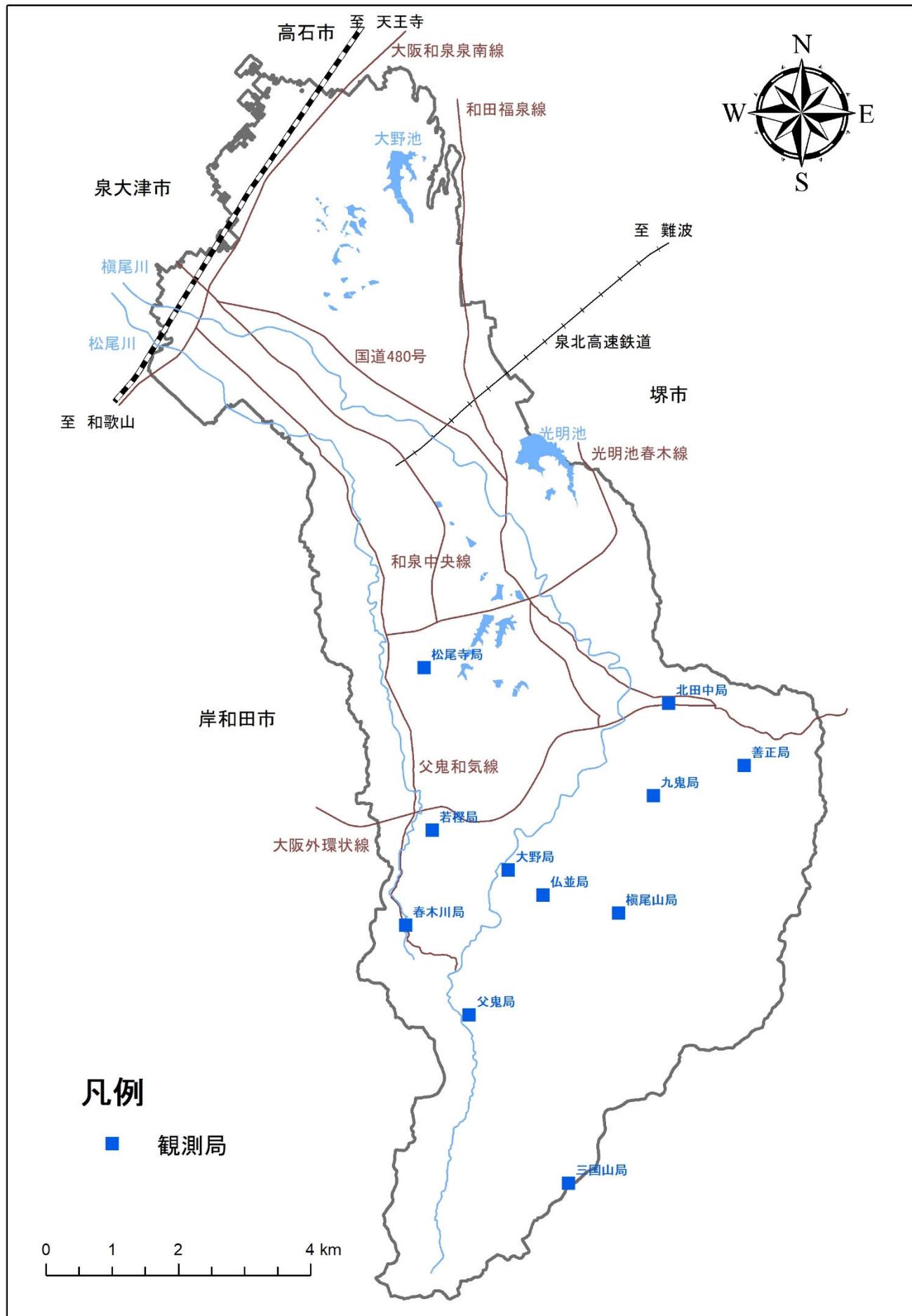
観測所名	河川名	施設			堤防天端高 【河床からの高さ】 (量水標読) (m)	所在地	量水標 管理者	カメラ 管理者	観測者	備考	カメラ 映像の HP公開
		量水標	カメラ	テレメータ							
川中橋	横尾川	○	○	○	左岸4.631 右岸4.806	和泉市 三林町	鳳土木 事務所長	鳳土木 事務所長	所員 TEL (072)273 -0123		府HP 公開
桑原大橋	"	○	○	○	左岸5.820 右岸5.967	和泉市 観音寺町	"	"	"		府HP 公開
大川橋	"	○	○	-	左岸4.540 右岸4.340	和泉市 仏並町	"	和泉市長	職員 TEL (0725)99 -8104	同報系デジタル 防災行政無線施設	市HP 公開
神田橋	"	○	○	-	左岸4.658 右岸4.658	和泉市 下宮町	"	"	"	同報系デジタル 防災行政無線施設	市HP 公開



管内河川水位観測施設位置図

2-7 管内土石流雨量監視局・観測局

	局 名	所 在 地
観 測 局	仏 並 局	仏並町1345
	若 横 局	若横町658
	大 野 局	大野町1345
	父 鬼 局	父鬼町1649-2
	九 鬼 局	九鬼町446-3
	松 尾 寺 局	松尾寺町2171-4
	善 正 局	善正町296
	楨 尾 山 局	楨尾山町13
	春 木 川 局	春木川町163-1
	北 田 中 局	福瀬777-2
三国山局（中継局兼用）		父鬼町774



凡例

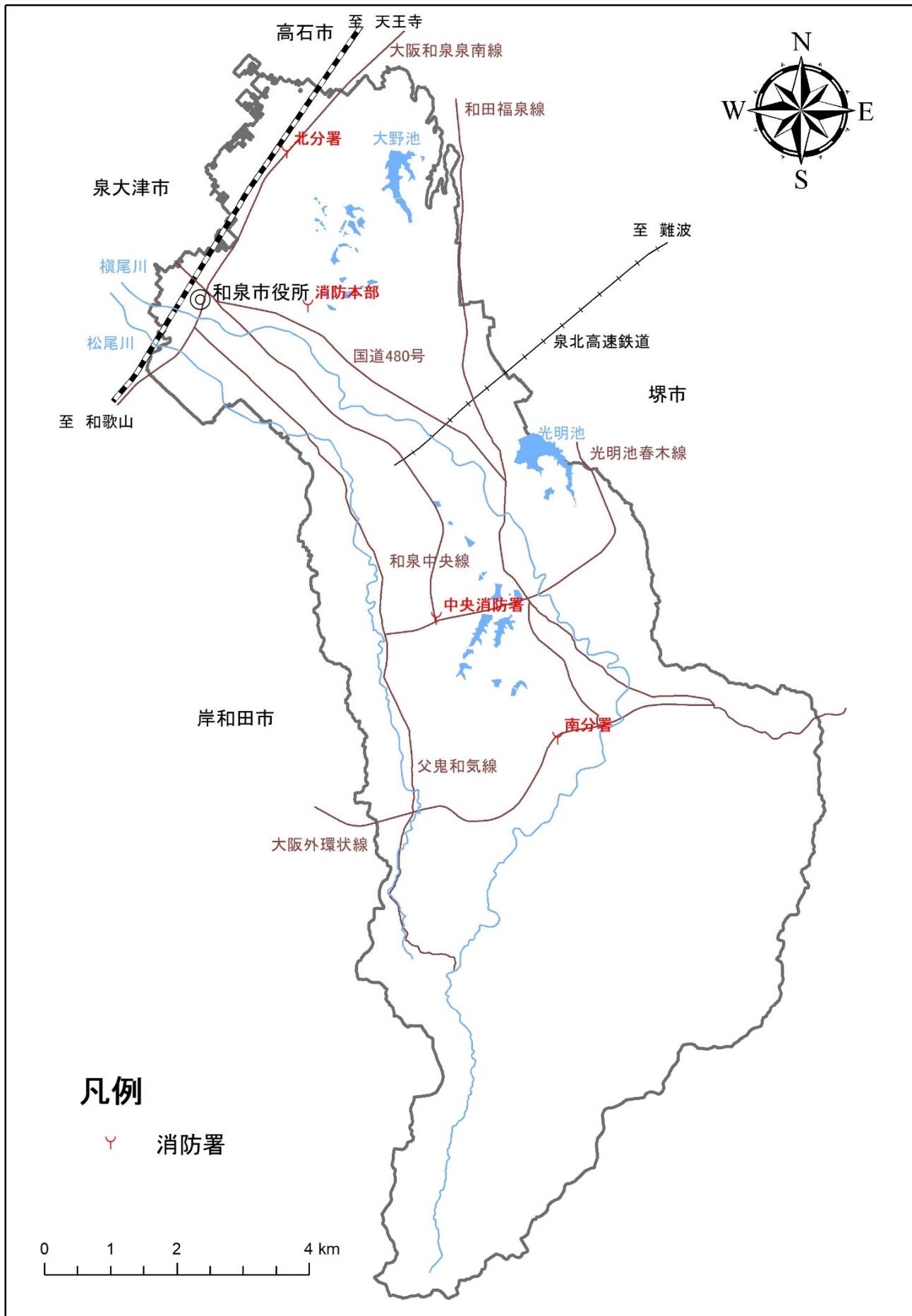
■ 観測局

管内土石流雨量監視局・観測局位置図

2-8 消防本部・消防団における消防力等の現況

1 消防本部・署所の配置

区分 署所別	所在地	敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	業務開始年月
消防本部 和泉消防署	一条院町140-2	6,099.28	1,385.00	2,243.34	昭和48年2月
中央消防署	はつが野一丁目51-1	5,789.03	1,142.47	2,532.55	令和2年4月
北分署	幸一丁目8-40	883.57	325.01	625.06	平成24年11月
南分署	仏並町358-10	2,010.00	393.72	745.00	平成25年12月



凡例

消防署

管内消防署位置図

2 消防団

(1) 消防団の分団区域

分 団 別	区 域
第1分団	府中町、同一丁目から八丁目、肥子町一丁目、同二丁目、井ノ口町、和気町、同一丁目から四丁目、繁和町、小田町、同一丁目から三丁目、芦部町、一条院町、桑原町、観音寺町、寺門町、同一丁目、同二丁目、今福町、同一丁目、同二丁目、阪本町、伯太町、同一丁目から六丁目、池上町、同一丁目から四丁目、黒鳥町、同一丁目から四丁目、山莊町、同一丁目から三丁目、東阪本町
第2分団	弥生町一丁目から四丁目、内田町、同一丁目から四丁目、唐国町、同一丁目から四丁目、箕形町一丁目から六丁目、寺田町、同一丁目から三丁目、緑ヶ丘一丁目から三丁目、いぶき野二丁目、同四丁目、同五丁目、まなび野、あゆみ野一丁目から四丁目
第3分団	春木川町、若槻町、久井町、松尾寺町、春木町、テクノステージ一丁目から三丁目
第4分団	大野町、父鬼町
第5分団	下宮町、仏並町、坪井町、槇尾山町、小野田町、北田中町、岡町、九鬼町、福瀬町、善正町、南面利町
第6分団	国分町、黒石町、平井町、納花町、鍛冶屋町、三林町、和田町、浦田町、万町、青葉台、同一丁目から三丁目、光明台一丁目から三丁目、のぞみ野一丁目から三丁目、みずき台一丁目・同二丁目、はつが野一丁目から六丁目
第7分団	池田下町、伏屋町、同一丁目から五丁目、室堂町、いぶき野一丁目・三丁目
第8分団	幸一丁目から三丁目
第9分団	王子町、同一丁目から三丁目、富秋町、同一丁目から三丁目、尾井町、同一丁目・二丁目、太町、上町、舞町、小野町、上代町、鶴山台一丁目から四丁目、葛の葉町、同一丁目から三丁目

(2) 分団別団員数及び消防機械

区 分	消 防 团 員								消 防 機 械					
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	自 消 防 動 動 ボ ン 車 ブ	積 動 全 力 自 ポ 動 載 シ 式 ブ 小 車 付 型	付 小 型 積 動 力 載 ボ ン 車 ブ	指 揮 車	計	
本 部	1	5						6	1			3	1	5
第 1 分 団			1	1	1	4	15	22	1					1
第 2 分 団			1	1	1	4	35	42	4					4
第 3 分 団			1	1	1	5	35	43			5			5
第 4 分 団			1	1	1	5	29	37			1	2		3
第 5 分 団			1	1	2	10	56	70	2		7	1		10
第 6 分 団			1	1	1	10	59	72	1		9			10
第 7 分 团			1	1	1	3	20	26			3			3
第 8 分 団			1	1	1	6	6	15	2					2
第 9 分 団			1	1	1	4	12	19	1					1
計	1	5	9	9	10	51	270	352	12		25	6	1	44

(令和3年1月末現在)

2-9 消防水利の現況

種別	消火栓				防火水槽						その他の水利		
区分	公設		私設		公設		準公設		私設		溜池	河川	プール
構造容量	地 上	地 下	地 上	地 下	40 m ³ 以上	20 m ³ 以上	40 m ³ 以上	20 m ³ 以上	40 m ³ 以上	20 m ³ 以上			
数量	0	3,856	0	26	420	13	20	20	472	3	69	1	42
合計	3,856		26		433		40		475		112		
前年比増減数	+3		-1		+2		0		+3		0		
水利基準 適合数	2,753		0		420		20		472		0		

(令和3年1月末現在)

2-10 市域にかかる災害医療センター等一覧

1 基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	FAX	総病床数
大阪府立病院機構 大阪急性期・ 総合医療センター	大阪市住吉区万代東 三丁目1-56	(06) 6692-1201	(06) 6606-7000	865

2 地域災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	FAX	総病床数
岸和田德州会病院	岸和田市加守町 四丁目27-1	(072) 445-9915	(072) 445-9791	341

3 特定診療災害医療センター

病院名	所在地	電話番号	FAX	総病床数
大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	(0725) 56-1220	(0725) 56-5682	375

4 市災害医療センター

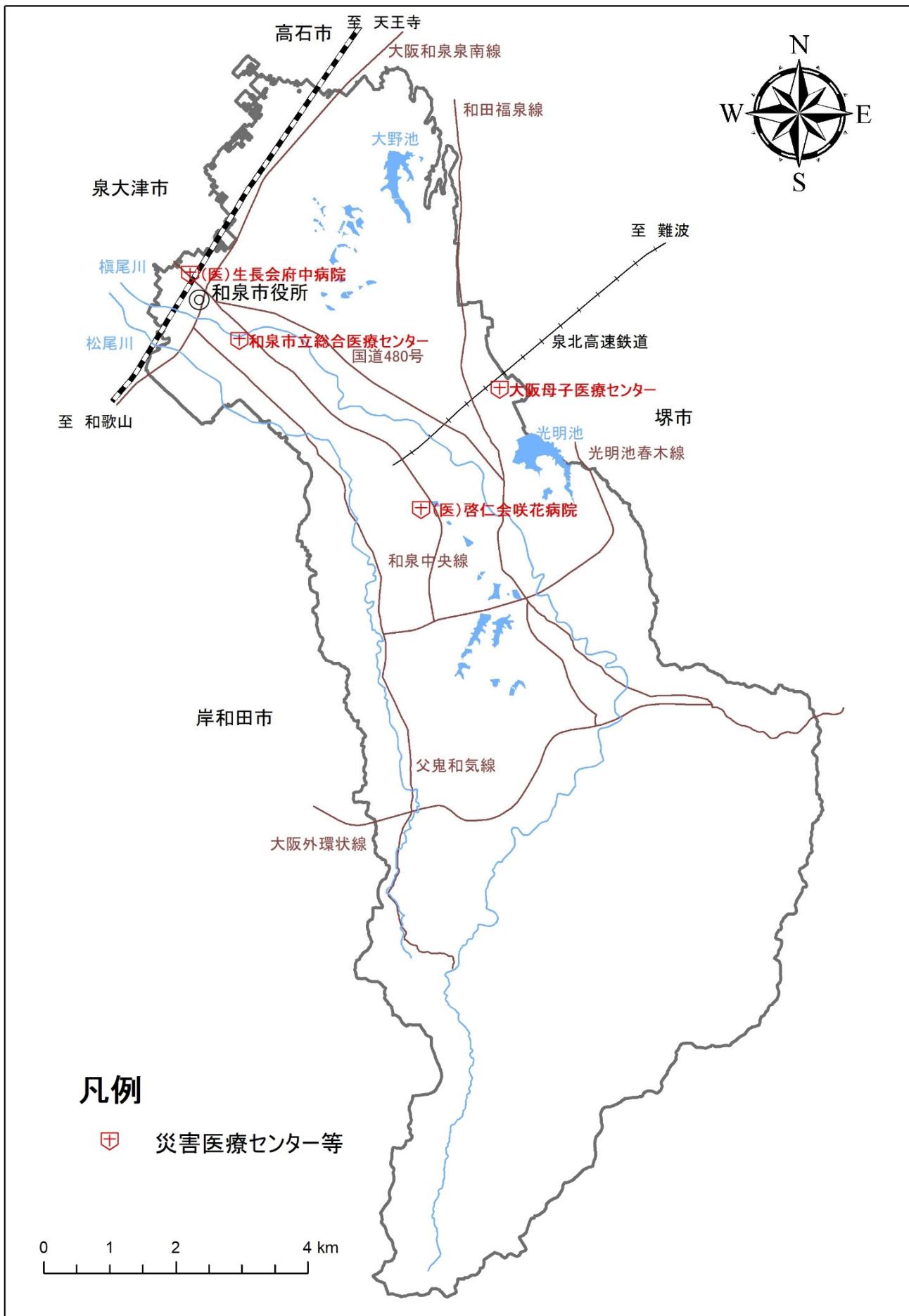
病院名	所在地	電話番号	FAX	総病床数
和泉市立総合医療センター	和泉市和気町 四丁目5-1	(0725) 41-1331	(0725) 43-3350	307

5 災害医療協力病院

病院名	所在地	電話番号	FAX	総病床数
(医) 啓仁会 咲花病院	和泉市のぞみ野 一丁目3-30	(0725) 55-1919	(0725) 55-1688	94
(医) 生長会 府中病院	和泉市肥子町 一丁目10-17	(0725) 43-1234	(0725) 43-3995	380

2-11 医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先

医療機関名	所在地	電話番号 (0725)
一般社団法人 和泉市医師会	和泉市府中町四丁目22-5	41-6558
一般社団法人 和泉市歯科医師会	〃	45-1180
和泉市薬剤師会	〃	46-6888



災害医療センター等位置図

2-12 地域緊急交通路一覧

区分	路線名	区間
国道	480号	穴田（国道26号）～槇尾中学校南（国道170号） 大野町（国道170号）～南横山小学校前
府道	富田林泉大津線	池上曾根遺跡前～丸笠山古墳南 演習場南～阪本町 光明池駅前3号（府道堺泉北環状線）～室堂町北（国道480号）
	和泉泉南線	信太小学校東～伯太町4丁目東 府中町4丁目東～福祉会館前 和気小学校西～小田町南
	泉州山手線	室堂町北（国道480号）～いぶき野大橋（和泉中央線）
	和泉富田林線	山の谷伏屋線交差点～伏屋町中（府道和田福泉線）
	和田福泉線	伏屋町中～和田
	堺泉北環状線	光明池駅前3号～府立母子センター南
	父鬼和気線	和気町（大阪和泉泉南線）～久井南（国道170号）
	三林岡山線	内田町（府道父鬼和気線）～和田南（国道480号）
	春木岸和田線	春木町（府道父鬼和気線）～南松尾中学校前 春木町北～岸和田和泉インター1号
市道	和泉中央線	全線
	上代伏屋線	全線
	山の谷伏屋線	全線
	黒鳥観音寺線	全線
	和田光明台線	国道480号交差点～光明台中央
	三林光明台線	光明台西（和田光明台線）～光明台春木線交差点
	上伯太線	府道泉大津美原線～丸笠山古墳南
	伯太伏屋線	丸笠山古墳南～演習場北
	北信太駅前線	全線
	鶴山台本線	北信太駅前線交差点～鶴山台南小学校前
	伯太町2号線	全線
	舞伯太府中線	伯太町2号線交差点～伯太桑原線交差点
	伯太桑原線	舞伯太府中線交差点～府中信太山線交差点
	府中信太山線	全線
	府中黒鳥線	和泉中学校前（大阪和泉泉南線）～府中信太山線交差点
	室堂光明池線	南大阪変電所前（府道和田福泉線）～府立母子センター南（府道堺泉北環状線）
	伏屋唐国線※1	池田下町側道3号線交差点～府道父鬼和気線交差点
	池田下町側道3号線	府道和泉富田林線交差点～伏屋唐国線交差点
	まなび野中央線	和泉中央線交差点～緑ヶ丘本線交差点
	内田町8号線	全線
	緑ヶ丘本線	まなび野中央線交差点～府道父鬼和気線交差点
	緑ヶ丘11号線	全線
	青葉台1号線	全線
	青葉台2号線	全線
	はつが野本線	全線
	はつが野松尾寺線	全線
	唐国久井線	唐国町（泉州山手線）～テクノステージ（国道170号）
	光明池春木線	春木町北～三林光明台線交差点

(参考) 広域緊急交通路

重点路線 : 国道26号、大阪和泉泉南線

その他 : 国道170号、泉大津美原線、国道480号、富田林泉大津線、三林岡山線、
市道伯太町2号線

自動車専用 : 阪和自動車道、堺泉北道

(市道選定要件)

指定避難所及び備蓄拠点を結ぶ道路であり、幅員が6メートル以上の道路

※1 一部幅員6m以下の部分があるが、指定避難所を結ぶ道路であるため、選定を行う



緊急交通路位置図

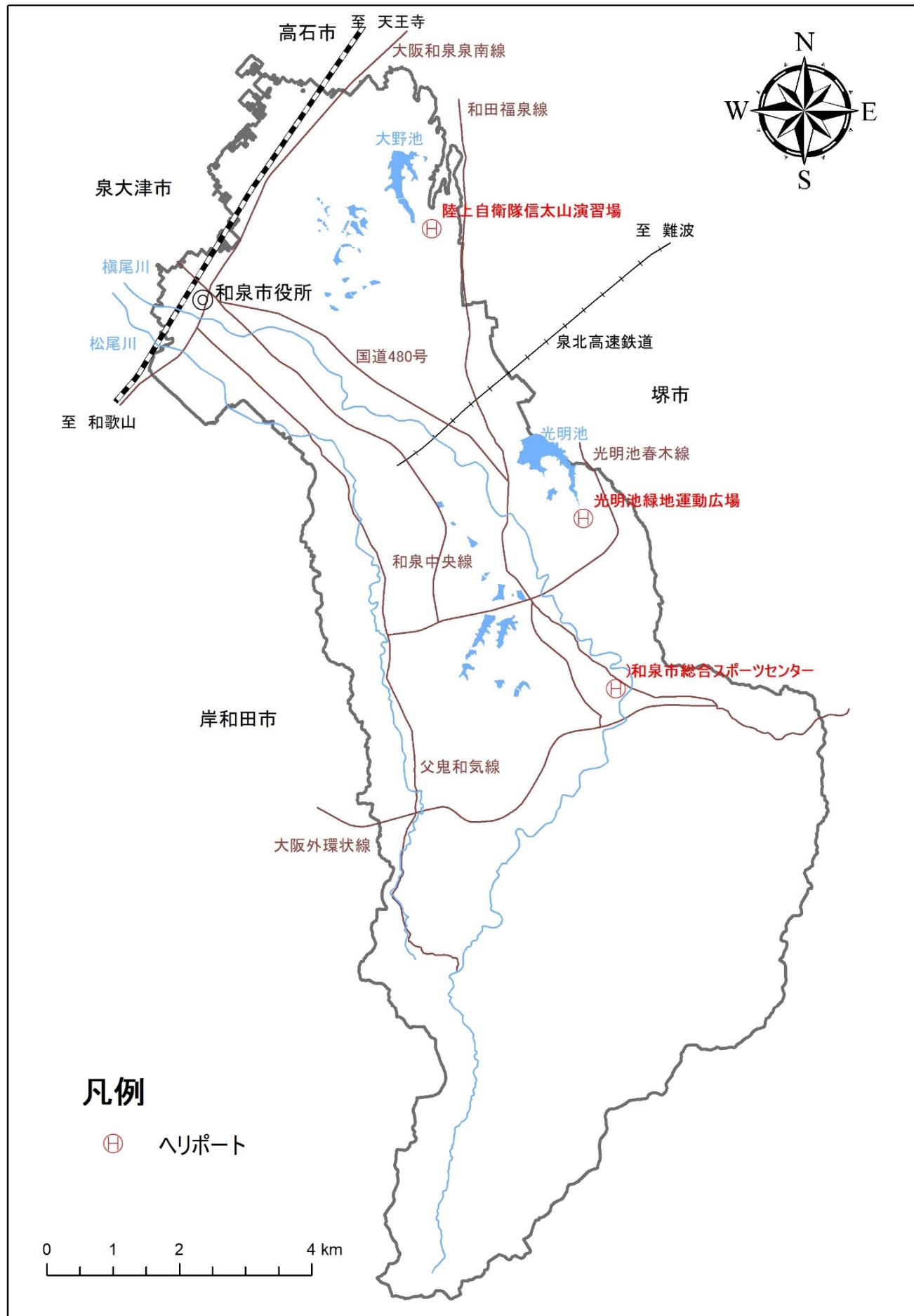
2-13 災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号 (0725)	幅×長さ	備考
和泉市総合 スポーツセンター	下宮町160	和泉市教育委員会 生涯学習部生涯学習推進室 スポーツ振興担当	99-8162	120× 78m	
和泉市立 光明池 緑地運動場	光明台三丁目36-1	"	"	160× 98m	
陸上自衛隊 信太山演習場	小野町他	陸上自衛隊 信太山駐屯地司令	41-0090	330× 38m	

(令和3年1月末現在)

2-14 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）
- 2 地面斜度6度以内のこと。
- 3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
①大型ヘリコプター … 100m四方の地積
②中型ヘリコプター … 50m四方の地積
③小型ヘリコプター … 30m四方の地積
- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合
①水利、水源に近いこと。
②複数駐機が可能であること。
③補給基地が設けられること。
④気流が安定していること。
⑤なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。
1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発炎筒）をとること。
2 着陸点にはHを表示すること。
3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。



災害時用臨時ヘリポート位置図

2-15 避難場所一覧

1 指定避難所（市内）

番号	避難所名	住所	電話番号(0725)	一時避難地	広域避難地
1	和泉中学校	伯太町一丁目2番1号	41-0094		○
2	国府小学校	府中町二丁目5番20号	41-0095	○	
3	伯太小学校	伯太町二丁目24番22号	41-0096	○	
4	黒鳥小学校	黒鳥町一丁目6番5号	43-0838	○	
5	郷荘中学校	寺門町一丁目14番35号	44-2256		○
6	芦部小学校	芦部町224番地の3	41-0097	○	
7	和気小学校	和気町四丁目9番1号	44-2253	○	
8	富秋中学校	富秋町二丁目2番89号	45-3000		○
9	池上小学校	池上町三丁目14番45号	45-3840	○	
10	幸小学校	幸二丁目3番1号	44-2330	○	
11	北池田中学校	いぶき野三丁目4番1号	57-0081		○
12	北池田小学校	池田下町1670番地	55-0169	○	
13	いぶき野小学校	いぶき野三丁目3番1号	57-0035	○	
14	南池田中学校	鍛治屋町226番地	56-5211		○
15	南池田小学校	納花町181番地	55-0076	○	
16	青葉はつが野小学校	はつが野1丁目50番1号	53-3990	○	
17	光明台中学校	光明台一丁目28番1号	56-3220		○
18	光明台北小学校	光明台一丁目35番1号	56-6700	○	
19	光明台南小学校	光明台三丁目8番1号	56-3200	○	
20	石尾中学校	万町930番地	55-0157		○
21	北松尾小学校	唐国町三丁目3番19号	54-0066	○	
22	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘三丁目4番1号	54-2366	○	
23	楳尾中学校	仏並町198番地	92-0004		○
24	横山小学校	北田中町183番地	92-0061	○	
25	信太中学校	鶴山台一丁目1番1号	41-2250		○
26	信太小学校	尾井町二丁目8番17号	43-1007	○	
27	鶴山台北小学校	鶴山台一丁目9番1号	44-1503	○	
28	鶴山台南小学校	鶴山台四丁目1番1号	43-1717	○	
29	南松尾老人集会所	久井町430番地	53-3088	○	
30	南部リージョンセンター	仏並町398番地1号	92-3800	○	
31	南松尾はつが野学園	はつが野六丁目45番1号	51-7162		○
総 計			31箇 所		

2 一時避難地

番号	避難所名	住所	電話番号(0725)	備考
1	府立信太高等学校	葛の葉町三丁目6番8号	23-3631	津波避難ビル
2	府立伯太高等学校	伯太町二丁目4番11号	45-9321	
3	府立和泉総合高等学校	富秋町一丁目14番4号	41-1250	

※指定緊急避難場所については、指定避難所31箇所及び和泉市内の高等学校3箇所の計34箇所を指定しています。

3 一時避難地（公園）

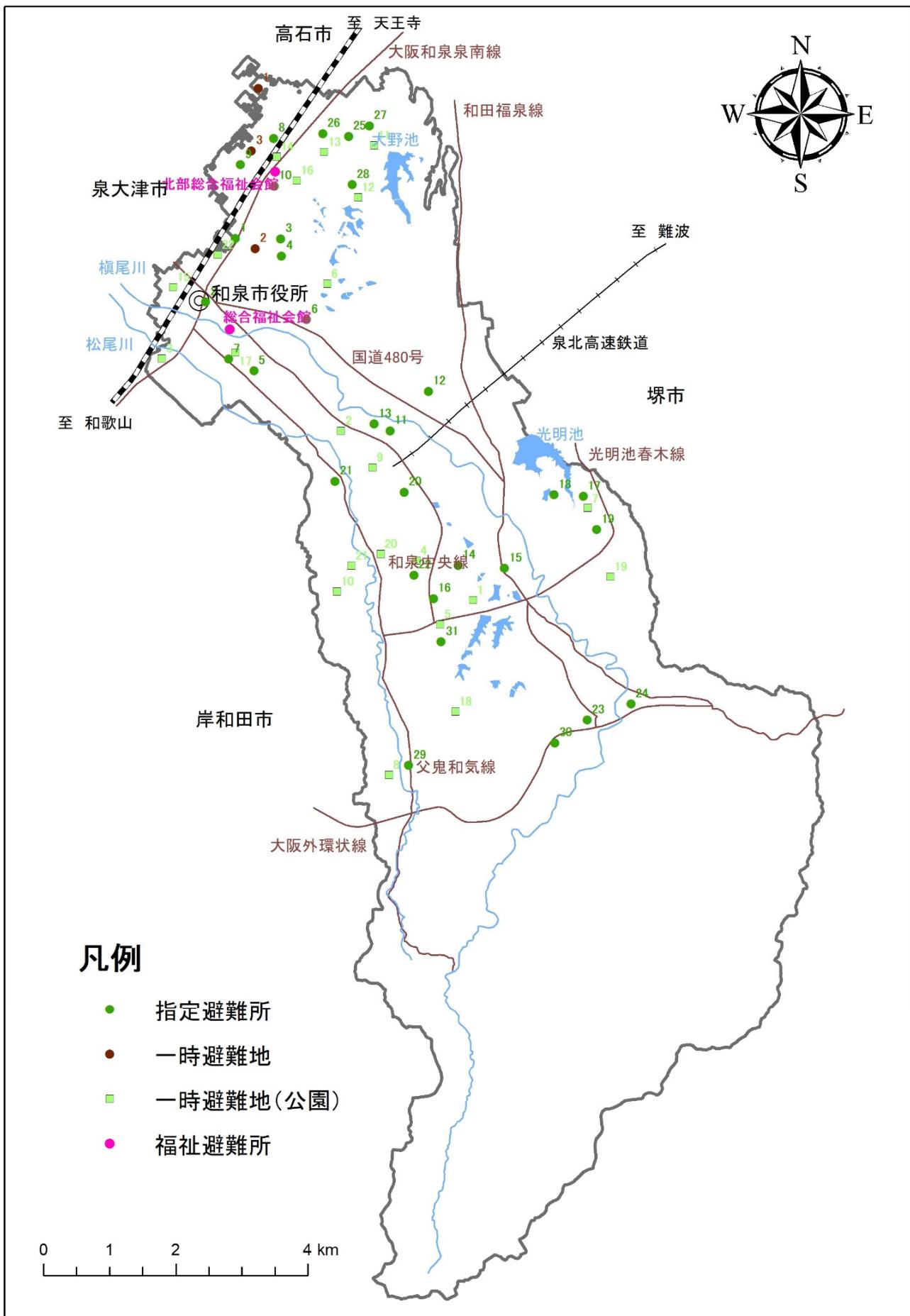
番号	避難所名	住 所	公園面積 (m ²)	備考
1	青葉台7号公園	青葉台三丁目543-41他2筆 はつが野六丁目地内	12,202	
2	いしたちはら公園	いぶき野二丁目32-15他5筆	25,540	
3	小田公園	小田町一丁目952-4他16筆	15.868	
4	かぐらざき公園	はつが野二丁目17-1他3筆	22,997	
5	くすのき公園	はつが野五丁目1-2他2筆	20,000	
6	黒鳥山公園	黒鳥町四丁目531-1他	88,222	
7	光明池公園	光明台三丁目34	21,152	
8	コスモ中央公園	テクノステージ三丁目25他1筆	37,380	
9	中央公園	いぶき野四丁目6-1他4筆	50,941	
10	つくしの公園	あゆみ野三丁目4-1他3筆	24,982	
11	鶴山台志保池公園	鶴山台二丁目3	20,001	
12	鶴山台惣ヶ池公園	鶴山台四丁目21	13,454	
13	鶴山台西公園	鶴山台三丁目2	10,684	
14	旭公園	幸一丁目地内	7,923	
15	肥子池公園	肥子町二丁目68-1	8,785	
16	放光池1号公園	幸三丁目110-1他4筆	8,693	
17	楓尾川公園	和氣町四丁目108-2、今福町地内	20,381	
18	松尾寺公園	松尾寺町1996-12-7他11筆	77,000	
19	みずき台中央公園	みずき台一丁目10-2他1筆	17,698	
20	宮ノ上公園	まなび野2-4他4筆	53,520	
21	いおり公園	あゆみ野一丁目3-1他3筆	12,177	
22	芦洗公園	府中町七丁目地内	約6,500	整備中 令和3年度末 完了予定

(令和3年1月末現在)

2-16 福祉避難所一覧

1 指定福祉避難所

避難所名	住 所	電話番号(0725)
北部総合福祉会館	幸二丁目 5 番 16 号	45-5781
総合福祉会館	府中町四丁目 20 番 4 号	43-7510



凡例

- 指定避難所
- 一時避難地
- 一時避難地(公園)
- 福祉避難所

0 1 2 4 km

指定避難所、一時避難地、福祉避難所位置図

2-17 府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況

1 重要物資確保の基準について（備蓄負担割合については、府1：市1 *哺乳瓶を除く）

- ① アルファ化米等
避難所避難者数×3食×1.2により算出した数量（高齢者食数を除く）
- ② 高齢者用食
避難所避難者数×3食×1.2により算出した数量のうち、5%（80歳以上の人口比率）
- ③ 粉ミルク又は液体ミルク
 - 【粉ミルク】
避難所避難者数×1.6%（0～1歳の人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日
 - 【液体ミルク】
避難所避難者数×1.6%（0～1歳の人口比率）×70%（人口授乳率）×1ℓ/人/日
- ④ 哺乳瓶
避難所避難者数×1.6%（0歳～1歳の人口比率）×70%（人口授乳率）×1本/人
(備蓄負担割合については、市が100%、府は予備分を備蓄)
- ⑤ 毛布
避難所避難者数×必要枚数2枚/人
- ⑥ 乳児・小児用おむつ
避難所避難者数×2.5%（0～2歳の人口比率）×8枚/人/日
- ⑦ 大人用おむつ
避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
- ⑧ 簡易トイレ
避難所避難者数×0.01（避難所避難者100人に1基）
(市はボックス型（便器型等）、府は組立式を備蓄)
- ⑨ 生理用品
避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32×5枚/人/日
- ⑩ トイレットペーパー¹
避難所避難者数×7.5m/人/日
- ⑪ マスク
避難所避難者数

2 大阪府地震被害想定に基づく和泉市の重要物資備蓄量

（最大避難所生活者数：22,530人）

	アルファ化米等(食)	高齢者用食(食)	粉ミルク(g)	液体ミルク(ℓ)	哺乳ビン(本)	毛布(枚)
目標量	38,527	2,028	16,402	126	253	22,530
備蓄量	36,295	2,800	16,008	57.6	699	22,358
	乳児・小児用おむつ(個)	大人用オムツ(個)	簡易トイレ(個)	生理用品(個)	トイレットペーパー(m)	マスク(枚)
目標量	2,253	451	226	2,197	84,488	11,265
備蓄量	6,090	4,692	342	36,960	125,460	38,740

2-18 社会福祉施設一覧

1 高齢者福祉施設

番号	施設名	区分※	所在地	電話番号 (0725)
1	和泉北信太特別養護老人ホーム	特養	上町403番地の1	46-1211
2	特別養護老人ホーム光明荘	特養	伏屋町三丁目8番1号	56-1882
3	ピープルハウス和泉	特養	和気町二丁目13番35号	47-3353
4	特別養護老人ホームビオラ和泉	特養	和気町三丁目5番19号	46-0460
5	特別養護老人ホームひかりの園	特養	下宮町141番地の1	92-1225
6	特別養護老人ホーム唐国園	特養	唐国町四丁目15番56号	53-1126
7	特別養護老人ホームF L O R A	特養	内田町三丁目9番38号	51-1133
8	社会医療法人ペガサス 介護療養型老人保健施設エクウス	老健	上町81番地	43-2010
9	社会福祉法人悠久人会介護老人保健施設 サンガーデン府中	老健	山莊町二丁目1番15号	46-2001
10	医療法人大泉会介護老人保健施設 くろいし	老健	黒石町566番地の1	57-2266
11	医療法人和泉会介護老人保健施設 ザ・シーズン	老健	若槻町30番地の1	53-1133
12	介護老人保健施設プリムラ和泉	老健	松尾寺町330番地	54-1912
13	医療法人新仁会新仁会病院	療養型	今福町一丁目3番3号	45-5661
14	医療法人橘会横山病院	医療院	仏並町287番地	92-0045
15	医療法人聖和錦秀会阪和いづみ病院	医療院	あゆみ野一丁目7番1号	53-1555
16	グループホームサニーヴィラ	認知症生活	府中町六丁目13番11号	45-9330
17	いづみ池上の里	認知症生活	池上町三丁目14番28号	45-1555
18	グループホームのぞみ野	認知症生活	のぞみ野三丁目1189番15号	50-6866
19	ひかりの園グループホーム	認知症生活	下宮町205番地の5	92-3388
20	サニーヴィラひまわり	小多機	府中町五丁目8番16号	45-4540
21	地域密着型介護老人福祉施設 エクウスプリオル	密着特養	上町89番地	58-7172
22	ファミーユ地域密着型介護福祉施設	密着特養	いぶき野五丁目5番1号	56-2222
23	地域密着型特別養護老人ホーム サニーヴィラ	密着特養	府中町五丁目4番2号	46-2020
24	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護ビオラ和泉	密着特養	和気町三丁目4番24号	46-0470
25	マイハウス和	軽費	鶴山台二丁目4番50号	46-9922
26	OSAKA歓の里	軽費	伏屋町五丁目10番11号	57-0791
27	サニーヴィラ	軽費	府中町五丁目8番14号	45-4565
28	北信太老人デイサービスセンター	通所	上町403番地の1	46-1211
29	デイサービスみかん	通所	太町24番地の1	43-5555
30	デイサービス きのこ	通所	太町47番地の4	92-6705
31	リハビリ専科グリーンディ	通所	尾井町343番地	40-3335
32	デイサービス・やまりは	通所	黒鳥町三丁目2番12号	40-1266
33	デイサービス月うさぎ	通所	伯太町四丁目13番21号	47-1571
34	光明荘デイサービスセンター	通所	伏屋町三丁目8番1号	56-0313
35	医療法人守田会 アネモネデイサービス	通所	伏屋町三丁目22番30号	55-1181
36	わが家 和泉	通所	池田下町1763番地の1 サンフォレスタ和泉1階	57-1911
37	リハビリディー S H A P E	通所	池田下町2866番地の6	57-6555
38	デイサービスセンター ひかりえ	通所	寺田町一丁目6番12号	24-9046
39	リハビリセンター ライム	通所	観音寺町847番地の2	46-0508
40	サニーヴィラデイサービスセンター	通所	府中町五丁目8番14号	45-4565
41	アビリティーズ・デイサービス和泉府中	通所	府中町六丁目11番19号	47-1121
42	麦の里	通所	府中町六丁目14番15号	44-1730
43	リプラス和泉	通所	府中町七丁目3番21号	90-6799
44	きよかぜデイサービス和気店	通所	和気町一丁目26番19号	90-4850
45	白ゆりデイサービスセンター	通所	和気町一丁目27番6号	43-0011
46	デイサービスセンターサザンパーク	通所	和気町二丁目3番7号	40-3880

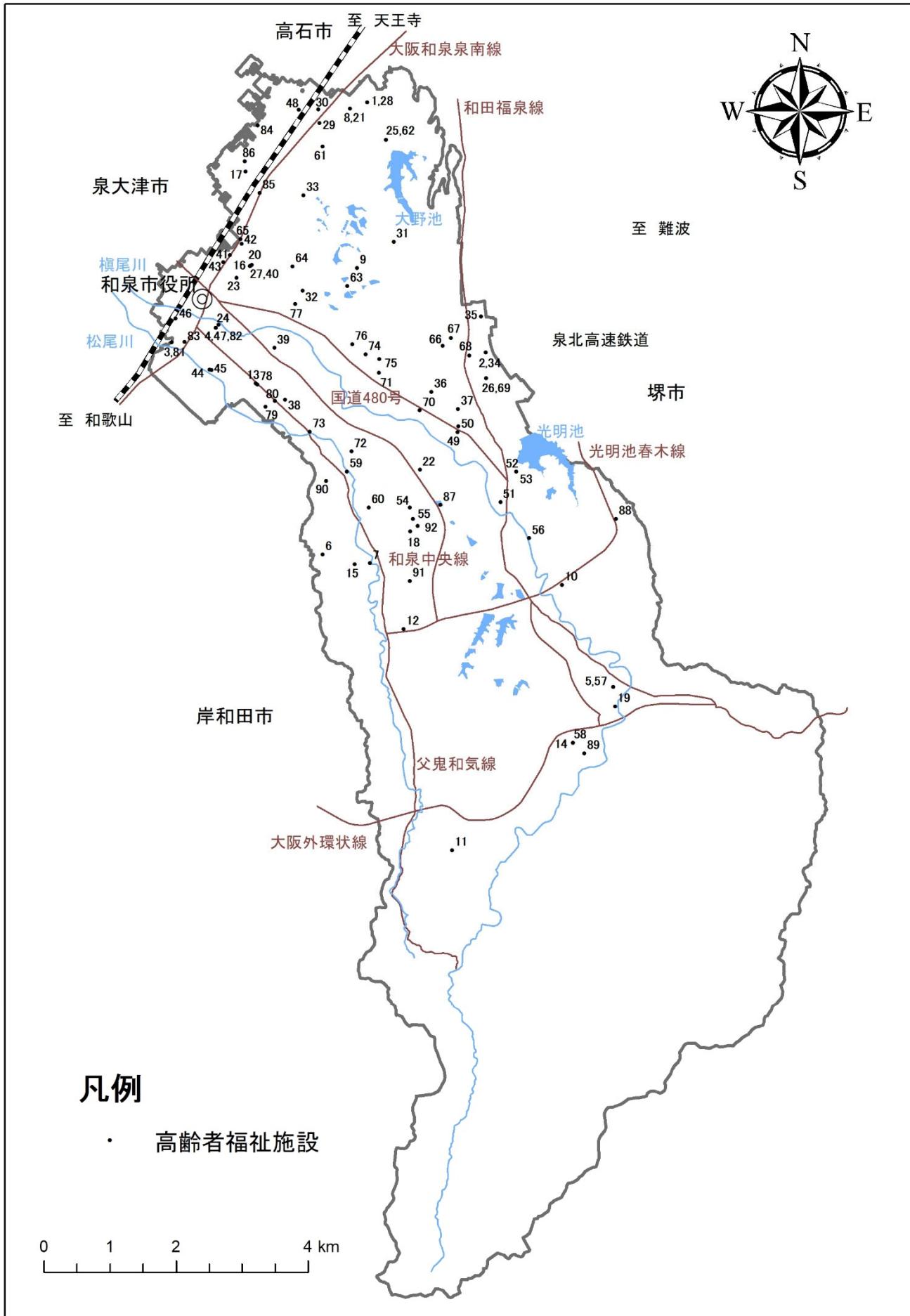
番号	施設名	区分※	所在地	電話番号 (0725)
47	ビオラ和泉デイサービスセンター	通所	和気町三丁目5番19号	46-0460
48	ツクイ和泉くずのは	通所	葛の葉町二丁目2番2号	47-6602
49	ビーナスクラブ室堂	通所	室堂町52番地の1	50-4467
50	ビーナスプラス室堂	通所	室堂町173番地の1	50-5503
51	デイサービスきたえるーむ和泉和田	通所	和田町67番地の2	55-6770
52	デイサービス笑助	通所	和田町301番地の1	24-5171
53	エデンデイサービス	通所	和田町408番地の1	56-6336
54	カーサのぞみ野デイサービスセンター	通所	のぞみ野二丁目1番11号	55-3577
55	ウェルカーサのぞみ野 デイサービスセンター	通所	のぞみ野三丁目2番23号	55-9277
56	ゆとりの里	通所	三林町1008番地	50-5777
57	ひかりの園デイサービス	通所	下宮町141番地の1	92-1225
58	デイサービスセンターゆすら	通所	仏並町265番地	92-3220
59	デイサービスセンターhardtフルサンク	通所	唐国町一丁目3番31号	53-0551
60	デイサービス メビウス	通所	唐国町二丁目12番55号	34-8078
61	デイサービスにぎわい家	密着通所	王子町三丁目18番15号	58-6368
62	老人デイサービスセンターつるやま	密着通所	鶴山台二丁目4番50号	46-9922
63	デイサービスくろとり山荘	密着通所	山荘町一丁目6番15号	40-3381
64	デイサービス 黒鳥 ゆかりの里 紅葉庵	密着通所	黒鳥町一丁目14番18号	39-1124
65	ファクトデイサービス	密着通所	伯太町二丁目1番13号	46-5911
66	せかんど 通い茶屋	密着通所	伏屋町二丁目3番35号	55-1294
67	ふれあいデイサービス いちごいちえ	密着通所	伏屋町二丁目5番2号	56-0041
68	いづみデイサービスセンター	密着通所	伏屋町五丁目1番25号	57-8208
69	歓の里デイサービスセンター	密着通所	伏屋町五丁目10番11号	57-0711
70	SORAIRO CAFE DAY SERVICE	密着通所	池田下町144番地の1 サンシャインビル1階	50-3210
71	デイサービスすずらんの丘	密着通所	池田下町1155番地の1	90-4077
72	デイサービス こもれび	密着通所	いぶき野二丁目30番17号	38-0308
73	ほねつぎ介護デイサービス (大阪和泉店)	密着通所	箕形町三丁目2番33号	44-0999
74	チエリーいづみデイサービスセンター	密着通所	阪本町373番地の3	46-0160
75	デイハウスさくら苑	密着通所	阪本町377番地の4	92-5665
76	デイサービスやわらぎ和泉	密着通所	阪本町426番3	40-4721
77	デイサービスくろ一ばー	密着通所	一条院町44番地の1	44-9608
78	デイサービスはなあかり和泉	密着通所	寺田町二丁目1番1号	38-8711
79	ケアセンター万年青	密着通所	寺田町二丁目4番31号	43-4406
80	デイサービス麻呂安	密着通所	寺田町三丁目1番4号	46-6680
81	ピープルデイサービスセンター和泉	密着通所	和気町二丁目13番35号	47-3353
82	ビオラ倶楽部	密着通所	和気町三丁目5番19号	46-0460
83	デイサービスにぎわい家小田町	密着通所	小田町一丁目1番7号	92-7843
84	リハビリデイサービス かえる	密着通所	富秋町二丁目8番13号	43-4976
85	デイサービス半四郎	密着通所	池上町一丁目2番5-1号	51-7259
86	デイサービスにゅーよーく	密着通所	池上町三丁目14番81号3号室	47-0027
87	デイサービスまいる	密着通所	万町62番地の3	56-3099
88	だんらんの家 光明台	密着通所	光明台二丁目11番29号	51-7396
89	心化型デイサービス夢を叶えるDAY 和泉 in 仏並	密着通所	仏並町1739番地	92-2262
90	デイサービス花の家	密着通所	唐国町三丁目6番1号	53-5507
91	デイサービス カワモト	密着通所	緑ヶ丘二丁目23番1号	58-7296
92	認知症対応型通所介護のぞみ野	認知症通所	のぞみ野三丁目13番10号	50-6866

(令和3年1月末現在)

※区分

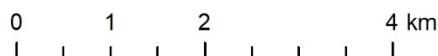
特養 : 特別養護老人ホーム
療養型 : 介護療養型医療施設
小多機 : 小規模多機能型居宅介護事業所
軽費 : 軽費老人ホーム
通所 : 通所介護(デイサービス) 事業所
密着通所 : 地域密着型通所介護(デイサービス)
事業所

老健 : 介護老人保健施設
医療院 : 介護医療院
認知症生活 : 認知症対応型共同生活介護事業所
密着特養 : 地域密着型介護老人福祉施設入居者
生活介護事業所
認知症通所 : 認知症対応型通所介護



凡例

- 高齢者福祉施設

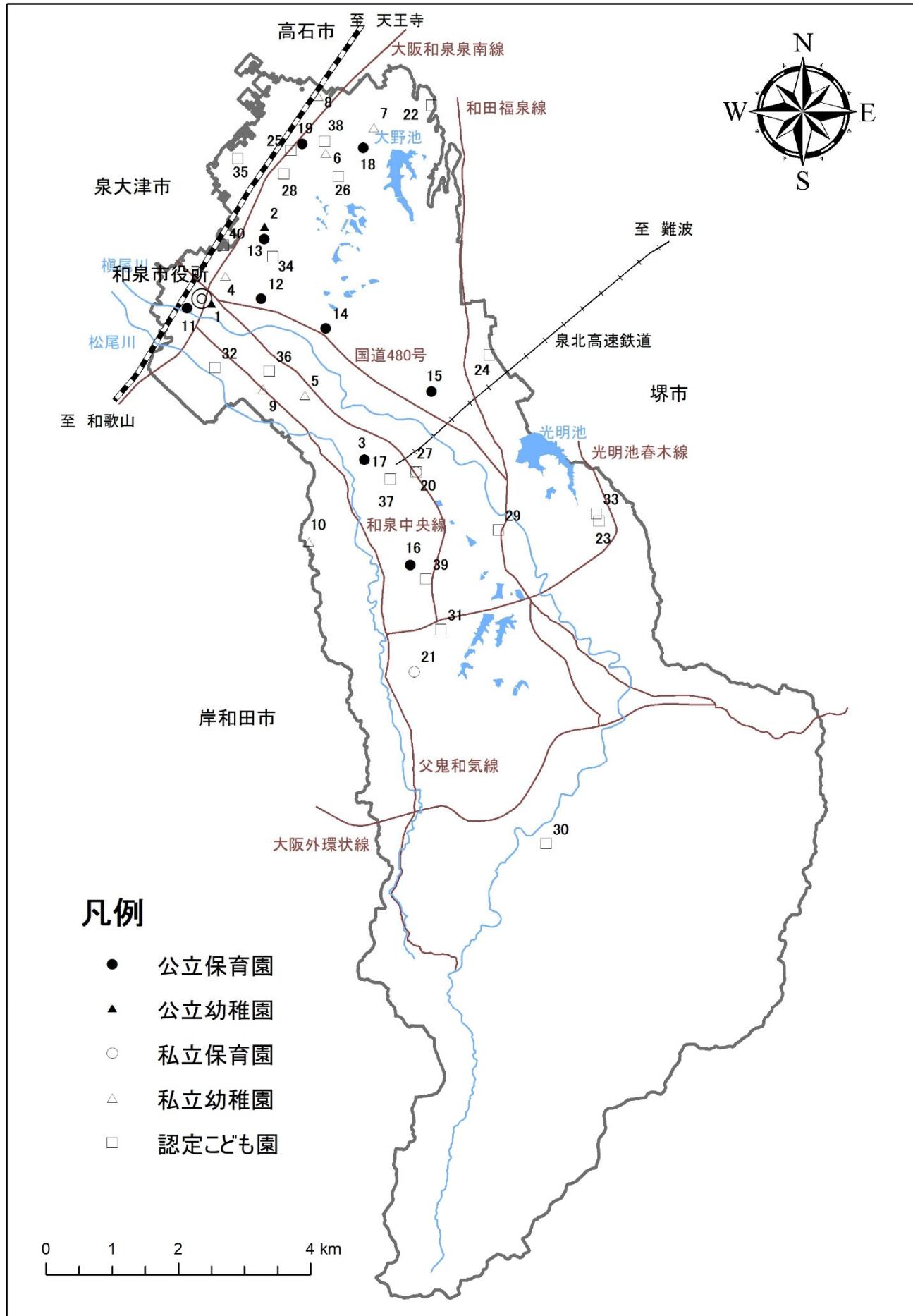


高齢者福祉施設位置図

2 幼稚園・保育園

番号	施設名	区分	所在地	電話番号 (0725)
1	国府幼稚園	公立幼稚園	府中町四丁目 14-8	41-0788
2	伯太幼稚園 (令和3年4月廃園予定)	公立幼稚園	伯太町二丁目 14-5	41-0799
3	北松尾幼稚園	公立幼稚園	いぶき野二丁目 27-2	54-2066
4	和泉幼稚園	私立幼稚園	府中町六丁目 2-38	45-0555
5	和泉カトリック幼稚園	私立幼稚園	弥生町二丁目 7-1	43-0807
6	鶴山台国際幼稚園 (令和3年4月より認定こども園になる予定)	私立幼稚園	鶴山台三丁目 1-3	43-1888
7	鶴山台明徳幼稚園 (令和3年4月より認定こども園になる予定)	私立幼稚園	鶴山台一丁目 17-1	45-2181
8	聖ヶ岡幼稚園	私立幼稚園	太町 133-1	41-0813
9	ひばり幼稚園	私立幼稚園	寺田町二丁目 2-2	41-4535
10	双百合幼稚園 (令和3年4月より認定こども園になる予定)	私立幼稚園	唐国町四丁目 4-11	54-1770
11	国府第一保育園	公立保育園	井ノ口町 6-42	43-2626
12	国府第二保育園	公立保育園	府中町五丁目 6-33	44-7722
13	和泉保育園	公立保育園	伯太町二丁目 5-16	41-5811
14	芦部保育園	公立保育園	芦部町 250	41-1297
15	北池田保育園	公立保育園	池田下町 1984-1	55-0569
16	緑ヶ丘保育園	公立保育園	緑ヶ丘三丁目 1-12	54-2500
17	北松尾保育園	公立保育園	いぶき野二丁目 27-1	54-0438
18	鶴山台第一保育園	公立保育園	鶴山台二丁目 2-6	44-1771
19	くすのき保育園	公立保育園	王子町二丁目 8-25	44-9170
20	いぶきのほしざら (夜間)	私立保育園	いぶき野五丁目 5-5	50-4000
21	みなまつ保育園	私立保育園	松尾寺町 1525-5	53-3004
22	認定こども園上代幼稚園	認定こども園	上代町 138-3	41-2153
23	認定こども園光明台幼稚園	認定こども園	光明台三丁目 6	56-2661
24	認定こども園新光明池幼稚園	認定こども園	伏屋町三丁目 5-22	55-2199
25	和泉チャイルド幼稚園	認定こども園	王子町二丁目 1-52	41-2996
26	あいしゅう幼稚園	認定こども園	王子町 1118-59	41-1943
27	いぶき野 PreSchool	認定こども園	いぶき野五丁目 5-5	50-4000
28	さいわいこども園	認定こども園	幸二丁目 7-44	41-1385
29	たつのおか保育園	認定こども園	三林町 1273-2	57-2227
30	認定こども園横山きのみ保育園	認定こども園	仏並町 358-11	90-2501
31	はつが野国際こども園	認定こども園	はつが野五丁目 12-1	90-6788
32	すいせん保育園	認定こども園	今福町二丁目 1-1	44-0055
33	ひかり GreenWell	認定こども園	光明台三丁目 3-1	56-2002
34	認定こども園 kids まゆみ	認定こども園	黒鳥町一丁目 5-3	45-8030
35	池上わかばこども園	認定こども園	池上町三丁目 14-55	41-1441
36	てらかど保育園	認定こども園	寺門町二丁目 7-5	41-3337
37	クレアール保育園	認定こども園	いぶき野五丁目 3-7	58-1555
38	信太保育園	認定こども園	尾井町二丁目 7-4	46-0471
39	和泉緑ヶ丘幼稚園	認定こども園	緑ヶ丘三丁目 4-32	53-1261
40	すいせん府中保育園 (令和3年4月より開園予定)	認定こども園	府中町七丁目 6-15	44-0033

(令和3年1月末現在)



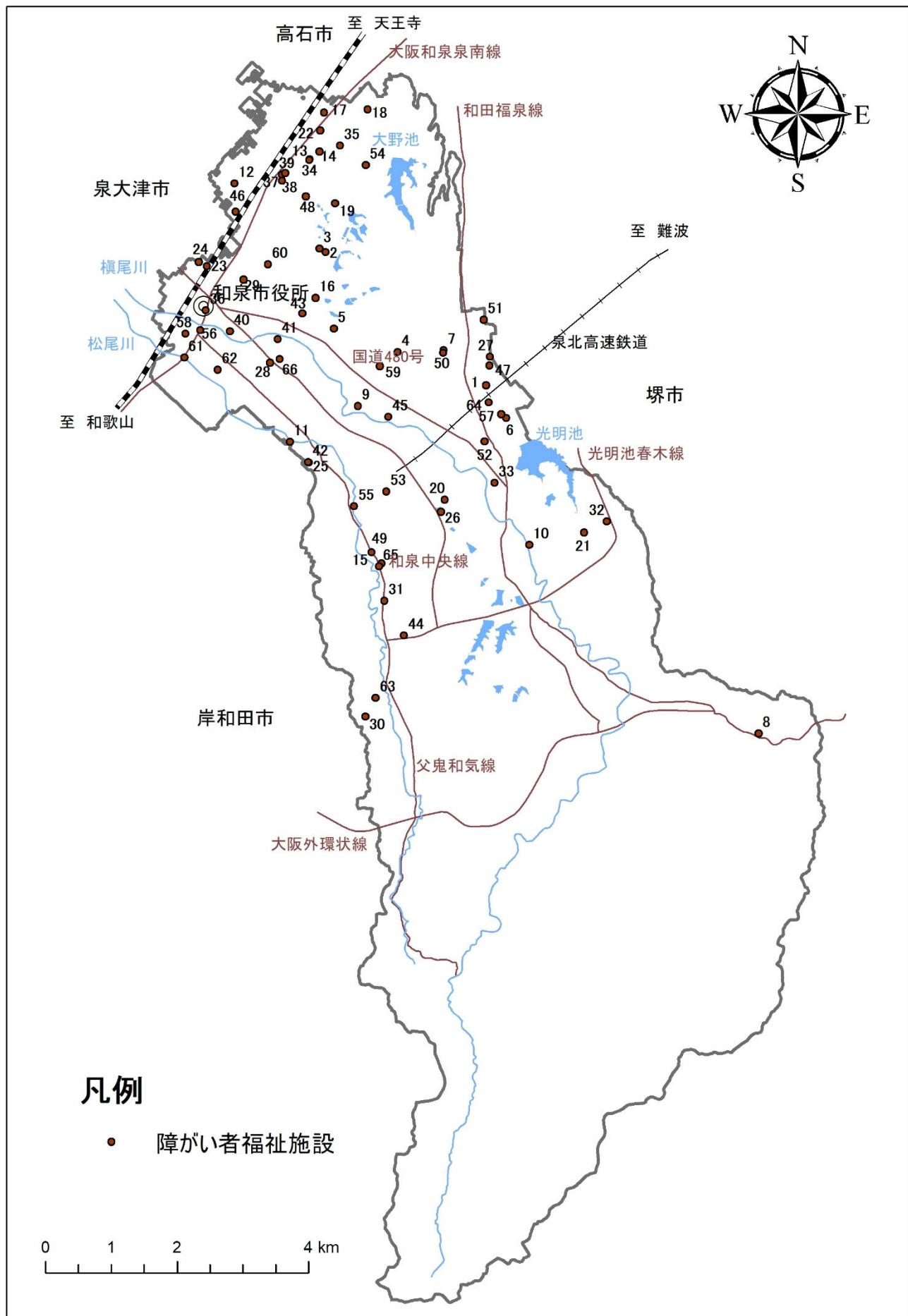
幼稚園、保育園、認定こども園位置図

3 障がい者福祉施設

番号	施設名	区分	所在地	電話番号 (0725)
1	大阪ワークセンター	入所・通所	伏屋町五丁目10-11	57-0883
2	I L 伯太	入所・通所	伯太町三丁目13-57	41-8191
3	太平	入所・通所	伯太町三丁目13-68	45-2760
4	さらの郷	通所	池田下町1397-1	41-7251
5	第2さらの郷	通所	芦部町328-1	44-1112
6	作業所マカリイ	通所	室堂町804-10	50-5333
7	フレンズ	通所	伏屋町二丁目3-39	58-7777
8	デイサービスセンターわだち	通所	南面利町13	92-1303
9	やよい園	通所	池田下町872-2	55-3873
10	ゆとりの里	通所	三林町1008	50-5777
11	友愛作業所	通所	箕形町五丁目11-9	46-6164
12	フルールいずみ	通所	池上町三丁目7-30	46-1711
13	第1ここのか	通所	王子町三丁目12-2	43-3301
14	第4ここのか	通所	王子町三丁目13-22	43-3301
15	フリースペースつばさ	通所	内田町三丁目1-40	24-3401
16	ワークステーション りんく	通所	黒鳥町三丁目3-37	90-5700
17	第3いずみ通所センター	通所	太町212-78	40-3435
18	ナックハートハウス	通所	上町433-1 コー・ポラス杉107号	90-7538
19	エミュー	通所	王子町1084-3	45-6363
20	ぽかぽかのうち	通所	万町57	90-6415
21	グリーン	通所	光明台三丁目25-1	55-7112
22	デイサービスみかん	通所	太町24-1	43-5555
23	えいる	通所	府中町八丁目4-22 1階	46-5757
24	ブレストワークス	通所	府中町八丁目3-20	51-7146
25	就労移行支援事業所レガート	通所	箕形町六丁目9-9	54-1380
26	W o r k s すぎな	通所	万町62-1	55-7773
27	M O R E B e a u t y	通所	伏屋町三丁目7-31	50-5067
28	クローバーワークス	通所	観音寺町844-1	46-0080
29	ともに一	通所	府中町六丁目9-26	92-8100
30	(株) いざみエコロジーファーム ハートランド事業部	通所	テクノステージ二丁目1-10	99-8057
31	はる	通所	内田町四丁目12-21-1-101号	51-7756
32	のびるハウス作業所	通所	光明台三丁目2-101号 (106)	50-3855
33	ファーストスター	通所	和田町201-1 2階	26-1199
34	第2ここのか	通所	王子町三丁目12-1	43-3301
35	第3ここのか	通所	太町388-10	43-4450
36	第5ここのか	通所	府中町二丁目7-6	44-5424
37	ショップともに	通所	幸二丁目6番 旭第一団地27棟101号	46-3563
38	スマイルともに	通所	幸二丁目4-8	46-6668
39	ともに館	通所	幸二丁目6-19	46-3563
40	すいせん共同作業所	通所	府中町四丁目20-4	45-2886
41	いざみひのき製作所	通所	観音寺町609-4	46-4332
42	就労継続支援B型事業所 クレッセンド	通所	箕形町六丁目9-8	54-1380
43	ベストフレンズ	通所	一条院町12	58-7245
44	リサイクルセンターいざみ野	通所	松尾寺町389-1	53-3715

番号	施設名	区分	所在地	電話番号 (0725)
45	たんぽぽ作業所	通所	池田下町299	58-2552
46	W o r k s あおぞら	通所	池上町二丁目3-46	46-1051
47	M O R E S m i l e 1	通所	伏屋町三丁目5-27 有住ビル	50-5067
48	エスボ	通所	伯太町四丁目14-14	24-3464
49	ワークショップ 夢の樹	通所	内田町三丁目4-68	58-6881
50	グッドフレンズ	通所	伏屋町二丁目3-35	58-7779
51	なおファミリー	通所	伏屋町三丁目22-37	57-2159
52	たいよう	通所	室堂町622-9	30-6295
53	きずな	通所	唐国町二丁目8-58 2階	51-1000
54	てまり作業所	通所	鶴山台二丁目1-2-113号	41-2699
55	就労継続支援B型施設 H u g	通所	唐国町二丁目4-3	54-2406
56	にじいろワーク和泉	通所	和気町三丁目2-1 辻ビル102号	40-0557
57	M O R E H a p p y	通所	室堂町813-2	50-5067
58	喫茶ちくわ作業所	通所	和気町二丁目6-30	24-3622
59	障がい者支援ハウス シトリン	通所	阪本町377-4	30-0253
60	フレンドリーハウス	通所	府中町490-5	58-7331
61	B A - N A	通所	小田町二丁目1-31	51-7333
62	フレンドワーク いづみ	通所	和気町一丁目29-5	30-6151
63	ハートランド ワークス	通所	春木町664-3	30-5330
64	なおファミリーⅡ	通所	室堂町726-38	30-0554
65	自立訓練事業所ととろ	通所	内田町三丁目4-50	54-0008
66	ワークスクールのあ	通所	観音寺町877-1	51-7903

(令和3年1月末現在)



障がい者福祉施設位置図

2-19 災害時におけるボランティア活動事前登録カード

団体用

登録番号	G	
------	---	--

登録年月日	年 月 日
-------	-------

災害時におけるボランティア活動事前登録カード

(フリガナ)						<input type="checkbox"/> 福祉推進団体 <input type="checkbox"/> ボランティアグループ <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> その他の団体							
団体・グループ・企業等の名称		構成メンバー 人 内訳(男性 人 女性 人)											
代表者連絡先		〒()				TEL							
		氏名				FAX							
		Mail											
		ホームページ											
代表者以外の連絡先		〒()				TEL							
		氏名				FAX							
		Mail											
災害時におけるボランティア活動の経験		<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ある 内容 :											
災害時における活動可能なボランティア内容 *該当する項目すべてに✓印をつけて下さい		<input type="checkbox"/> 避難所手伝い(掃除/片づけ洗濯) <input type="checkbox"/> 避難所で障がい者・高齢者のお世話・話し相手 <input type="checkbox"/> 救援物資仕分け・運搬 <input type="checkbox"/> 食事配達 <input type="checkbox"/> 調理・料理・炊き出し手伝い <input type="checkbox"/> 在宅高齢者・障がい者の家事・介助 <input type="checkbox"/> 家財道具の搬出・引越し手伝い <input type="checkbox"/> 被災者等の移送サービス <input type="checkbox"/> 車いす介助 <input type="checkbox"/> 保育(乳幼児/学童) <input type="checkbox"/> ペットの世話 <input type="checkbox"/> 屋外軽作業 <input type="checkbox"/> 樹木や造園に関する専門技術 () <input type="checkbox"/> その他(具体的に)			<input type="checkbox"/> 通訳(口英語 口中国語 口韓国朝鮮語 口その他) <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者ガイド <input type="checkbox"/> 在宅高齢者・障がい者の安否確認 <input type="checkbox"/> 避難所・現況のニーズ把握 <input type="checkbox"/> ボランティアコーディネート <input type="checkbox"/> ボランティアリーダー・アドバイザー <input type="checkbox"/> パソコン (ホームページ等の更新・作成、書類作成) <input type="checkbox"/> 事務処理 <input type="checkbox"/> 写真・ビデオ撮影などの記録 <input type="checkbox"/> 家屋に関する専門技術 () <input type="checkbox"/> 重機等の特殊機器・車両操作								
		専門職を活かした活動		<input type="checkbox"/> 医療関係 () <input type="checkbox"/> カウンセリング関係 () <input type="checkbox"/> 教育関係 () <input type="checkbox"/> IT関係 () <input type="checkbox"/> 土木建築関係 () <input type="checkbox"/> 理美容関係 ()			<input type="checkbox"/> 福祉関係 () <input type="checkbox"/> 療法士関係 () <input type="checkbox"/> 保育関係 () <input type="checkbox"/> 特殊技術関係 () <input type="checkbox"/> 消防・防災関係 () <input type="checkbox"/> その他()						
				活動可能な人員		() 人程度/1回 内訳(男性 人 女性 人)			活動可能な日数	<input type="checkbox"/> 日帰り <input type="checkbox"/> () 日程度/1回			
						搬入可能な資機材			<input type="checkbox"/> 機械工具類 () <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラック			<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 自動二輪車 <input type="checkbox"/> 特殊車両等 ()	

個人情報に対する本事業の対応：個人情報保護法に基づき本事業運営以外の目的で使用することはありません。

(社福) 和泉市社会福祉協議会 和泉ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」 Tel 0725-57-0294

	P	
--	---	--

登録年月日	年 月 日
-------	-------

災害時におけるボランティア活動事前登録カード

(フリガナ)				性別	生年月日	種別	
氏名				男・女	T/S/H ・・	1日帰り 2宿泊 3長期滞在	
					歳		
住所	〒()			TEL			
				FAX			
携帯							
資格・免許	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許 (MT・AT) 種別:普通・中型・大型 <input type="checkbox"/> 特殊免許 <input type="checkbox"/> 自動二輪車免許 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: 【乗車頻度】 <input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1度 <input type="checkbox"/> 2週間に1度 <input type="checkbox"/> 月に1度 <input type="checkbox"/> その他()			職業	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 学生() <input type="checkbox"/> その他()		
災害時におけるボランティア活動の経験		<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ある 内容:					
災害時における活動可能なボランティア内容 *該当する項目すべてに✓印をつけて下さい	<input type="checkbox"/> 避難所手伝い(掃除/片づけ洗濯) <input type="checkbox"/> 避難所で障がい者・高齢者のお世話・話し相手 <input type="checkbox"/> 救援物資仕分け・運搬 <input type="checkbox"/> 食事配達 <input type="checkbox"/> 調理・料理・炊き出し手伝い <input type="checkbox"/> 在宅高齢者・障がい者の家事・介助 <input type="checkbox"/> 家財道具の搬出・引越し手伝い <input type="checkbox"/> 被災者等の移送サービス <input type="checkbox"/> 車いす介助 <input type="checkbox"/> 保育(乳幼児/学童) <input type="checkbox"/> ペットの世話 <input type="checkbox"/> 屋外軽作業 <input type="checkbox"/> 樹木や造園に関する専門技術() <input type="checkbox"/> その他(具体的に)						<input type="checkbox"/> 通訳(口英語口中国語口韓国朝鮮語口その他) <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者ガイド <input type="checkbox"/> 在宅高齢者・障がい者の安否確認 <input type="checkbox"/> 避難所・現況のニーズ把握 <input type="checkbox"/> ボランティアコーディネート <input type="checkbox"/> ボランティアリーダー・アドバイザー <input type="checkbox"/> パソコン (ホームページ等の更新・作成、書類作成) <input type="checkbox"/> 事務処理 <input type="checkbox"/> 写真・ビデオ撮影などの記録 <input type="checkbox"/> 家屋に関する専門技術() <input type="checkbox"/> 重機等の特殊機器・車両操作
専門職を活かした活動	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> カウンセラー <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> プログラマー <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 心理療法士 <input type="checkbox"/> アマチュア無線 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> 大工工務技術 <input type="checkbox"/> 教師 <input type="checkbox"/> 理美容師 <input type="checkbox"/> ドローン操作 <input type="checkbox"/> その他()						
活動可能な日数	()日程度/1回、 日帰り		災害ボランティア保険	<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 加入済み			
搬入可能な資機材	<input type="checkbox"/> 機械工具類() <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラック <input type="checkbox"/> 自動二輪車 <input type="checkbox"/> 特殊車両等()						

個人情報に対する本事業の対応: 個人情報保護法に基づき本事業運営以外の目的で使用することはありません。

(社福) 和泉市社会福祉協議会 和泉ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」 Tel 0725-57-0294

2-20 市内指定文化財一覧

1 国指定文化財

指定区分		名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
国 宝	工芸品	青磁鳳凰耳花生	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	書蹟	歌仙歌合	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
重 要	建築物	聖神社本殿 末社三神社本殿 末社滝神社本殿	王子町919	聖 神 社
	"	高橋家住宅	池田下町	個 人
	"	泉井上神社境内社 和泉五社総社本殿	府中町六丁目2-38	泉井上神社
	絵画	紙本著色 山王靈験記	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙本著色 駒競行幸絵巻	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙本墨画 枯木鳴鶴図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙本墨画 布袋図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙本著色 伊勢物語絵巻	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙本著色 十王経	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	絹本著色 鐘馗図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
文 化 財	"	絹本著色 山崎架橋図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	絹本墨画 達磨図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	絹本著色 孔雀経曼荼羅図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	松 尾 寺
	"	紙本金地著色 源氏物語図	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	彫刻	木造 胎蔵界八葉院 曼荼羅刻出龕	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	工芸品	牡丹蝶鳥鏡	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	菊花双鶴鏡	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	蓬萊山方鏡	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	唐津茶碗	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	黄瀬戸立鼓花生	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	梅花桧垣群雀鏡	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市

指定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
重 要	工芸品 響 銅 水 瓶	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 鵲 尾 形 柄 香 炉	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	書 蹤 紙 本 墨 書 伏 見 天 皇 辰 翰 宝 節 印 陀 羅 尼 經	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 紙 本 墨 書 法 華 經 化 城 喻 品	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 箔 散 料 紙 墨 書 法 華 經 方 便 品	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	熊 野 懐 紙	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 聖 一 国 師 墨 蹤	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 大 觀 禅 師 墨 蹤	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 紙 本 墨 書 一 山 一 寧 墨 蹤	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 大 字 法 華 經 薈 草 喻 品	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
文 化 化 財	〃 貫 之 集 下 断 簡	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 横 尾 山 大 縁 起	大阪市天王寺区茶臼山町1-82 (大阪市立美術館)	施 福 寺
	〃 紙 本 墨 書 如 意 輸 陀 羅 尼 經	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	松 尾 寺
	〃 紙 本 墨 書 宝 節 印 陀 羅 尼 經	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	松 尾 寺
	〃 修 善 講 式 残 簡	仏並町	個 人
	考古資料 画文帶神獸鏡 建 武 五 年 在 銘	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	史 跡 池 上 曾 根 遺 跡	和泉市池上町・泉大津市曾根町	国・和泉市ほか
	〃 和 泉 黄 金 塚 古 墳	上代町	和 泉 市 ・ 個 人
	重要美術品 神 輿	王子町919	聖 神 社
	登録文化財 佐 竹 ガ ラ ス	幸	個 人
財	〃 和 泉 市 久 保 惣 記 念 美 術 館 茶 室	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	〃 西 教 寺	幸	西 教 寺

(令和3年1月末現在)

2 府指定文化財

指定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
建 築 物	聖神社末社 平岡神社本殿	王子町919	聖 神 社
〃	松 尾 寺 金 堂	松尾寺町2168	松 尾 寺
建 築 物 (工 作 物)	伯太薬師堂 石 造 五 輪 塔	伯太町697-2	町 会
〃	泉 井 上 神 社 石 造 板 状 塔 婆	府中町六丁目2-38	泉 井 上 神 社
絵 画	施 福 寺 紙 本 著 色 参詣曼茶羅図(甲本)	京都市東山区茶屋町527(京都国立博物館)	施 福 寺
彫 刻	不 動 明 王 及 び 二 童 子	まなび野2-4(いづみの国歴史館)	施 福 寺
書 蹟	松 尾 寺 文 書	内田町三丁目6-12(和泉市久保惣記念美術館)	松 尾 寺
考 古 資 料	禅 寂 寺 塔 刹 柱 碇 石	阪本町551	禅 寂 寺
〃	池 上 曾 根 井 遺 跡 出 土 木 器	池上町四丁目8-27(大阪府立弥生文化博物館)	大 阪 府
史 跡	丸 笠 山 古 墳	伯太町975-1. 2. 3	伯 太 神 社
〃	松 尾 寺 境 内	松尾寺町2168	松 尾 寺
〃	和 泉 清 水	府中町六丁目2-38	泉 井 上 神 社
〃	契 沖 養 寿 庵 跡	万町	個 人
〃	狐 塚 古 墳	山荘町323-1	法 人
天 然 記 念 物	松 尾 寺 の く す	松尾寺町1402	松 尾 寺
〃	松 尾 寺 の や ま も も	松尾寺町2168	松 尾 寺
〃	蔭 涼 寺 の ぎ ん もくせ い	尾井町337	蔭 涼 寺
〃	春 日 神 社 の ま き	春木町922-1	春 日 神 社
〃	西 教 寺 の い ぶ き	幸二丁目250	西 教 寺
〃	若 樅 の さ く ら	若樅町	個 人

(令和3年1月末現在)

3 市指定文化財

指定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
絵 画	仏 涅槃 図	池上町三丁目4-33	養 福 寺
〃	役 行 者 像	松尾寺町2168	松 尾 寺
〃	真 言 八 祖 像	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	法 人
彫 刻	地 藏 菩 薩 立 像	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	施 福 寺
〃	千 手 観 音 立 像	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	施 福 寺
〃	地 藏 菩 薩 立 像	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	施 福 寺
〃	慈 惠 大 師 坐 像	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	施 福 寺
〃	聖 德 太 子 立 像	府中町三丁目13-3	大 泉 寺
〃	弥 勒 菩 薩 坐 像	春木町1114	觀 福 寺
〃	大 日 如 来 坐 像	槇尾山町136	施 福 寺
〃	大 日 如 来 坐 像	平井町631	羅 漢 寺
〃	千 手 観 音 立 像	和泉市国分町	国 分 寺
〃	銅 造 如 来 立 像	和泉市万町	天 受 院
工 芸 品	牡丹唐草文三足香炉	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	施 福 寺
〃	独 鈷 杵	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	松 尾 寺
〃	三 鈷 杵	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	松 尾 寺
〃	桐 雪 持 ち 笠 文 様 唐 織 小 袖	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	施 福 寺
建 築 物	郷 壮 神 社 本 殿 附 天正七年上葺棟札	阪本町512	郷 壮 神 社
考 古 資 料	槇尾山経塚出土品	内田町三丁目6-12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
〃	上町遺跡出土埴輪棺	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	和 泉 市
歴 史 資 料	和泉市旧町村役場公文書	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	和 泉 市
古 文 書	黒鳥村中世文書 (旧安明寺文書)	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	和 泉 市
古 文 書	大般若経	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	森 光 寺
古 文 書	大般若経	まなび野2-4 (いずみの国歴史館)	羅 漢 寺
史 跡	信太の森の鏡池	王子町914-1・同町914-2	和 泉 市
〃	信太貝吹山古墳	太町25-3・同町27	和 泉 市

指定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
〃	惣ヶ池遺跡	鶴山台	和 泉 市
〃	目塚古墳	和泉市東阪本町	町 会
石 造 物	目塚之碑	和泉市東阪本町	町 会
天 然 記 念 物	葛の葉稻荷のクス	葛の葉町2	信 太 森 神 社

(令和3年1月末現在)

2-2-1 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の趣旨にかんがみ、本市に存する建築物(国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く民間建築物をいう。)の耐震診断を行う建築物の所有者に対し、予算の範囲内において和泉市既存民間建築物耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、建築物の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいう。
 - ア 木造住宅の耐震診断にあっては、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (ア) 一般財団法人日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」(原則として、平成24年度以降に開催されたものに限る。)の受講修了者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士
 - (イ) 公益社団法人大阪府建築士会主催「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」(原則として、平成24年度以降に開催されたものに限る。)の受講修了者で、受講修了者名簿に登録された者
 - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物の耐震診断にあっては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士で、都道府県知事が指定する「耐震診断講習会」の受講修了者として登録した者
 - ウ その他市長がア又はイと同等以上の技術を有すると認めた者

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、本市に存する建築物であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物で、原則として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は同法第18条第3項の規定による建築主事の確認済証の交付を受けた建築物
- (2) 住宅(長屋、併用住宅及び共同住宅を含む。)又は次のいずれかに該当する建築物であって、現に居住又は使用している建築物及びこれから居住又は使用しようとする建築物
 - ア 法第14条第1号に規定する学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第1項第2号、第8号及び第9号に規定する建築物であって、同条第2項各号及び同条第3項に規定する規模以上の建築物
 - イ 法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち、アに規定する建築物以外の建築物

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用（単なる見積りに要した費用又は工事費を除く。）の2分の1とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する住宅については、次の各号に掲げる構造区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 木造 1戸当たり 50,000円として算出した額と耐震診断に要した費用（当該費用が耐震診断を実施する木造住宅の床面積に1,100円を乗じて得た額を限度とする。）の11分の10の額のいずれか低い額

(2) 木造以外 1戸当たり 25,000円として算出した額と前項の規定により算出した額のいずれか低い額

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号アに規定する建築物については、耐震診断に要した費用（単なる見積りに要した費用又は工事費を除く。）の3分の2とする。ただし、1,333,000円を限度とする。

4 前3項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定の内容及び前項の規定により付した条件を補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 補助申請者（前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けたものに限る。以下同じ。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに着手届を市長に提出しなければならない。

（交付申請内容の変更及び中止）

第9条 補助申請者は、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適當と認めるときは補助申請者に対し承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助申請者は、耐震診断を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第10条 補助申請者は、耐震診断が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、耐震診断の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診

断が適正に行われたことを確認の上、補助金の額を確定し、速やかに補助申請者に補助金の額を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助申請者は、前条の規定による補助金の確定通知書を受けたときは、当該通知書に定める確定額を請求するものとする。

(補助金の代理受領)

第13条 補助申請者は、補助申請者から依頼を受けて耐震診断を行った耐震診断技術者に対し、補助金の受領を委任することができる。

2 補助申請者は、前項の委任をしようとするときは、補助金の代理受領を委任した耐震診断技術者（以下「代理受領事業者」という。）から耐震診断に着手する前に同意を得なければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適用と認めるときは、補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助申請者から前条第2項の規定による補助金の代理受領に係る委任状の提出があったときは、前項の適用において、前項中の「補助申請者」を「代理受領事業者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により補助金が交付されたときは、代理受領事業者は、速やかに耐震診断に要した費用から既に支払われた額を差し引いた額の領収書を補助申請者に交付し、その写しを市長に提出しなければならない。

4 前項の提出があったときは、補助申請者に補助金が交付されたものとみなす。

(決定の取り消し)

第15条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第17条 市長は、補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、補助申請者に必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第18条 市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年4月24日令達)

1 この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第 6 条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

1 この訓令は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第 6 条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓練は、公布日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 11 月 13 日令達)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第 6 条の申請をした者については、なお従前の例によることができる。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。

2-2-2 河川改修の現況

河川名	整備対象区間	延長(km)
松尾川	庄ノ川橋～冬堂橋上流の間	0.1
楳尾川	父鬼川合流点～そうず橋上流の間	0.2
東楳尾川	新小路橋～栗木橋下流	1.5

(令和3年1月末現在)

2-2-3 浸水想定区域内（土砂災害警戒区域等含む）の要配慮者施設一覧

番号	施設名称	所在地
1	いざみひのき製作所	観音寺町609-4
2	B A - N A	小田町二丁目1-31
3	フルールいざみ	池上町三丁目7-30
4	W o r k s あおぞら	池上町二丁目3-46
5	たんぽぽ作業所	池田下町299
6	やよい園	池田下町872-2
7	就労継続支援B型施設 H u g	唐国町二丁目4-3
8	自立訓練事業所ととろ	内田町三丁目4-50
9	フレンドリーハウス	府中町490-5
10	第5こここの家	府中町二丁目7-6
11	すいせん共同作業所	府中町四丁目20-4
12	ブレストワークス	府中町八丁目3-20
13	えいる	府中町八丁目4-22 1階
14	ともに一	府中町六丁目9-26
15	ちょっとステイえるたす	福瀬町1471-2
16	友愛作業所	箕形町五丁目11-9
17	すむすむ	箕形町四丁目1-18
18	フレンドワーク いざみ	和気町一丁目29-5
19	にじいろワーク和泉	和気町三丁目2-1 迂ビル102号
20	喫茶ちくわ作業所	和気町二丁目6-30
21	ゆとりの里	三林町1008
22	医療法人聖和錦秀会阪和いざみ病院	あゆみ野一丁目7-1
23	コープのサービス付高齢者住宅 アイメゾン和泉一条院	一条院町131
24	ひかりの園グループホーム	下宮町205-5
25	デイサービスにぎわい家小田町	小田町一丁目1-7

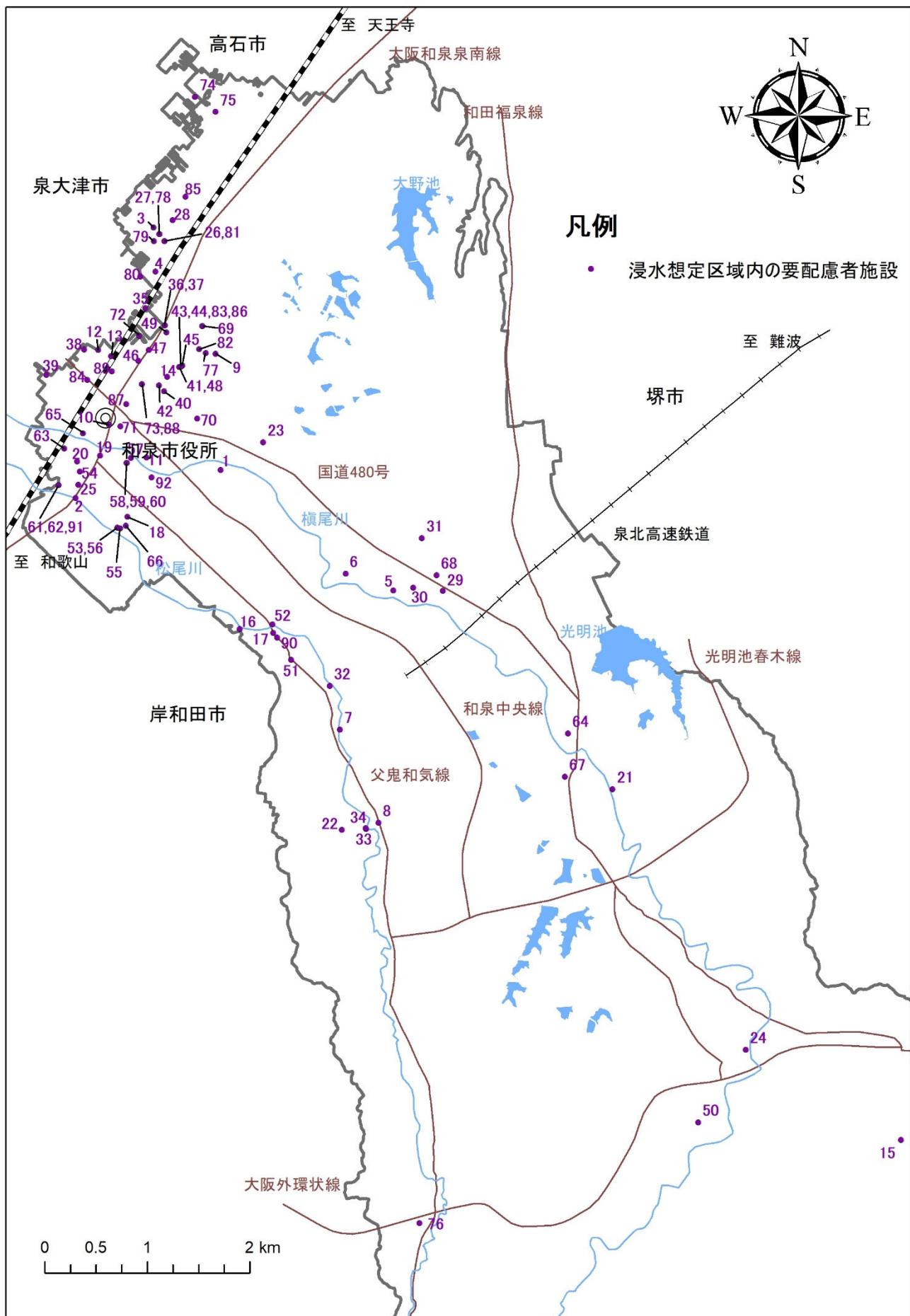
番号	施設名称	所在地
26	さくらカントリー	池上町三丁目5-36
27	さくらビレッジ	池上町三丁目6-49
28	いづみ池上の里	池上町三丁目14-28
29	S O R A I R O C A F E D A Y S E R V I C E	池田下町144-1 サンシャインビル1階
30	コスモスの郷 和泉中央8	池田下町166-1
31	ベストライフ和泉中央	池田下町921-1
32	デイサービスセンター ハートフルサンク	唐国町一丁目3-31
33	住宅型有料老人ホーム メゾン・ド・サンテ	内田町三丁目9-39
34	特別養護老人ホーム F L O R A	内田町三丁目9-38
35	有料老人ホーム ゆいま～る。	伯太町一丁目1-2
36	ライフ・ヴィレッジ いづみ府中	伯太町二丁目1-13
37	ファクトデイサービス	伯太町二丁目1-13
38	リーブル和泉	肥子町一丁目5-31
39	ティエラ	肥子町二丁目4-99
40	有料老人ホーム サニーヴィラ しらゆり	府中町五丁目5-40
41	有料老人ホーム サニーヴィラ こすもす	府中町六丁目13-11
42	地域密着型特別養護老人ホーム サニーヴィラ	府中町五丁目4-2
43	サニーヴィラ	府中町五丁目8-14
44	サニーヴィラ デイサービスセンター	府中町五丁目8-14
45	サニーヴィラ ひまわり	府中町五丁目8-16
46	リプラス和泉	府中町七丁目3-21
47	アビリティーズ・デイサービス和泉府中	府中町六丁目11-19
48	グループホーム サニーヴィラ	府中町六丁目13-11
49	麦の里	府中町六丁目14-15
50	心化型デイサービス 夢を叶えるDAY 和泉 in 仏並	仏並町1739
51	和泉箕形の郷	箕形町六丁目1-32

番号	施設名称	所在地
52	ほねつぎ介護デイサービス (大阪和泉店)	箕形町三丁目2-33
53	住宅型有料老人ホームくつろぎの家 白ゆり	和氣町一丁目27-6
54	喜平 和氣	和氣町二丁目11-23
55	きよかぜデイサービス和氣店	和氣町一丁目26-19
56	白ゆりデイサービスセンター	和氣町一丁目27-6
57	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護ビオラ和泉	和氣町三丁目4-24
58	ビオラ倶楽部	和氣町三丁目5-19
59	ビオラ和泉デイサービスセンター	和氣町三丁目5-19
60	特別養護老人ホームビオラ和泉	和氣町三丁目5-19
61	ピープルデイサービスセンター和泉	和氣町二丁目13-35
62	ピープルハウス和泉	和氣町二丁目13-35
63	デイサービスセンターサザンパーク	和氣町二丁目3-7
64	デイサービスきたえるーむ和泉和田	和田町67-2
65	国府第一保育園	井ノ口町6-42
66	すいせん保育園	今福町二丁目1-1
67	たつのおか保育園	三林町1273-2
68	和泉中央みのり園	池田下町150
69	和泉保育園	伯太町二丁目5-16
70	国府第二保育園	府中町五丁目6-33
71	国府幼稚園	府中町四丁目14-8
72	すいせん府中保育園	府中町七丁目6-15
73	和泉幼稚園 (私学助成)	府中町六丁目2-38
74	信太高等学校	葛の葉町三丁目6-8
75	光生病院	葛の葉町三丁目3-18
76	医療法人和泉会和泉丘病院	久井町1286
77	認定こども園Kidsまゆみ (慈泉福祉会)	黒鳥町一丁目5-3

番号	施設名称	所在地
78	さくらビレッジ ((株)さくら)	池上町三丁目6-49
79	女子慈教寮（女子慈教寮）	池上町三丁目6-62
80	大阪府立和泉支援学校	池上町二丁目4-6
81	サービス付き高齢者向け住宅 さくらカントリー ((株)さくら)	池上町三丁目5-36
82	伯太高等学校	伯太町二丁目4-11
83	和泉保育園	伯太町二丁目5-16
84	府中病院	肥子町一丁目10-17
85	和泉総合高等学校	富秋町一丁目14-4
86	サニーヴィラ（清水会）	府中町五丁目8-14
87	医療法人育生会奥村病院	府中町三丁目15-3
88	和泉	府中町六丁目2-38
89	コペルプラス 和泉府中教室	府中町一丁目12-15 フジナミビル5階
90	どんぐりの樹	箕形町四丁目2-35
91	ピープルハウス和泉（光生会）	和氣町二丁目13-35
92	和泉市立総合医療センター	和氣町四丁目5-1

※ 洪水予報等が発表されたときの情報伝達方法は、防災行政無線や防災情報メール等を用いる。

(令和3年1月末現在)



浸水想定区域内（土砂災害警戒区域等含む）の要配慮者施設位置図

2-2-4 一般防災関係重要水防区域

河 川	関係土木事務所	水防管理団体名	A 特に重要な水防区域		B 重 要 水 防 区 域		重要水防区域延長合計 (m)	
			区 域	延長 (m)	区 域	延長 (m)		
	左岸	鳳土木	泉大津市和泉市	自 柳田橋 至 和泉大橋 自 大川橋 至 そうず橋上流	1,500	自 大津川合流 至 柳田橋 自 和泉大橋 至 桑原大橋 自 新郷莊橋 至 郷莊橋上流 自 神田橋 至 横山橋 自 宮之前橋下流300m 至 大川橋	4,000	5,500
楓尾川	右岸	"	"	自 大津川合流 至 板原橋 自 柳田橋 至 和泉大橋 自 大川橋 至 そうず橋上流	2,100	自 板原橋 至 柳田橋 自 和泉大橋 至 桑原橋 自 新郷莊橋 至 郷莊橋上流 自 泰成橋 至 上川橋 自 城前橋 至 川中橋上流 自 神田橋 至 横山橋 自 宮之前橋下流 至 大川橋	4,700	6,800
松尾川	左岸	"	和泉市岸和田市忠岡町			自 牛滝川合流点 至 前川橋 自 新出橋 至 角川橋 自 郡界橋上流 至 久保惣橋上流 自 庄の川橋 至 冬堂橋上流	5,340	5,340
	右岸	"	"			自 牛滝川合流点 至 角川橋 自 郡界橋上流 至 東松尾川合流点 自 庄の川橋 至 冬堂橋上流 自 久保之川橋下流 至 久保之川橋	6,371	6,371
東楓尾川	左岸	"	和泉市			自 楓尾川合流点 至 塩谷橋 自 南面利川合流点 至 二級河川始点	2,055	2,055
	右岸	"	"			自 楓尾川合流点 至 塩谷橋	1,200	1,200

注) A : 堤防形態が築堤でリスク表示図における1/100確率降雨において、破堤による浸水範囲に家屋等がある一定の区間であるか、もしくは堤防形態が掘込でリスク表示図における1/10確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

B : 堤防形態が掘込でリスク表示図における1/10確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間である区域以外で、リスク表示図における1/100確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

堤防形態が掘込でリスク表示図における1/10確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間である区域以外で、市街化区域の区間

2-25 ため池の現況

1 A、B級ため池一覧

水防値	番号	ため池名	所在地	ため池管理者	要水防 堤長 (m)	堤高 (m)	満水 面積 (ha)	貯水量 (千m ³)
A	6-A2	大野池	尾井町 1068-1	光明池 土地改良区	194	15.7	22.5	1,153
A	6-A3	光明池	和田町 279-3外	光明池 土地改良区	482	26.0	35.6	3,696
B	6-B28	中津池	黒鳥町 1624-1	中津池水利組合	103	7.7	0.6	19
B	6-B29	梨本池	鍛治屋町 532-1	梨本池水利組合	221	10.4	6.9	154
B	6-B30	軽部池	小田町 951	軽部池 土地改良区	675	4.1	6.0	99
B	6-B31	谷山池	府中町飛地 1629-1	谷山池 管理委員会	229	10.0	6.5	259
B	6-B32	三林長池	三林町 844-1	三林水利組合	181	10.9	3.0	198

2 C級ため池一覧

水防値	番号	ため池名	所在地	ため池管理者
C	619C-1	あそ池	伯太町3-1246-1	伯太町水利組合
C	619C-2	私池	まなび野2-8	和泉市
C	619C-3	箕形今池	箕形町468	箕形南水利組合
C	619C-4	納花長池	納花町323	納花平井上代水利組合
C	619C-5	カマス谷池	福瀬町1053	上寺水利組合
C	619C-6	狼谷池	国分町810-1	長左エ門池水利組合
C	619C-7	オウゾ池	万町1041-1	万町水利組合
C	619C-8	万町今池	万町978-1	万町水利組合
C	619C-9	妙の池	寺門町2-225-1ほか	妙ノ池水利組合
C	619C-10	大山の池	福瀬町1045	個人等
C	619C-11	丸笠池	伯太町4-971-1	伯太町水利組合
C	619C-12	池の奥池	福瀬町1099	個人等
C	619C-13	三ツ下池	観音寺町961-1	小山池水利組合
C	619C-14	鍛治屋大池	鍛治屋町454-1	鍛治屋大池水利組合
C	619C-15	石戸池	光明台1-1380-1	石戸池水利組合
C	619C-16	伯谷上池	小野田町380-1	個人等
C	619C-17	今池	観音寺町244-1	小山池水利組合
C	619C-18	ニゴリ池	唐国町3-1191-1	箕形南水利組合
C	619C-20	馬池	平井町454-1	平井上代水利組合
C	619C-21	オガマ池	唐国町480-1	古井係水利組合
C	619C-22	桜井池	一条院町399-1	小ノ宮水利組合
C	619C-23	牛神池	唐国町462	牛神池係水利組合
C	619C-24	仏並大池	仏並町358	二ノ井水利組合
C	619C-25	惣ヶ池	王子町504	光明池土地改良区
C	619C-26	平井新池	平井町409-1	個人等
C	619C-27	いしたちはら池	いぶき野2-10-1	和泉市
C	619C-28	黒石大池	黒石町110-1	黒石水利組合
C	619C-29	鏡池	黒鳥町347	黒鳥上代水利組合
C	619C-30	盆の池	箕形町376	箕形東水利組合
C	619C-31	繁池	浦田町813-1	浦田水利組合

水防値	番号	ため池名	所在地	ため池管理者
C	619C-32	大池上池	観音寺町1002-1	小山池水利組合
C	619C-33	馬の墓池	春木町844-1	春木前代水利組合
C	619C-34	青森池	伯太町4-968-1	伯太町水利組合
C	619C-35	中野池	黒石町134-1, 2	黒石水利組合
C	619C-36	後谷池	のぞみ野1-3	万町水利組合
C	619C-37	フノコ池	箕形町849	箕形東水利組合
C	619C-38	大池	福瀬町463	大池古池水利組合
C	619C-39	池の谷下池	久井町562-1	久井町三掛水利組合
C	619C-40	中津池	箕形町850	箕形東水利組合
C	619C-41	池の谷上池	久井町563-1	久井町三掛水利組合
C	619C-42	浦田今池	浦田町720-1	浦田水利組合
C	619C-43	長池	久井町1368-1	有井田水利組合
C	619C-44	戸立池	黒石町143-1, 2	黒石水利組合
C	619C-45	平井新池下池	平井町827	納花平井上代水利組合
C	619C-46	平池	久井町354-1	久井町三掛水利組合
C	619C-47	バッヂ池	内田町3-1688	個人等
C	619C-48	除谷池	平井町833	納花平井上代水利組合
C	619C-49	谷山上池	府中町飛地1627-1	谷山池管理委員会
C	619C-50	蓮池	伯太町4-969-1	伯太町水利組合
C	619C-51	梨本中池	鍛治屋町535-1, 2	梨本水利組合
C	619C-52	梨本上池	鍛治屋町536-1, 2	梨本水利組合
C	619C-53	青池	平井町834	納花平井上代水利組合

2-26 土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 の規定による指定区域（現象：土石流） (令和2年10月15日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害特別警戒区域		
I-219-001	東横尾川	右第一支川					国分町
I-219-002	東横尾川	右第二支川					北田中町
I-219-003	東横尾川	右第三支川					北田中町
I-219-004	東横尾川	右第四支川					福瀬町
I-219-005	東横尾川	右第五支川	D21900050	東横尾川右5(右第五支川)	●	●	福瀬町
I-219-006	東横尾川	右第六支川	D21900061	東横尾川右6(1)(右第六支川)	●		福瀬町
			D21900062	東横尾川右6(2)(右第六支川)	●	●	福瀬町
I-219-007	東横尾川	右第七支川	D21900071	東横尾川右7(1)(右第七支川)	●	●	福瀬町
			D21900072	東横尾川右7(2)(右第七支川)	●	●	福瀬町
I-219-008	東横尾川	右第十支川	D21900081	東横尾川右10(1)(右第十支川)	●	●	福瀬町
			D21900082	東横尾川右10(2)(右第十支川)	●	●	福瀬町
I-219-009	東横尾川	右第十一支川	D21900091	東横尾川右11(1)(右第十一支川)	●	●	福瀬町
			D21900092	東横尾川右11(2)(右第十一支川)	●	●	福瀬町
I-219-010	東横尾川	右第十三支川					南面利町
I-219-011	東横尾川	右第十四支川	D21900110	東横尾川右14(右第十四支川)	●	●	南面利町
I-219-012	東横尾川	右第十六支川	D21900121	東横尾川右16(1)(右第十六支川)	●	●	南面利町
			D21900122	東横尾川右16(2)(右第十六支川)	●	●	南面利町
			D21900123	東横尾川右16(3)(右第十六支川)	●	●	南面利町
			D21900124	東横尾川右16(4)(右第十六支川)	●	●	南面利町
I-219-013	東横尾川	善正谷	D21900130	善正谷	●		善正町
I-219-014	東横尾川	九鬼川支渓					九鬼町
I-219-015	東横尾川	九鬼川左第一支川	D21900150	九鬼川左1(九鬼川左第一支川)	●	●	九鬼町
I-219-016	横尾川	右第一支川	D21900161	横尾川右1(1)(右第一支川)	●	●	小野田町
I-219-017	横尾川	右第二支川	D21900170	横尾川右2(右第二支川)	●	●	九鬼町
			D21900810	父鬼川右4(右第四支川)	●	●	坪井町
I-219-018	横尾川	右第三支川	D21900180	横尾川右3(右第三支川)	●	●	九鬼町
I-219-019	横尾川	右第四支川					九鬼町
I-219-020	横尾川	右第六支川	D21900200	横尾川右6(右第六支川)	●	●	坪井町
I-219-021	横尾川	右第十支川	D21900210	横尾川右10(右第十支川)	●	●	横尾山町
I-219-022	横尾川	横尾川	D21900220	横尾川横尾川(横尾川)	●	●	横尾山町
I-219-023	横尾川	左第八支川	D21900230	横尾川左9(左第八支川)	●	●	横尾山町
I-219-024	横尾川	左第七支川	D21900240	横尾川左8(左第七支川)	●	●	横尾山町
I-219-025	横尾川	左第三支川	D21900250	横尾川左4(左第三支川)	●	●	横尾山町
I-219-026	父鬼川	右第一支川	D21900260	父鬼川右1(右第一支川)	●	●	坪井町
I-219-027	父鬼川	右第二支川	D21900270	父鬼川右2(右第二支川)	●		坪井町
I-219-028	父鬼川	右第三支川	D21900280	父鬼川右3(右第三支川)	●	●	坪井町
I-219-029	父鬼川	小川右第二支川	D21900290	小川右3(小川右第二支川)	●		仏並町
I-219-030	父鬼川	小川	D21900300	小川(小川)	●	●	仏並町
I-219-031	父鬼川	小川左第二支川	D21900310	小川左2(小川左第二支川)	●		仏並町
I-219-032	父鬼川	小川左第一支川	D21900320	小川左1(小川左第一支川)	●	●	仏並町
I-219-033	父鬼川	右第五支川	D21900330	父鬼川右5	●		大野町
I-219-034	父鬼川	右第六支川	D21900340	父鬼川右6	●	●	大野町
I-219-035	父鬼川	右第七支川	D21900350	父鬼川右7	●	●	大野町
			D21901120	父鬼川右8	●	●	大野町
I-219-036	父鬼川	側川右支川	D21900360	側川右2	●	●	大野町
			D21901140	側川右2右一	●	●	大野町
I-219-037	父鬼川	側川	D21901150	側川右4	●	●	大野町
			D21901160	側川左3	●	●	大野町
I-219-038	父鬼川	右第十四支川	D21900380	父鬼川右15	●		父鬼町
I-219-039	父鬼川	右第十五支川	D21900390	父鬼川右16	●	●	父鬼町
I-219-040	父鬼川	右第十六支川	D21900400	父鬼川右17	●		父鬼町

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成 15 年 3 月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 の規定による指定区域 (現象: 土石流) (令和 2 年 10 月 15 日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
I-219-041	父鬼川	右第十七支川	D21900410	父鬼川右 18	●		父鬼町
I-219-042	父鬼川	右第十八支川	D21900420	父鬼川右 19	●	●	父鬼町
I-219-043	父鬼川	右第十九支川	D21900430	父鬼川右 20	●	●	父鬼町
I-219-044	父鬼川	左第十支川	D21900440	父鬼川左 13	●	●	父鬼町
I-219-045	父鬼川	左第九支川	D21900450	父鬼川左 11	●		父鬼町
I-219-046	父鬼川	左第八支川	D21900460	父鬼川左 10	●	●	父鬼町
I-219-047	父鬼川	左第七支川	D21900470	父鬼川左 9	●	●	父鬼町
I-219-048	父鬼川	左第五支川	D21900480	父鬼川左 6	●		大野町
I-219-049	父鬼川	左第四支川					大野町
I-219-050	父鬼川	左第三支川	D21900500	父鬼川左 4(左第三支川)	●		仏並町
I-219-051	父鬼川	左第二支川	D21900510	父鬼川左 3(左第二支川)	●	●	仏並町
			D21901130	父鬼川左 2(左第二支川)	●		仏並町
I-219-052	父鬼川	左第一支川	D21900520	父鬼川左 1(左第一支川)	●		仏並町
I-219-053	松尾川	右第四支川	D21900530	松尾川右 1 右四(右第四支川)	●	●	若櫻町
I-219-054	松尾川	右第五支川	D21900540	松尾川右 1(右第五支川)	●	●	若櫻町
I-219-055	松尾川	右第六支川	D21900550	松尾川右 2 右一(右第六支川)	●	●	若櫻町
I-219-056	松尾川	松尾川支渓					若櫻町
I-219-057	松尾川	右第十支川	D21900570	松尾川右 3(右第十支川)	●		春木川町
I-219-058	松尾川	右第十一支川	D21900580	松尾川右 4(右第十一支川)	●		春木川町
I-219-059	松尾川	尾谷	D21900591	松尾川右 5(尾谷)	●	●	春木川町
			D21900592	松尾川右 5 左一(尾谷)	●	●	春木川町
I-219-060	松尾川	第四支川	D21900600	松尾川(第四支川)	●	●	春木川町
I-219-061	松尾川	中の谷	D21900611	松尾川左 6(中の谷)	●	●	春木川町
			D21900612	松尾川左 6 右一(中の谷)	●	●	春木川町
I-219-062	松尾川	左第五支川	D21900621	松尾川左 5(左第五支川)	●	●	春木川町
			D21900625	松尾川左 5 右一(左第五支川)	●	●	春木川町
			D21900627	松尾川左 5 右二(左第五支川)	●	●	春木川町
			D21900624	松尾川左 5 左一(左第五支川)	●		春木川町
			D21900623	松尾川左 5 左二(左第五支川)	●	●	春木川町
			D21900622	松尾川左 5 左三(左第五支川)	●		春木川町
			D21900626	松尾川左 5 左四(左第五支川)	●		春木川町
I-219-063	松尾川	左第四支川	D21900630	松尾川左 4(左第四支川)	●		春木川町
I-219-064	松尾川	西谷	D21900640	松尾川左 3(西谷)	●		春木川町
II-219-001	東横尾川	右第八支川	D21900651	東横尾川右 8(1)(右第八支川)	●	●	福瀬町
			D21900652	東横尾川右 8(2)(右第八支川)	●		福瀬町
			D21900653	東横尾川右 8(3)(右第八支川)	●	●	福瀬町
II-219-002	東横尾川	右第十二支川					南面利町
II-219-003	東横尾川	右第十五支川					南面利町
II-219-004	東横尾川	右第十七支川	D21900680	東横尾川右 17(右第十七支川)	●	●	善正町
II-219-005	東横尾川	左第五支川	D21900690	東横尾川左 1(左第五支川)	●	●	横尾山町
II-219-006	東横尾川	左第四支川					善正町
II-219-007	東横尾川	左第三支川	D21900710	東横尾川左 3(左第三支川)	●	●	善正町
II-219-008	東横尾川	九鬼川	D21900721	九鬼川(1)(九鬼川)	●	●	九鬼町
			D21900722	九鬼川(2)(九鬼川)	●	●	九鬼町
II-219-009	東横尾川	九鬼川左第二支川	D21900730	九鬼川左 2(九鬼川左第二支川)	●	●	九鬼町
II-219-010	横尾川	右第五支川					九鬼町
II-219-011	横尾川	右第九支川	D21900750	横尾川右 9(右第九支川)	●	●	横尾山町
II-219-012	横尾川	右第十一支川	D21900760	横尾川右 11(右第十一支川)	●	●	横尾山町
II-219-013	横尾川	左第六支川	D21900770	横尾川左 7(左第六支川)	●	●	横尾山町
II-219-014	横尾川	左第五支川	D21900780	横尾川左 6(左第五支川)	●	●	横尾山町
II-219-015	横尾川	左第四支川	D21900791	横尾川左 5(左第四支川)	●	●	横尾山町
			D21900792	横尾川左 5 右一	●	●	横尾山町
			D21900793	横尾川左 5 右二	●	●	横尾山町
			D21900794	横尾川左 5 左一	●	●	横尾山町
II-219-016	横尾川	左第一支川	D21900800	横尾川左 1(左第一支川)	●	●	坪井町
II-219-017	父鬼川	右第四支川					坪井町

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成 15 年 3 月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 の規定による指定区域 (現象: 土石流) (令和 2 年 10 月 15 日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
II-219-018	父鬼川	右第八支川					大野町
II-219-019	父鬼川	側川左支川	D21900830	側川左 2	●	●	大野町
II-219-020	父鬼川	大岩川					父鬼町
II-219-021	父鬼川	父鬼川	D21900850	父鬼川	●		父鬼町
II-219-022	父鬼川	左第十一支川	D21900860	父鬼川左 14	●	●	父鬼町
II-219-023	父鬼川	左第六支川	D21900870	父鬼川左 7	●	●	大野町
II-219-024	松尾川	右第一支川	D21900880	松尾川右 1 右一(右第一支川)	●	●	久井町
II-219-025	松尾川	右第二支川	D21900890	松尾川右 1 右二(右第二支川)	●		若槻町
II-219-026	松尾川	右第三支川	D21900900	松尾川右 1 右三(右第三支川)	●	●	若槻町
II-219-027	松尾川	右第七支川	D21900910	松尾川右 2 左二(右第七支川)	●	●	若槻町
II-219-028	松尾川	右第八支川					若槻町
II-219-029	松尾川	左第三支川	D21900930	松尾川左 2(左第三支川)	●		久井町
II-219-030	松尾川	左第二支川	D21900940	松尾川左 1(左第二支川)	●		春木川町
III-219-001	東横尾川	右第九支川	D21900951	東横尾川右 9(1)(右第九支川)	●	●	福瀬町
			D21900952	東横尾川右 9(2)(右第九支川)	●	●	福瀬町
III-219-002	東横尾川	東横尾川	D21900961	東横尾川(1)(東横尾川)	●	●	横尾山町
			D21900962	東横尾川(2)(東横尾川)	●	●	横尾山町
			D21900964	東横尾川(4)(東横尾川)	●	●	横尾山町
III-219-003	東横尾川	左第二支川	D21900971	東横尾川左 2(1)(左第二支川)	●	●	善正町
			D21900972	東横尾川左 2(2)(左第二支川)	●	●	善正町
III-219-004	東横尾川	左第一支川	D21900981	東横尾川左 1(1)(左第一支川)	●	●	岡町
			D21900982	東横尾川左 1(2)(左第一支川)	●		岡町
III-219-005	横尾川	右第七支川	D21900990	横尾川右 7(右第七支川)	●	●	横尾山町
III-219-006	横尾川	右第八支川	D21901000	横尾川右 8(右第八支川)	●	●	横尾山町
III-219-007	横尾川	左第二支川	D21901010	横尾川左 2(左第二支川)	●	●	坪井町
III-219-008	父鬼川	小川右第一支川	D21901020	小川右 1(小川右第一支川)	●	●	坪井町
III-219-009	父鬼川	右第九支川	D21901030	父鬼川右 10	●	●	大野町
III-219-010	父鬼川	右第十一支川	D21901040	父鬼川右 11	●	●	大野町
III-219-011	父鬼川	宮の谷	D21901220	宮の谷右 1	●	●	父鬼町
III-219-012	父鬼川	左第十三支川					父鬼町
III-219-012-1	父鬼川		D21901070	父鬼川左 16	●	●	父鬼町
III-219-012-2	父鬼川		D21901060	父鬼川左 15	●	●	父鬼町
III-219-013	父鬼川	左支川					父鬼町
			D21901250	父鬼川右 14	○	○	父鬼町
			D21901170	側川右 3	○	○	大野町
			D21901180	側川左 1	○	○	大野町
			D21901190	側川右 1	○	○	大野町
			D21901200	父鬼川右 12	○	○	大野町
			D21901210	父鬼川右 13	○	○	大野町
			D21901230	父鬼川右 21	○	○	父鬼町
			D21901240	父鬼川左 12	○	○	父鬼町
			D21901260	小川右 2	○	○	仏並町
			D21901270	横尾川左 3	○	○	横尾山町
			既往区域指定(●)		121	94	
			新規区域指定(○)		10	10	
計	109	109	和泉市 計(●+○)		131	104	

2-27 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律の規定による 指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：急傾斜地の崩壊） (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
11219459	女鹿坂		K21900731	女鹿坂-1	●	●	室堂町
			K21900732	女鹿坂-2	●	●	室堂町
11219460	内田(1)	内田	K21902610	内田(1)	●	●	内田町及びまなび 野一丁目
11219461	内田(2)	内田(2)	K21902620	内田(2)	●		内田町
11219462	春木		K21903850	春木	●	●	春木町
11219463	松尾寺		K21902580	松尾寺	●	●	松尾寺町
11219464	平井	平井	K21902640	平井	●	●	平井町
11219465	国分		K21901070	国分	●	●	国分町及び平井町
11219466	黒石		K21901080	黒石	●	●	黒石町及び国分町
11219467	下宮	下宮	K21902630	下宮	●		下宮町
11219468	北田中	北田中	K21901280	北田中	●	●	北田中町
11219469	小野田	小野田	K21901291	小野田-1	●		小野田町
			K21901292	小野田-2	●		小野田町
			K21901293	小野田-3	●		小野田町
			K21901294	小野田-4	●	●	小野田町
11219470	福瀬		K21901300	福瀬	●	●	福瀬町
11219471	善正(1)	善正(1)	K21901711	善正(1)-1	●	●	善正町
			K21901712	善正(1)-2	●	●	善正町
			K21901713	善正(1)-3	●	●	善正町
			K21901714	善正(1)-4	●	●	善正町
			K21901715	善正(1)-5	●	●	善正町
11219472	南面利町(1)		K21901310	南面利町(1)	●	●	南面利町
11219474	仏並(1)	仏並(1)	K21901401	仏並町(1)-1	●	●	仏並町
			K21901402	仏並町(1)-2	●	●	仏並町
11219475	仏並(2)	仏並(2)	K21901430	仏並町(2)	●	●	仏並町
11219476	仏並(3)	仏並(3)	K21901441	仏並町(3)-1	●	●	仏並町
			K21901442	仏並町(3)-2	●	●	仏並町
11219477	久井	久井	K21901741	久井-1	●	●	久井町
			K21901742	久井-2	●	●	久井町
11219478	若樫(1)	若樫(1)	K21901230	若樫(1)	●	●	若樫町
11219479	若樫(3)		K21901240	若樫(3)	●	●	若樫町
11219480	若樫(4)	若樫(4)	K21903860	若樫(4)	●	●	若樫町
11219481	大野(1)		K21901130	大野(1)	●	●	大野町
11219482	大野(2)		K21901140	大野(2)	●	●	大野町
11219483	大野(3)	大野(3)	K21901770	大野(3)	●	●	大野町
11219484	大野(4)	大野(4)	K21901780	大野(4)	●	●	大野町
11219485	小川西(1)	小川西(1)	K21901460	小川西(1)	●	●	仏並町
11219486	小川西(2)	小川西(2)	K21901471	小川西(2)-1	●	●	仏並町
			K21901472	小川西(2)-2	●	●	仏並町
			K21901473	小川西(2)-3	●	●	仏並町
11219487	小川東(1)	小川東(1)	K21901480	小川東(1)	●	●	仏並町
11219488	小川東(2)	小川東(2)	K21901490	小川東(2)	●	●	仏並町
11219489	側川(1)	側川	K21901750	側川(1)	●	●	大野町
11219490	父鬼(1)	父鬼(1)	K21900041	父鬼(1)-1	●	●	父鬼町
			K21900042	父鬼(1)-2	●	●	父鬼町
11219491	父鬼(2)	父鬼(2)	K21900051	父鬼(2)-1	●	●	父鬼町
			K21900052	父鬼(2)-2	●	●	父鬼町
11219492	父鬼(3)	父鬼(3)	K21900061	父鬼(3)-1	●	●	父鬼町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律の規定による 指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象:急傾斜地の崩壊) (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21900062	父鬼(3)-2	●	●	父鬼町
			K21900063	父鬼(3)-3	●	●	父鬼町
			K21900064	父鬼(3)-4	●	●	父鬼町
11219493	父鬼(4)	父鬼(4)	K21900071	父鬼(4)-1	●	●	父鬼町
			K21900072	父鬼(4)-2	●	●	父鬼町
			K21900073	父鬼(4)-3	●	●	父鬼町
11219494	父鬼(5)		K21901151	父鬼(5)-1	●	●	父鬼町
			K21901152	父鬼(5)-2	●	●	父鬼町
11219495	春木川(1)	春木川(1)	K21901620	春木川(1)	●	●	春木川町
11219496	春木川(2)	春木川(2)	K21901630	春木川(2)	●	●	春木川町
11219497	春木川(3)	春木川(3)	K21901640	春木川(3)	●	●	春木川町
11219498	春木川(4)	春木川(4)	K21901651	春木川(4)-1	●	●	春木川町
			K21901652	春木川(4)-2	●	●	春木川町
			K21901653	春木川(4)-3	●	●	春木川町
11219499	春木川(5)	春木川(5)	K21901660	春木川(5)	●	●	春木川町
11219500	春木川(6)	春木川(6)	K21901670	春木川(6)	●	●	春木川町
11219501	春木川(7)	春木川(7)	K21901680	春木川(7)	●	●	春木川町
11219502	春木川(8)	春木川(8)	K21901690	春木川(8)	●	●	春木川町
11219503	春木川(9)	春木川(9)	K21901700	春木川(9)	●	●	春木川町
11219831	側川(2)		K21901760	側川(2)	●	●	大野町
11219832	寺田町(1)						寺田町一丁目
11219833	室堂町						室堂町
11219834	内田町(3)						内田町二丁目
11219835	三林町(1)						三林町
11219836	松尾寺町(3)		K21902601	松尾寺町(3)-1	●	●	松尾寺町
			K21902602	松尾寺町(3)-2	●	●	松尾寺町
11219837	南面利町(2)		K21901320	南面利町(2)	●	●	南面利町
11219838	南面利町(4)	南面利町(4)	K21901330	南面利町(4)	●	●	南面利町
11219839	九鬼町(1)		K21901340	九鬼町(1)	●	●	九鬼町
11219840	若櫻(8)		K21901250	若櫻(8)	●	●	若櫻町
11219841	父鬼(6)		K21901160	父鬼(6)	●	●	父鬼町
11219873	国分町(5)	国分(2)	K21901720	国分町(5)	●	●	国分町
12219041	三林		K21900710	三林	●	●	光明台二丁目
12219105	上町(1)						上町
21219888	尾井町(1)						尾井町
21219889	和田町(1)		K21900781	和田町(1)-1	●	●	室堂町
			K21900782	和田町(1)-2	●	●	和田町
			K21900783	和田町(1)-3	●	●	和田町及び室堂町
21219890	万町(1)		K21900260	万町(1)	●	●	万町
21219891	万町(2)		K21900270	万町(2)	●	●	万町
21219892	万町(3)		K21900280	万町(3)	●	●	万町
21219893	納花町(1)		K21903800	納花町(1)	●	●	納花町及び平井町
21219894	平井町(2)		K21901090	平井町(2)	●	●	平井町及び黒石町
21219895	平井町(3)		K21901101	平井町(3)-1	●	●	平井町
			K21901102	平井町(3)-2	●	●	平井町
21219896	黒石町		K21901110	黒石町	●	●	黒石町
21219897	平井町(4)		K21901120	平井町(4)	●	●	平井町
21219898	国分町(2)		K21900290	国分(2)	●	●	国分町
21219899	松尾寺町(2)		K21902590	松尾寺町(2)	●	●	松尾寺町
21219900	国分町(3)		K21900310	国分(3)	●	●	国分町
21219901	国分町(4)		K21902650	国分町(4)	●	●	国分町
21219902	福瀬町(2)						福瀬町
21219903	仏並町(6)		K21900420	仏並町(6)	●	●	仏並町
21219904	北田中(2)		K21900330	北田中(2)	●	●	北田中町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律の規定による 指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象:急傾斜地の崩壊) (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
21219905	善正町(2)		K21901350	善正町(2)	●	●	善正町
21219906	南面利町(3)		K21901360	南面利町(3)	●	●	南面利町
21219907	善正町(3)		K21901370	善正町(3)	●	●	善正町
21219908	福瀬町(3)		K21900340	福瀬(3)	●	●	福瀬町
21219909	南面利町(5)		K21901380	南面利町(5)	●	●	南面利町
21219910	仏並町(4)	仏並(4)	K21901450	仏並町(4)	●	●	仏並町
			K21901520	仏並町(12)	●	●	仏並町
21219911	善正町(4)		K21900431	善正町(4)-1	●	●	善正町
			K21900432	善正町(4)-2	●	●	善正町
21219912	九鬼町(2)		K21901390	九鬼町(2)	●	●	九鬼町
21219913	九鬼町						九鬼町
21219914	善正町(5)		K21900440	善正町(5)	●	●	善正町
21219915	若櫻(5)		K21900350	若櫻(5)	●	●	若櫻町及び久井町
21219916	坪井町		K21900450	坪井町	●	●	坪井町
21219917	坪井町(2)		K21900460	坪井町(2)	●	●	坪井町
21219918	若櫻(6)		K21900360	若櫻(6)A	●	●	若櫻町及び久井町
21219919	坪井町(3)		K21900470	坪井町(3)	●	●	坪井町
21219920	仏並町(5)		K21900480	仏並町(5)	●	●	仏並町
21219921	久井町(3)						久井町
21219922	若櫻(7)		K21900370	若櫻(7)	●	●	若櫻町
21219923	久井町(2)		K21900380	久井町(2)	●	●	久井町及び春木町
21219924	若櫻(9)		K21903780	若櫻町(9)	●	●	若櫻町
21219925	若櫻(10)		K21903840	若櫻(10)	●	●	若櫻町
21219926	春木町(3)		K21900410	春木町(3)	●	●	春木川町及び久井町
21219927	大野(5)		K21901171	大野(5)-1	●	●	大野町
			K21901172	大野(5)-2	●	●	大野町
21219928	大野(6)		K21901180	大野(6)	●	●	大野町
21219929	大野(7)		K21901190	大野(7)	●	●	大野町
21219930	大野(8)		K21901200	大野(8)	●	●	大野町
21219931	横尾山町(1)						横尾山町
21219932	横尾山町(3)						横尾山町
21219933	横尾山町(2)		K21903160	横尾山町(3)	●	●	横尾山町
21219934	横尾山町						横尾山町
21219935	大野(9)		K21901790	大野(9)	●	●	大野町
21219936	大野(10)		K21901221	大野(10)-1	●	●	大野町
			K21901222	大野(10)-2	●	●	大野町
22219071	善正町(6)		K21901410	善正町(6)	●	●	善正町
31219185	弥生町三丁目						弥生町三丁目
31219186	万町(4)						万町
31219187	黒石町		K21900030	黒石町(3)	●	●	黒石町
31219188	平井町(5)		K21900400	平井町(5)	●	●	平井町
31219189	国分町(6)		K21900500	国分町(6)	●	●	国分町及び黒石町
31219190	国分町(7)		K21900490	国分町(7)	●	●	国分町
31219191	国分町(8)						国分町
31219192	国分町(9)		K21900081	国分(9)-1	●	●	国分町及び北田中町
			K21900082	国分(9)-2	●	●	国分町及び北田中町
31219193	北田中(3)		K21900090	北田中(3)	●	●	北田中町
31219194	春木町(4)		K21900100	春木町(4)	●	●	春木町及び久井町
31219195	春木町(5)						春木町
31219196	福瀬町(4)		K21900121	福瀬町(4)-1	●	●	福瀬町
			K21900122	福瀬町(4)-2	●	●	福瀬町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律の規定による 指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象:急傾斜地の崩壊) (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
31219197	福瀬町(5)		K21900130	福瀬町(5)	●	●	福瀬町
31219198	南面利町(6)		K21900140	南面利町(6)	●	●	南面利町
31219199	若櫻(6)		K21900150	若櫻(6)B	●	●	若櫻町
31219200	大野(11)						大野町
31219201	仏並町(7)		K21900170	仏並町(7)	●	●	仏並町
31219202	仏並町(8)		K21900180	仏並町(8)	●	●	仏並町
31219203	仏並町(9)		K21900190	仏並町(9)	●	●	仏並町
31219204	仏並町(10)		K21900200	仏並町(10)	●	●	仏並町
			K21900201	仏並町(10) - 2	●	●	仏並町
31219205	坪井町(4)		K21900210	坪井町(4)	●	●	坪井町
31219206	大野(12)						大野町
31219207	大野(13)		K21901800	大野(13)	●	●	大野町
31219208	大野(14)		K21901810	大野(14)	●	●	大野町及び父鬼町
31219209	父鬼(6)		K21900230	父鬼(6) - 2	●	●	父鬼町
31219210	善正町(7)		K21900240	善正町(7)	●	●	善正町
31219211	善正町(8)						善正町
31219212	善正町(9)						善正町
31219213	楨尾山町(4)						楨尾山町
			K21900530	和田町(2)	○	○	和田町
			K21900540	光明台一丁目(1)	○	○	光明台一丁目
			K21900680	国分町(10)	○	○	国分町
			K21900770	久井町(4)	○	○	久井町
			K21900780	久井町(5)	○	○	久井町
			K21900790	久井町(6)	○	○	久井町
			K21900830	若櫻町(12)	○	○	若櫻町
			K21900840	若櫻町(13)	○	○	若櫻町
			K21900860	若櫻町(15)	○	○	若櫻町
			K21900870	若櫻町(16)	○	○	若櫻町
			K21900880	若櫻町(17)	○	○	若櫻町
			K21900890	若櫻町(18)	○	○	若櫻町
			K21900910	小野田町(2)	○	○	小野田町
			K21900930	春木川町(10)	○	○	春木川町
			K21900940	春木川町(11)	○	○	春木川町
			K21900970	春木川町(14)	○	○	春木川町
			K21900980	春木川町(15)	○	○	春木川町
			K21900990	春木川町(16)	○	○	春木川町
			K21901000	春木川町(17)	○	○	春木川町
			K21901020	大野町(16)	○	○	大野町及び若櫻町
			K21901030	南面利町(7)	○	○	南面利町
			K21901040	南面利町(8)	○	○	南面利町
			K21901050	南面利町(9)	○	○	南面利町
			K21901060	南面利町(10)	○	○	南面利町
			K21901210	大野(30)	○	○	大野町
			K21901420	大野(17)	○	○	大野町
			K21900250	父鬼(7)	○	○	父鬼町
			K21900300	父鬼(8)	○	○	父鬼町
			K21900320	父鬼(9)	○	○	父鬼町
			K21900520	父鬼(10)	○	○	父鬼町
			K21900600	父鬼(11)	○	○	父鬼町
			K21900820	父鬼(12)	○	○	父鬼町
			K21900950	父鬼(13)	○	○	父鬼町
			K21900960	父鬼(14)	○	○	父鬼町
			K21901501	小川東(3)-1	○	○	仏並町
			K21901502	小川東(3)-2	○	○	仏並町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象:急傾斜地の崩壊) (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
			K21901510	小川東(4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	仏並町
			K21901530	坪井町(5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	平井町
			K21901540	槇尾山町(1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	槇尾山町
			K21901550	槇尾山町(2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	槇尾山町
			K21901560	坪井町(6)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21901570	坪井町(7)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21901580	坪井町(8)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21901590	坪井町(9)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21901600	坪井町(10)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21901610	坪井町(11)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21901730	国分町(14)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国分町
			K21901830	大野(19)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21901840	若櫻町(19)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21901850	若櫻町(20)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21901860	弥生町三丁目(1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	弥生町三丁目及び東阪本町
			K21901870	大野(20)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21901880	若櫻町(21)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町及び大野町
			K21901890	若櫻町(22)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21901900	久井町(10)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	久井町及び春木川町
			K21901910	久井町(11)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	久井町及び春木川町
			K21901920	大野(21)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21901930	久井町(12)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	久井町及び春木川町並びに岸和田市内畠町
			K21901950	春木川町(18)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	春木川町
			K21901960	大野(22)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21901980	大野(24)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町及び父鬼町
			K21902001	父鬼(26)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	父鬼町
			K21902002	父鬼(26)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	父鬼町
			K21902010	父鬼(15)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	父鬼町
			K21902020	父鬼(16)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	父鬼町
			K21902040	大野(25)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902050	大野(26)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902061	大野(27)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902062	大野(27)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902070	若櫻町(23)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902080	大野(28)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902090	大野(29)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902140	父鬼(22)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902170	若櫻町(25)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902200	坪井町(14)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町及び仏並町
			K21902210	若櫻町(44)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902220	若櫻町(45)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902231	若櫻町(26)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902232	若櫻町(26)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902240	若櫻町(27)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902260	若櫻町(29)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902280	若櫻町(31)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902290	若櫻町(32)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902300	若櫻町(33)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町
			K21902310	若櫻町(38)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若櫻町及び久井町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律の規定による 指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象:急傾斜地の崩壊) (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21902320	若槻町(39)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町及び久井町
			K21902330	若槻町(40)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町
			K21902340	若槻町(41)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町及び久井町
			K21902350	若槻町(42)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町及び久井町
			K21902370	春木川町(19)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	春木川町、若槻町 及び久井町
			K21902380	若槻町(34)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町
			K21902390	若槻町(35)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町
			K21902400	大野(32)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902410	大野(33)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	大野町
			K21902420	若槻町(43)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	若槻町、春木川町 及び久井町
			K21902431	春木川町(21)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	春木川町及び久井 町
			K21902432	春木川町(21)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	春木川町、若槻町 及び久井町
			K21902440	春木川町(20)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	春木川町及び久井 町
			K21902450	松尾寺町(11)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	松尾寺町
			K21902460	松尾寺町(12)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	松尾寺町
			K21902480	いぶき野一丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	いぶき野一丁目及 び池田下町
			K21902490	箕形町一丁目(1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	箕形町一丁目、箕 形町三丁目及び弥 生町二丁目
			K21902500	箕形町一丁目(2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	箕形町一丁目及び 弥生町二丁目
			K21902510	父鬼(23)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	父鬼町
			K21902531	箕形町一丁目(3)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	箕形町一丁目及び 弥生町二丁目
			K21902532	箕形町一丁目(3)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	箕形町一丁目
			K21902540	寺田町一丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	寺田町一丁目及び 弥生町二丁目
			K21902570	寺門町二丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	寺門町二丁目
			K21902750	鶴山台一丁目(1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	鶴山台一丁目、太 町及び上町
			K21902811	三林町(4)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	三林町
			K21902812	三林町(4)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	三林町
			K21902820	浦田町(1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浦田町及び納花町
			K21902840	室堂町(8)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	室堂町
			K21902920	鶴山台四丁目(2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	鶴山台四丁目及び 小野町
			K21902930	尾井町(2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	尾井町
			K21902970	鶴山台一丁目(5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	鶴山台一丁目
			K21903000	上代町(2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上代町
			K21903011	上代町(3)-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上代町
			K21903012	上代町(3)-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上代町
			K21903020	上代町(4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上代町及び尾井町
			K21903080	仏並町(13)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	仏並町
			K21903090	坪井町(12)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	坪井町
			K21903100	国分町(15)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国分町
			K21903120	小野田町(3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	小野田町及び九鬼 町
			K21903130	国分町(16)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国分町及び下宮町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律の規定による 指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象:急傾斜地の崩壊) (平成 28 年 9 月 9 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域名	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21903150	九鬼町(3)	○	○	九鬼町
			K21903170	槇尾山町(4)	○	○	槇尾山町
			K21903180	槇尾山町(5)	○	○	槇尾山町
			K21903190	槇尾山町(6)	○	○	槇尾山町
			K21903210	槇尾山町(7)	○	○	槇尾山町
			K21903240	槇尾山町(10)	○	○	槇尾山町
			K21903280	槇尾山町(14)	○	○	槇尾山町及び善正町
			K21903300	善正町(10)	○	○	善正町
			K21903310	善正町(12)	○	○	善正町
			K21903320	善正町(13)	○	○	善正町
			K21903330	善正町(14)	○	○	善正町
			K21903340	南面利町(11)	○	○	南面利町
			K21903350	南面利町(12)	○	○	南面利町及び福瀬町
			K21903360	黒石町(2)	○	○	黒石町及び平井町
			K21903370	黒石町(7)	○	○	黒石町
			K21903390	上代町(6)	○	○	上代町及び上町
			K21903420	三林町(3)	○	○	三林町及び納花町
			K21903480	善正町(15)	○	○	善正町
			K21903490	南面利町(13)	○	○	南面利町
			K21903500	南面利町(14)	○	○	南面利町
			K21903510	黒石町(8)	○	○	黒石町
			K21903530	若槻町(37)	○	○	若槻町
			K21903540	久井町(14)	○	○	久井町
			K21903560	坪井町(15)	○	○	坪井町
			K21903600	平井町(8)	○	○	平井町及び納花町
			K21903610	和田町(4)	○	○	和田町
			K21903620	室堂町(6)	○	○	室堂町
			K21903641	上代町(7)-1	○	○	上代町及び葛の葉町
			K21903642	上代町(7)-2	○	○	上代町
			K21903643	上代町(7)-3	○	○	上代町
			K21903660	上代町(8)	○	○	上代町及び舞町
			K21903670	平井町(9)	○	○	平井町
			K21903700	国分町(19)	○	○	国分町
			K21903710	平井町(10)	○	○	平井町
			K21903720	福瀬町(6)	○	○	福瀬町
			K21903730	福瀬町(7)	○	○	福瀬町
			K21903740	福瀬町(8)	○	○	福瀬町
			K21903750	若槻町(36)	○	○	若槻町
			K21903810	南面利町(15)	○	○	南面利町
			既往区域指定(●)		149	144	
			新規区域指定(○)		167	167	
計	137	36	和泉市 計(●+○)		317	312	

2-28 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法等

施設名	所在地	電話番号	伝達方法	避難場所
南横山小学校	父鬼町1506	99-0004	防災行政無線 防災情報メール 施設管理者に電話	南部リージョンセンター

2 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等

区域番号	所在地	伝達方法	避難場所
K21900130、K21900340、K21901300、D21900050、D21900061、D21900062、D21900071、D21900072、D21900651、D21900652、D21900653、D21900951、D21900952、D21900081、D21900082、D21900091、D21900092、K21900121、K21900122、K21610130、K21903720、K21903730、K21903740	福瀬町	防災行政無線 防災情報メール	横山小学校
K21900140、K21901030、K21901040、K21901310、K21901320、K21901360、K21901330、K21901380、K21901050、K21901060、D21900110、D21900121、D21900122、D21900123、D21900124、K21903340、K21903350、K21903490、K21903500、K21903810	南面利町	〃	横山小学校
K21900180、K21900190、K21900200、K21900201、K21900420、K21900480、K21901401、K21901402、K21901430、K21901441、K21901442、K21901450、K21901460、K21901471、K21901472、K21901473、K21901480、K21901490、K21901501、K21901502、K21901510、K21901520、D21900290、D21900300、D21900310、D21900320、D21900500、D21900510、D21900520、D21901130、D21901260、K21900170、K21903080	仏並町	〃	槇尾中学校
K21900530、K21900782、K21900783、K21903610	和田町	〃	光明台北小学校
K21900540	光明台一丁目	〃	光明台中学校
K21900710、K21902811、K21902812、K21903420	三林町・光明台二丁目	〃	光明台北小学校
K21900680、K21901070、K21900310、K21901720、K21901730、K21900081、K21900082、K21900290、K21900490、K21900500、K21902650、K21903100、K21903130、K21903700	国分町	〃	槇尾中学校
K21901080、K21900030、K21901110、K21903360、K21903370、K21903510	黒石町	〃	槇尾中学校
K21900770、K21900780、K21900790、D21900880、D21900930、K21900380、K21901741、K21901742、K21901900、K21901910、K21901930、K21903540	久井町	〃	南松尾老人集会所
K21901230、K21901240、K21901250、K21900830、K21900840、K21900860、K21900870、K21900880、K21900890、D21900540、D21900890、D21900900、D21900530、D21900550、D21900910、K21900150、K21900350、K21900360、K21900370、K21901840、K21901850、K21901880、K21901890、K21902070、K21902170、K21902210、K21902220、K21902231、K21902232、K21902240、K21902260、K21902280、K21902290、K21902300、K21902310、K21902320、K21902330、K21902340、K21902350、K21902380、K21902390、K21902420、K21903530、K21903750、K21903780、K21903840、K21903860、J21901390	若槻町	〃	南松尾老人集会所
K21900910、D21900161、K21901291、K21901292、K21901293、K21901294、K21903120	小野田町	〃	横山小学校

区域番号	所在地	伝達方法	避難場所
K21901630、K21901640、K21901651、K21901652、K21901653、K21901660、K21901670、K21901680、K21901690、K21901700、K21900930、K21900940、K21900970、K21900980、K21900990、K21901000、D21900600、D21900570、D21900580、D21900591、D21900592、D21900940、D21900640、D21900630、D21900621、D21900625、D21900627、D21900624、D21900623、D21900622、D21900626、D21900611、D21900612、K21901620、K21901950、K21902370、K21902431、K21902432、K21902440、K21900410	春木川町	〃	南松尾老人集会所
K21900100、K21903850、J21901410	春木町	〃	南松尾老人集会所
K21901711、K21901712、K21901713、K21901714、K21901715、K21901350、K21901370、K21900431、K21900432、K21901410、K21900240、K21900440、D21900130、D21900680、D21900971、D21900972、D21900710、K21903300、K21903310、K21903320、K21903330、K21903480	善正町	〃	横山小学校
K21900210、K21900450、K21900460、K21900470、K21901530、K21901560、K21901570、K21901580、K21901590、K21901600、K21901610、D21900200、D21900260、D21900270、D21900280、D21900810、D21901010、D21901020、K21902200、K21903090、K21903560	坪井町	〃	槇尾中学校
D21900330、D21900340、D21900350、D21900360、D21900480、D21900830、D21900870、D21901030、D21901040、D21901120、D21901140、D21901150、D21901160、D21901170、D21901180、D21901190、D21901200、D21901210、K21901020、K21901130、K21901140、K21901171、K21901172、K21901180、K21901190、K21901200、K21901210、K21901221、K21901222、K21901420、K21901750、K21901760、K21901770、K21901780、K21901790、K21901800、K21901810、K21901830、K21901870、K21901920、K21901960、K21901980、K21902040、K21902050、K21902061、K21902062、K21902080、K21902090、K21902400、K21902410	大野町	〃	槇尾中学校
K21900041、K21900042、K21900051、K21900052、K21900061、K21900062、K21900063、K21900064、K21900071、K21900072、K21900073、K21900230、K21900250、K21900300、K21900320、K21900520、K21900600、K21900820、K21900950、K21900960、K21901151、K21901152、K21901160、D21900380、D21900390、D21900400、D21900410、D21900420、D21900430、D21900440、D21900450、D21900460、D21900470、D21900850、D21900860、D21901060、D21901070、D21901220、D21901230、D21901240、D21901250、K21902001、K21902002、K21902010、K21902020、K21902140、K21902510	父鬼町	〃	南部リージョンセンター
K21901540、K21901550、D21900210、D21900220、D21900230、D21900240、D21900250、D21900750、D21900760、D21900770、D21900780、D21900791、D21900792、D21900793、D21900794、D21900800、D21900990、D21901000、D21901270、D21900961、D21900962、D21900964、D21900690、K21903160、K21903170、K21903180、K21903190、K21903210、K21903240、K21903280	槇尾山町	〃	槇尾中学校
K21901340、K21901390、D21900721、D21900722、D21900150、D21900730、D21900170、D21900180、K21903150	九鬼町	〃	横山小学校
K21901280、K21900090、K21900330	北田中町	〃	横山小学校

区域番号	所在地	伝達方法	避難場所
K21900260、K21900270、K21900280	万町	〃	石尾中学校
D21900981、D21900982	岡町	〃	横山小学校
K21902480	いぶき野一 丁目	〃	北池田中学校
K21903000、K21903011、K21903012、K21903020、 K21903390、K21903641、K21903642、K21903643、 K21903660	上代町	〃	鶴山台北小学校
K21902620、K21902610	内田町	〃	石尾中学校
K21902820	浦田町	〃	南池田中学校
K21902930	尾井町	〃	信太中学校
K21902630	下宮町	〃	槇尾中学校
K21902970、K21902750	鶴山台一丁 目	〃	信太中学校
K21902920	鶴山台四丁 目	〃	鶴山台南小学校
K21902570	寺門町二丁 目	〃	郷莊中学校
K21903800	納花町	〃	南池田中学校
K21900400、K21901101、K21901102、K21901120、 K21902640、K21903670、K21903710、K21901090、 K21903600	平井町	〃	槇尾中学校
K21902450、K21902460、K21902580、K21902590、 K21902601、K21902602	松尾寺町	〃	南松尾老人集会所
K21902531、K21902490、K21902500、K21902532	箕形町一丁 目	〃	北松尾小学校
K21900731、K21900732、K21902840、K21903620、 K21900781	室堂町	〃	北池田中学校
K21901860	弥生町三丁 目	〃	北池田中学校
K21900782、K21903610、K21900783、K21900530	和田町	〃	南池田中学校
K21902540	寺田町一丁 目	〃	郷莊中学校

2-29 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧

地すべり危険箇所点検に基づく地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定による指定区域 (平成31年3月13日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (令和2年10月15日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
103	大谷池北						上代町
139	若槻	若槻	J21901390	若槻	○		若槻町
141	春木	春木	J21901410	春木	○		春木町
		国分町					国分町

2-30 山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区

番 号	所 在 地
1	善正(1)
2	善正(2)
3	楨尾山
4	久井
5	仏並(1)
6	坪井
7	大野(1)
8	父鬼(1)
9	春木川、若櫻
10	春木川、久井
11	父鬼(2)
12	父鬼(3)
13	父鬼(4)
14	父鬼(5)
15	父鬼(6)
16	大野(2)
17	仏並(2)
18	仏並(3)
19	大野(3)
20	春木川
21	父鬼(7)
22	仏並(4)

2 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	大字	危険地区番号	大字
1	春木川 (1)	23	福瀬
2	春木川 (2)	24	南面利、本谷
3	父鬼 (1)	25	岡 (1)
4	父鬼 (2)	26	岡 (2)
5	父鬼 (3)	27	九鬼 (1)
6	父鬼 (4)	28	九鬼 (2)
7	父鬼 (5)	29	仏並 (3)
8	父鬼 (6)	30	仏並 (4)
9	父鬼 (7)	31	槇尾山、五木尾峯
10	父鬼 (8)	32	槇尾山、ヨリ谷
11	父鬼 (9)	33	槇尾山、槇尾 (1)
12	父鬼 (10)	34	槇尾山、槇尾 (2)
13	父鬼 (11)	35	槇尾山、槇尾 (3)
14	父鬼 (12)	36	槇尾山、槇尾 (4)
15	父鬼 (13)	37	槇尾山、本谷 (1)
16	大野側川 (1)	38	槇尾山、本谷 (2)
17	大野側川 (2)	39	善正
18	仏並 (1)	40	父鬼 (14)
19	仏並 (2)	41	大野 (1)
20	坪井	42	大野 (2)
21	槇尾山、本呑	43	父鬼 (15)
22	槇尾山	44	父鬼 (16)

2-3-1 土砂災害用語の定義

1. 土石流危險溪流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

2. 地すべり危険箇所 等

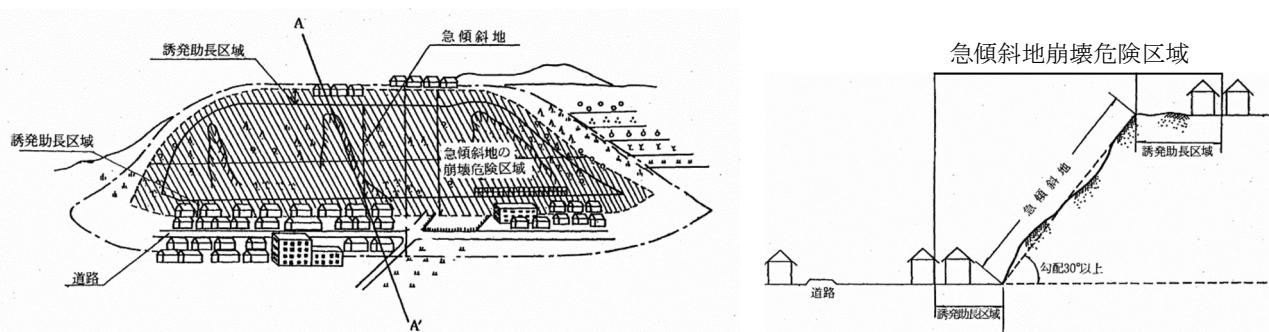
「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要のあるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

3. 急傾斜地崩壞危險箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所をいう。また5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に危害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図



(注 1) 急傾斜地崩壊危険区域

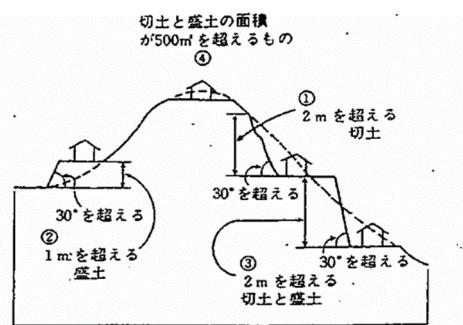
崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に危害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれがある市街地又は市街地となる土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

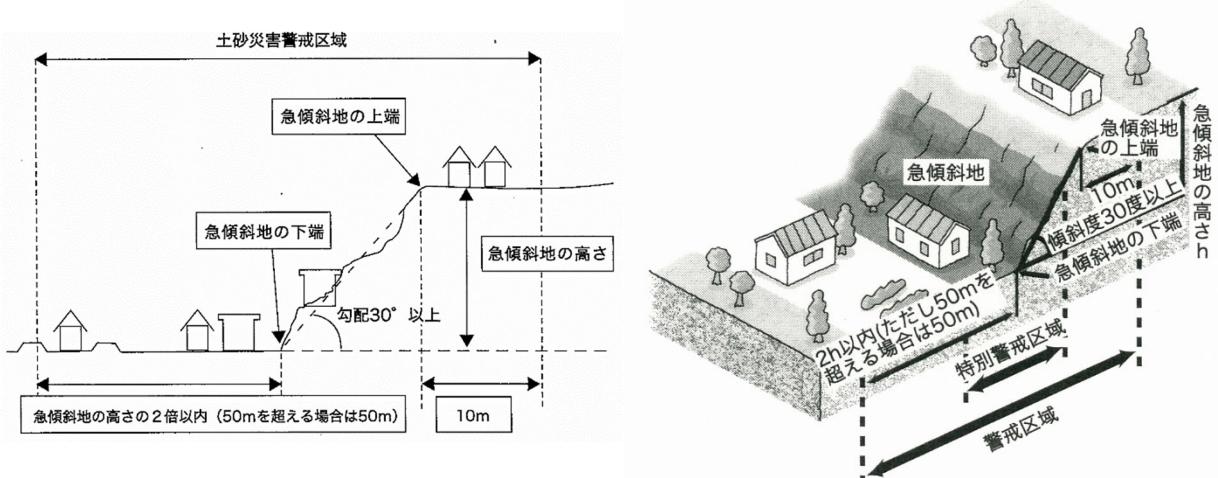
- ① 高さ 2m を超えるがけ（地表面が水平面に対して 30 度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ 1m を超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが 2m を超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が 500 m² を超えるもの



5. 土砂災害警戒区域 等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危険のある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危険のある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



2-3-2 危険物施設一覧

1 危険物製造所等施設状況

区分	製造所	貯蔵所						取扱所			合計		
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所		
施設数	4	62	6	5	24	0	93	9	48	0	1	22	274

(令和3年1月末現在)

2 少量危険物等施設状況

区分	少量危険物 貯蔵取扱	指定可燃物 貯蔵取扱	ボイラー等 火気使用設備	圧縮アセチレン ガス等貯蔵取扱	合計
施設数	1,040	184	1,064	547	2,835

(令和3年1月末現在)

3 高圧ガス関係許可等事業所の現況

計	一般高圧ガス			液化石油ガス			冷凍	
	製造	販売	貯蔵	製造	販売	貯蔵	製造	
161	32	56	11	1	16	0	43	

(令和3年1月末現在)

4 毒物劇物関係業態

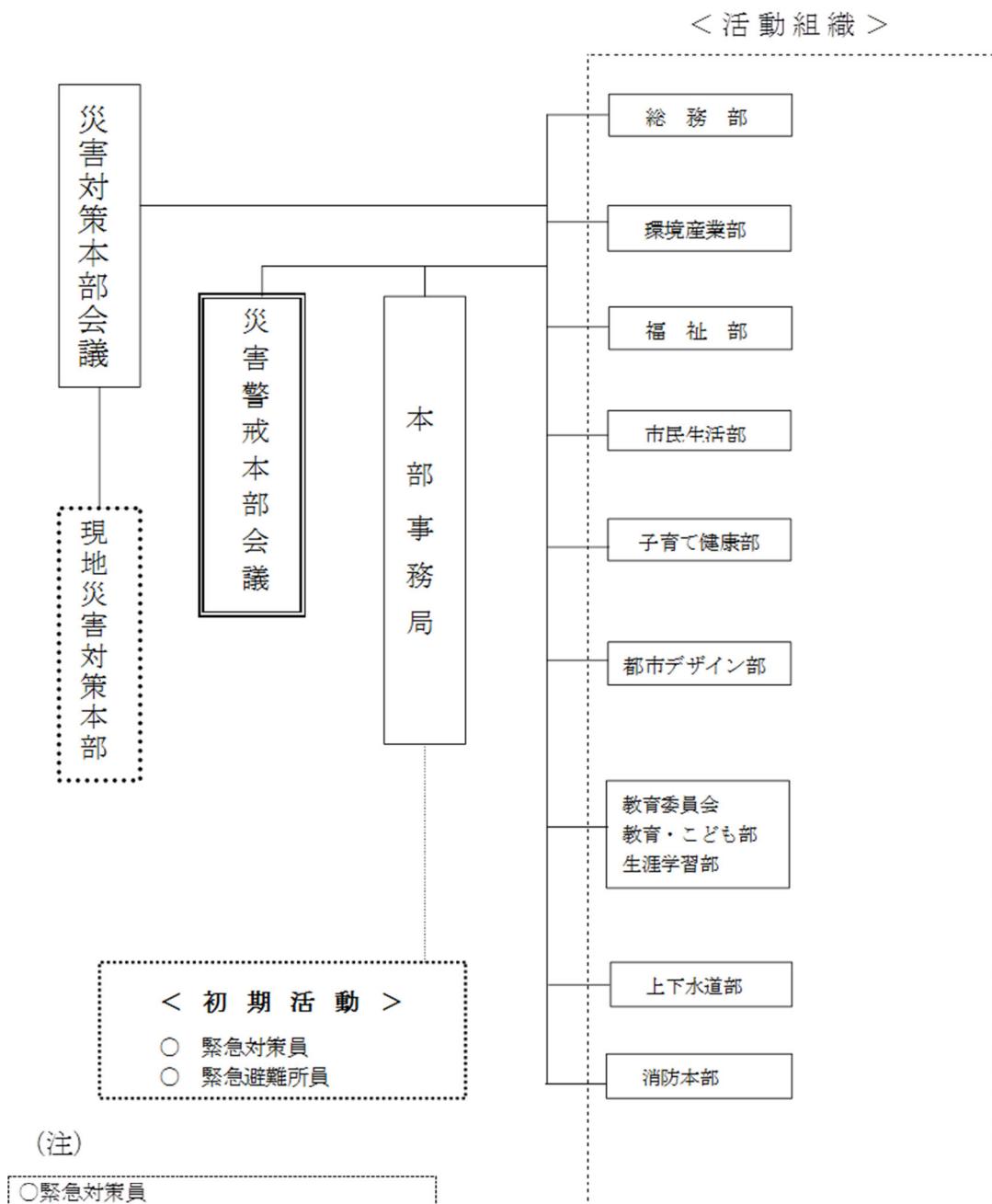
業種別	毒物劇物						
	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者	
			一般	農業用品目	特定品目	電メツキ	金熱処理業
和泉市内	3	2	44	7	0	0	0

(令和3年1月末現在)

[3 災害応急対策関連資料]

3-1 和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌

災害対策（警戒）本部の機構図



(注)

- 緊急対策員
 - ・市域に震度5強以上の地震が発生の際
自主参集
 - ・気象警報等の発令による本部事務局の
指示により参集
- 緊急避難所員
 - ・市域に震度5強以上の地震が発生の際
自主参集 (避難所開設)
 - ・気象警報等の発令による本部事務局の
指示により参集

<和泉市災害対策（警戒）本部事務局、活動組織及び初期活動組織の事務分掌>

（1）各部室等共通

- 所管施設の防災対策及び訓練に関すること。
- 所管施設等の被害状況の本部事務局及び府の各所管部局への報告に関すること。
- 所管施設の被災調査及び応急復旧に関すること。
- 所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること。
- 担当避難所の開設及び運営に関すること。
- 個別事務分掌以外の事務で、部内の各課・室等が和泉市事務分掌規則の規定により所掌する事務。

（2）本部事務局（市長公室）

（担当課・室）秘書課、いずみアピール課、政策企画室、公民協働推進室、人事課

- 防災対策の総合調整に関すること。
- 防災会議に関すること。
- 防災組織・体制の整備・充実に関すること。
- 防災に係る教育（啓発）・訓練に関すること。
- 災害対策（警戒）本部会議に関すること。
- 災害広報及び災害広報体制の整備に関すること。
- 気象情報及び被害情報の収集・伝達に関すること。
- 災害時の職員の服務及び被災状況の把握並びにこれらの総括に関すること。
- 応援又は派遣職員の受入れに関すること。
- 非常用物資・資機材の備蓄に関すること。
- 避難所の開設及び運営に関すること。
- 業務システムの管理及び運用に関すること。
- 防災行政無線の運用及び非常・緊急通信に関すること。
- 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 自主防災組織の育成指導に関すること。
- 府、自衛隊、市町村等への応援又は派遣要請及び応援等に係る連絡調整に関すること。
- 町会等との連絡調整及び災害広報に関すること。
- 報道機関との連絡調整に関すること。
- 総合相談窓口に関すること。
- ボランティアの受入れに関すること。
- 災害時用臨時ヘリポートに関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- 復興に係る市政の総合企画及び調整に関すること。
- 災害対策（警戒）本部長の特命に関すること。
- 災害対策（警戒）本部長等の秘書に関すること。
- 観察、見舞等の来庁者・電話等の対応に関すること。
- 家賃補助金の支給に関すること。
- その他災害対策活動の総合企画及び調整に関すること。

(3) 総務部

＜担当課・室＞ 総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室、議会事務局、行政委員会総合事務局、会計室

＜総務部事務分掌＞

- 物資、資機材及び車両の調達体制の整備に関すること
- 災害用物資、資機材及び車両の調達に関すること
- 仮設電話の設置に関すること
- 市議会議員との連絡調整に関すること
- 災害対策に係る財政措置及び予算執行に関すること
- 災害関係経費の支払いに関すること
- 建築物及び宅地等の被災調査及び被災程度の判定並びに罹災証明書の交付に関すること

(4) 環境産業部

＜担当課・室＞ 環境保全課、生活環境課、産業振興室

＜環境産業部事務分掌＞

- し尿及び廃棄物の処理体制並びに防疫体制の整備に関すること
- し尿、ごみ及びがれきの処理に関すること
- 仮設トイレの設置に関すること
- 防疫に関すること
- 被災地及び各避難所の環境衛生及び環境保全に関すること
- 被災商工業者の被害状況調査に関すること
- 被災商工業者に対する災害特別融資に関すること
- 被災農林業者の被害状況調査に関すること
- 被災農林業者に対する災害特別融資に関すること
- 農林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること

(5) 福祉部

＜担当課・室＞ 福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課

＜福祉部事務分掌＞

- 福祉避難所及び避難行動要支援者の収容に係る体制の整備に関すること
- 避難行動要援護者の安否確認、避難誘導及び救援に関すること
- 社会福祉施設等との連絡調整に関すること
- 義援金、救援物資の受入れ及び配分に関すること
- 日本赤十字社との連絡調整に関すること

(6) 市民生活部

＜担当課・室＞ 市民室、出張所、保険年金室、くらしサポート課

＜市民生活部事務分掌＞

- 物資等の搬送及び配給に関すること。
- 遺体の火葬等に関すること。
- 被災者の転入、転出等異動状況の把握に関すること。
- 被災者の保険診療に関すること。
- 災害弔慰金、見舞金等の支給に関すること。
- 災害援護資金等の貸付に関すること。

(7) 子育て健康部

〔担当課・室〕 子育て支援室、健康づくり推進室

〔子育て健康部分掌〕

- 応急医療に係る和泉市立総合医療センターとの連絡調整に関すること。
- 応急医療・健康維持活動に係る体制の整備に関すること。
- 応急医療に係る医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関すること。
- 医療機関の被害状況調査に関すること。
- 被災者の健康管理に関すること。

(8) 都市デザイン部

〔担当課・室〕 都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室

〔都市デザイン部事務分掌〕

- 市街地の整備計画に関すること
- 防災空間の確保に関すること
- 建築物の耐震化、防火及び安全化に関すること
- 宅地及び建築物の応急危険度判定に係る体制の整備に関すること
- 都市基盤施設の防災機能の強化に関すること
- 応急復旧資機材の備蓄に関すること
- 宅地及び建築物の応急危険度判定に関すること
- 被災者の市営住宅等への一時入居に関すること
- 応急仮設住宅に関すること
- 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関すること
- 住宅相談に関すること
- 市有建築物の応急復旧に関すること
- 土木施設の耐震対策に関すること
- 土砂災害の防止に関すること
- 河川、水路の水害防止に関すること
- 水防活動に関すること
- 土砂災害応急対策活動に関すること
- 避難路及び緊急交通路の確保並びに関係機関との連絡調整に関すること
- 道路障害物の除去に関すること
- 道路、橋梁等の被災調査及び応急復旧に関すること
- 河川、水路等の被災調査及び応急復旧に関すること

(9) 教育委員会（教育・こども部、生涯学習部）

＜担当課・室＞ 教育総務課、学校園管理室、学校教育室、こども未来室、生涯学習推進室、文化遺産活用課、久保惣記念美術館

＜教育委員会（教育・こども部、生涯学習部）事務分掌＞

- 防火教育に関すること
- 災害時の応急教育に関すること
- 児童及び生徒の避難に関すること
- 被災児童及び生徒の就学援助に関すること
- 被災児童の就園援助に関すること
- 被災児童及び生徒の救護に関すること
- 避難所の開設等に対する協力に関すること
- 応急保育の実施に関すること
- 文化財応急対策に関すること
- 多言語による支援体制に関すること

(10) 上下水道部

＜担当課・室＞ 経営総務課、お客さまサービス課、水道工務課、浄水課、下水道整備課

＜上下水道部事務分掌＞

- 上下水道施設の整備及び防災対策に関すること
- 上下水道施設の公衆衛生対策に関すること。
- 道路障害物（上下水道施設）の除去に関すること
- 上下水道施設及び管理型浄化槽の被災調査及び応急復旧に関すること
- 応急復旧資機材の備蓄、調達に関すること
- 給水活動に関すること
- 水防活動に関すること

(11) 消防本部

＜担当課・室＞ 総務課、予防課、警備課、消防署

＜消防本部事務分掌＞

- 防火等に係る啓発に関すること
- 火災予防対策に関すること
- 危険物災害予防対策に関すること
- 消防力の充実に関すること
- 活動体制の整備に関すること
- 活動資機材の備蓄及び調達体制の整備に関すること
- 広域消防応援体制の整備に関すること
- 消防団の活動に関すること
- 災害情報の収集・伝達に関すること
- 避難の勧告・指示及び誘導に関すること
- 消火、救助、救急活動に関すること
- 行方不明者の捜索に関すること
- 緊急消防援助隊（広域消防応援隊）の受入れ及び配備に関すること
- 水防活動に関すること

3-2 和泉市職員動員配備体制一覧

1 事前配備

■配備及び廃止基準

配備基準	廃止基準
<ul style="list-style-type: none">・災害発生のおそれがある気象警報により、情報活動の必要があるとき・市域に震度4の地震が発生したとき・東海地震注意情報が発表されたとき・その他市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">・気象警報が解除され、災害発生のおそれが解消したとき・災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき・その他市長が認めたとき

■配備職員

災害応急対策の項目等	所管部局	配備職員数	参集場所
<ul style="list-style-type: none">・気象情報等の収集伝達・災害対策活動に係る関係各部との連絡調整・災害警戒本部の設置及び配備体制に關すること	市長公室	危機管理監が定める	
・災害予防措置及び災害応急対策の準備	総務部 環境産業部 都市デザイン部 上下水道部 教育・こども部 消防本部	各部長が定める	各勤務場所

2 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

■配備及び廃止基準

配備名	配備基準	廃止基準
風水害 警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報の発令により災害の発生が予想されるとき。 ・小規模災害が発生したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域において災害発生のおそれが解消したとき ・災害応急対策がおおむね完了したとき ・災害対策本部が設置されたとき ・その他市長が認めたとき
震災 警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ・東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。 	

■配備職員

災害応急対策の項目等	所管部局	配備職員数	収集場所
<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、被害情報、災害情報の収集伝達 ・大阪府その他防災関係機関との連絡調整 ・災害警戒本部会議に関すること ・その他災害対策活動に係る総合調整 	本部事務局	危機管理監 が定める	市庁舎内（原則、 本館3階会議室 【災害対策本部】）
<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部における準備体制 ・被害概況調査 ・避難指示等に伴う避難誘導 	消防本部	別に定める	勤務場所
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営 (状況により開設する避難所を限定する) 	本部事務局	(各避難所 2名体制)	所定の避難所
<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の災害予防措置及び被害調査、応急復旧 ・各所管に係る関係機関との連絡調整 ・建築物の応急危険度判定の実施 (地震災害のみ) 	関係各部	各部長が定める	各勤務場所
	都市デザイン部	部長が定める	
<p>①本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減することができる。</p> <p>②災害警戒本部長は、状況に応じ応急対策の項目を拡大又は縮小することができる。</p> <p>③災害警戒本部長は、土砂災害等で局地的又は重点的な応急対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示することができる。</p>			

3 非常配備（原則として災害対策本部設置）

■配備及び廃止基準

配備名	配備基準	廃止基準
非常配備 A号	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模災害が発生したとき。 ・小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。 	
非常配備 B号	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策がおおむね完了したとき ・その他災害対策本部長が認めたとき
非常配備 C号	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備）。 ・市域に特別警報が発表されたとき。 ・大規模災害が発生したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。 	

■配備職員

配備名	災害応急対策の項目等	所管部局	配備職員数	参集場所
非常配備 A号	<p>①災害対策本部長は、状況に応じ応急対策の項目を縮小する。また、重点的な対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示する。</p> <p>②本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減する。</p>	各部	おおむね1/3の職員（各避難所3名体制）	各勤務場所
非常配備 B号	<p>①災害対策本部長は、状況に応じ応急対策の項目を縮小する。また、重点的な対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示する。</p> <p>②本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減する。</p>	各部	おおむね2/3の職員（各避難所4名体制）	各勤務場所
非常配備 C号	<p>①災害対策本部長は、状況に応じ応急対策の項目を縮小する。また、重点的な対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示する。</p> <p>②本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減する。</p>	全職員 (各避難所6名+各小中学校調理員、用務員体制)		各勤務場所

4 その他

(1) 現地災害対策本部

■設置及び廃止基準

設置基準	廃止基準
・災害対策本部長が必要と認めたとき。	・災害応急対策がおおむね完了したとき ・その他災害対策本部長が認めたとき

■構成員

本部長：災害対策本部長が指名する

副本部長：災害対策本部長が指名する

本部員：災害対策本部長が指名する

(2) 初動活動組織

■配備及び廃止基準

配備基準	廃止基準
・勤務時間外において、市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 ・勤務時間外において、市域に特別警報が発表されたとき。	・災害応急対策がおおむね完了したとき ・その他災害対策本部長が認めたとき

■配備職員

	災害応急対策の項目等	配備職員	参集場所
緊急対策員	・地震情報、被害情報等の収集及び大阪府危機管理室への被害状況報告 ・災害対策本部長・副本部長及び防災関係機関との連絡調整 ・その他緊急対応が必要な事項	市長が市庁舎周辺に居住する職員のうちから予め指名	災害対策本部
緊急避難所員	・避難所の受入れ（体育館等の施設の開放） ・避難者の状況把握 ・和泉市災害対策本部の避難所担当職員到着時における事務引継ぎ ・その他、緊急対応が必要な事項	教育長が学校長の意見に基づき教職員のうちから予め指名	所定の避難所

3-3 和泉市防災会議条例

〔昭和38年9月30日
条例第19号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、和泉市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例11・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和泉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例45・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充て、委員の定数は40人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 本市の区域を実務担任区とする陸上自衛隊の部隊の長
 - (3) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 防災に関する学識経験を有する者のほか、市長が防災上必要と認める者のうちから市長が任命する者
 - (10) 公募による市民
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(平4条例19・平8条例9・平12条例11・平24条例45・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-4 和泉市防災会議委員一覧

区分	職名
会長	和泉市長
第1号	大阪国道事務所長
第2号	陸上自衛隊第37普通科連隊長
第3号	大阪府和泉保健所長
〃	大阪府鳳土木事務所長
〃	大阪府鳳土木事務所参事兼地域支援・企画課長
第4号	大阪府和泉警察署長
第5号	和泉市副市長
〃	和泉市副市長
〃	和泉市参与
〃	和泉市市長公室長
〃	和泉市都市デザイン部長
〃	和泉市上下水道部長
〃	和泉市環境産業部長
〃	和泉市子育て健康部長
第6号	和泉市教育長
第7号	和泉市消防長
〃	和泉市消防団長
第8号	西日本電信電話(株) 大阪支店設備部長
〃	西日本旅客鉄道(株) 和泉府中駅長
〃	泉北高速鉄道(株) 運輸部長
〃	日本通運(株) 大阪国際輸送支店長
〃	関西電力送配電(株) 大阪支社 大阪南総務部南大阪地域統括長
〃	大阪ガス(株) ネットワークカンパニー南部導管部導管計画チームマネジャー
〃	南海バス(株) 光明池営業所長
〃	(株)NTTドコモ 関西支社ネットワーク部長
〃	ソフトバンク(株) 関西技術総括部技術推進部計画推進課長
〃	KDDI(株) 関西総支社管理部長
〃	和泉市医師会理事
〃	和泉市歯科医師会会长
〃	和泉市薬剤師会会长
〃	和泉市立総合医療センター看護部長
〃	光明池土地改良区理事長
第9号	和泉市町会連合会副会長
〃	和泉市女性消防クラブ連合会会长
〃	和泉市社会福祉協議会地域包括支援センター
〃	元和歌山県危機管理局危機管理室長
第10号	市民公募委員
〃	市民公募委員

(令和3年1月末現在)

3-5 和泉市災害対策本部条例

〔昭和38年9月30日
条例第20号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、和泉市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平8条例8・平24条例45・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所、部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務所を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策部員は災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を、事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は部の事務局長は事務局の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例8・追加)

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例8・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-6 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

3-7 気象庁震度階級関連解説表

参考：気象庁資料（平成21年3月31日改訂）

ア. 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは、倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

イ. 木造建物・鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

ウ. 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

エ. ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

3-8 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分											
		都道府県													
<u>消防庁受信者氏名</u>		市町村 (消防本部名)													
災害名 (第 1 報)		報告者名													
災害の概況	発生場所			発生日時		月 日 時 分									
被害の状況	人的被害	死 者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟	
不明			人	軽傷		人	一部破損			棟	未分類		棟		
119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)											
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名

(

)

(避難指示等の発令状況)

※ 本件は講習会や研修会の途中は、会場に必ず「研修中」と記載すること。

第4号様式(その2)

※1 被害額は省略することができるものとする

*2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、20件、50件(50件を超える場合は多件)と記入すること。

第1号様式 災害確定報告

都道府県		区分			被 告		区分		被 告		都道府県災害部	名 称	月 日 時		
災害名 確定年月日	月 日 時確定	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千 田								
			冠水	ha		農林水産業施設	千 田								
報告者名		畠	流失・埋没	ha		公共土木施設	千 田								
			冠水	ha		その他の公共施設	千 田								
区分		被 告		学 校		箇 所	千 田	小 計	災設	災害設置対市町本村部名	計 団体				
人	死 者	人		病 院		箇 所	千 田	公共施設被害市町村数	設						
	うち 災害関連死者	人		道 路		箇 所	千 田		置						
的	行方不明者	人		橋 り よ う		箇 所	千 田		本						
	重 傷	人		河 川		箇 所	千 田		災						
被	負 傷 者	人		港 湾		箇 所	千 田		害						
	軽 傷	人		砂 防		箇 所	千 田		設						
住	全 樓			清掃施設		箇 所	千 田		置						
	世 葵			崖 く ず れ		箇 所	千 田		市						
家	人			鐵道不通		箇 所	千 田		町						
	半 樓			被 告 船 舶		隻	千 田		村						
被	人			水 道		戸	千 田		法						
	一 部 破 損			電 話		回 線	千 田		名						
害	人			電 気		戸	千 田		計 团体						
	床 上 浸 水			ガ ス		戸	千 田								
非	床 下 浸 水			プロック塀等		箇 所	千 田								
	公 共 建 物			り 災 世 葵 数		世 葵	千 田								
住	そ の 他			火 生 災 発	建 物	件	千 田								
				危 険 物	件	千 田									
				そ の 他	件	千 田									
備考													災害発生場所		
													災害発生年月日		
													災害の概況		
													消防機関の活動状況		
													その他（避難指示等の状況）		

3-9 被害状況調査報告基準

被 告 項 目			報 告 基 準
人 的 被 害	死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末満で治療できる見込みのものとする。
住 家	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
住 家 被 害	全 壊 (全 燃) (流 失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (半 燃)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害			<ul style="list-style-type: none"> 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その 他 の 被 害	田 畑 の 被 害	流 埋 失 没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかたるものとする。
	学 校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 梁		道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及び屎処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 墙	倒壊したブロック墙又は石墙の箇所数とする。
り 災 者	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
火 災 発 生	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 土 木 施 共 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被 害 金 額	公 設 共 灾 施 市 町 害 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 产 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (2) 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

3-10 非常通信経路

発信	非常通信経路（中継）				着信
和泉市 市長公室 公民協働推進室	1. 8K · · · ·	市消防本部	——	大阪市消防局 (指令情報センター)	大阪府 隣
	1. 1K · · · ·	和泉警察署 (総務課)	——	大阪府警察本部 (通信指令室)	
	0. 7K · · · ·	J R 和泉府中駅 (駅長室)	~~~	J R 京橋駅 (駅長室)	
				1. 4K · · · ·	

· · · · : 使走区間

—— : 無線区間

~~~ : 有線区間

### 3-1-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

別表第1（大阪府災害救助法施行細則第3条等関係）

| 救助の種類                  | 救助の程度及び方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 救助の期間            |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 避難所及び<br>応急仮設住<br>宅の供与 | <p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百三十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を配置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | 災害発生の日<br>から七日以内 |

| 救助の種類                    | 救助の程度及び方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 救助の期間                                                                                                                                                                  |              |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 応急仮設住宅                   | <p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。）</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用するここと。ただし、適当な公有地を利用する事が困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 貸貸型応急住宅（次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借り上げて供与するものをいう。）</p> <p>イ 一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> | 完成の日から二年以内                                                                                                                                                             |              |
| 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給 | 炊き出しその他のによる食品の給与                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする。</p> | 災害発生の日から七日以内 |
|                          | 飲料水の供給                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>                                      | 災害発生の日から七日以内 |

| 救助の種類                     | 救助の程度及び方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |        |        |        | 救助の期間            |               |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|------------------|---------------|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与      | <p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |        |        |        | 災害発生の日から十日以内     |               |
| 世 带 区 分                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |        |        |        |                  |               |
| 区分                        | 季別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 一人世帯                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 二人世帯   | 三人世帯   | 四人世帯   | 五人世帯   | 六人以上一人増すごとに加算する額 |               |
| 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯   | 夏季                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 円一八八〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 円二四二〇〇 | 円三五八〇〇 | 円四二八〇〇 | 円五四二〇〇 | 円七九〇〇            |               |
|                           | 冬季                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 三一二〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 四〇四〇〇  | 五六二〇〇  | 六五七〇〇  | 八二七〇〇  | 一一四〇〇            |               |
| 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 | 夏季                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 六一〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 八三〇〇   | 一二四〇〇  | 一五一〇〇  | 一九〇〇〇  | 二六〇〇             |               |
|                           | 冬季                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 一〇〇〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 一三〇〇〇  | 一八四〇〇  | 二一九〇〇  | 二七六〇〇  | 三六〇〇             |               |
|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |        |        |        |                  |               |
| 医療及び助産                    | 医療                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p> |        |        |        |        |                  | 災害発生の日から十四日以内 |

| 救 助 の 種 類   |     | 救 助 の 程 度 及 び 方 法                                                                                                                                                                                                                                                                 | 救 助 の 期 間    |
|-------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 医療及び助産      | 助 産 | <p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>　イ 分べんの介助</p> <p>　ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>　ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>　イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>　ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>               | 分べんした日から七日以内 |
| 被災者の救出      |     | <p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>                                                                                                                                          | 災害発生の日から三日以内 |
| 被災した住宅の応急修理 |     | <p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住するが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>　イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円</p> <p>　ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円</p> | 災害発生の日から一月以内 |
| 生業に必要な資金の貸与 |     | <p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>　イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>　ロ 就職支度費 一件につき一万五千円</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>                     | 災害発生の日から一月以内 |

| 救助の種類  | 救助の程度及び方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 救助の期間                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 学用品の給与 | <p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書<br/>ロ 文房具<br/>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千五百円<br/>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千八百円<br/>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円</p> | 災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内 |
| 埋葬     | <p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)<br/>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)<br/>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万九千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 災害発生の日から十日以内                            |
| 死体の捜索  | <p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 災害発生の日から十日以内                            |

| 救助の種類                     | 救助の程度及び方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 救助の期間             |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 死体の処理                     | <p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>　イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>　ロ 検案</p> <p>　ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>　イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用<br/>　　一体につき 三千五百円以内</p> <p>　ロ 死体の一時保存のための費用<br/>　　(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費<br/>　　(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内<br/>　　(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>　ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p> | 災害発生の日から十日以内      |
| 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 | <p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。</p>                                                                                                                                                                                              | 災害発生の日から十日以内      |
| 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費       | <p>一 次の範囲内において行う。</p> <p>　イ 被災者の避難に係る支援</p> <p>　ロ 医療及び助産</p> <p>　ハ 被災者の救出</p> <p>二 飲料水の供給</p> <p>　ホ 死体の搜索</p> <p>　ヘ 死体の処理</p> <p>　ト 救助用物資の整理配分</p> <p>二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       | 当該救助の実施が認められる期間以内 |

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第2（大阪府災害救助法施行細則第4条関係）

| 救 助 業 務 従 事 者 の<br>区 分 |                              | 実 費 弁 償 の 額                                    |                                                                                     |                                                       |
|------------------------|------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|                        |                              | 日 当                                            | 時間外勤務手当                                                                             | 旅 費                                                   |
| 政令第四条第一号から第四号までに掲げる者   | 医師及び歯科医師                     | 二二五〇〇円                                         | 日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内 | 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内 |
|                        | 薬剤師                          | 一七一〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | 保健師、助産師、看護師及び准看護師            | 一七六〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 | 一七一〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | 救急救命士                        | 一四〇〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | 土木技術者及び建築技術者                 | 一五五〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | 大工                           | 二〇九〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | 左官                           | 二二五〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
|                        | とび職                          | 二四三〇〇円                                         |                                                                                     |                                                       |
| 政令第四条第五号から第十号までに掲げる者   |                              | 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内 |                                                                                     |                                                       |

別表第3（大阪府災害救助法施行細則第6条関係）

| 対 象 者                                            | 支 給 基 礎 額                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者 | 事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。                            |
| 政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者                   | 一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。<br>二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。 |

### 3-12 市保有車車種別台数内訳

| 車種    | 台数                      | 防災無線設置台数 |
|-------|-------------------------|----------|
| 軽貨物   | 51台                     | 内 4台     |
| 軽乗用   | 21台                     |          |
| 軽トラック | 6台                      |          |
| 軽特種   | 3台 (車いす移動車両1台、道路維持車両2台) |          |
| 小型貨物  | 2台 (2t積トラック2台)          | 内 1台     |
| 小型乗用  | 3台                      | 内 1台     |
| 普通貨物  | 1台 (2tダンプ1台)            |          |
| 普通乗用  | 6台                      | 内 1台     |
| 普通特種  | 4台 (公共交通車両1台、道路維持車両3台)  | 内 2台     |
| 総計    | 97台                     | 計 9台     |

(令和3年1月末現在)

### 3-13 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

別紙様式第1号

|                                                                                                                               |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>災害<br/>地震防災応急対策用<br/>原子力災害<br/>国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>大阪府公安委員会 殿</p> <p>届出者住所<br/>(電話)<br/>氏名</p> |            | <p>( ) 第 号</p> <p>災害<br/>地震防災応急対策用<br/>原子力災害<br/>国民保護措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>大阪府公安委員会 印</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <p>番号標に表示されている番号</p>                                                                                                          |            | <p>注意事項</p> <p>1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。</p> <p>2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。</p> <p>3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。</p> <p>4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。</p> <p>(1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。</p> |  |
| <p>使用者</p>                                                                                                                    | <p>住 所</p> | <p>( ) 局 番</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|                                                                                                                               | <p>氏 名</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>出 発 地</p>                                                                                                                  |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

- 注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用的本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。
- 2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

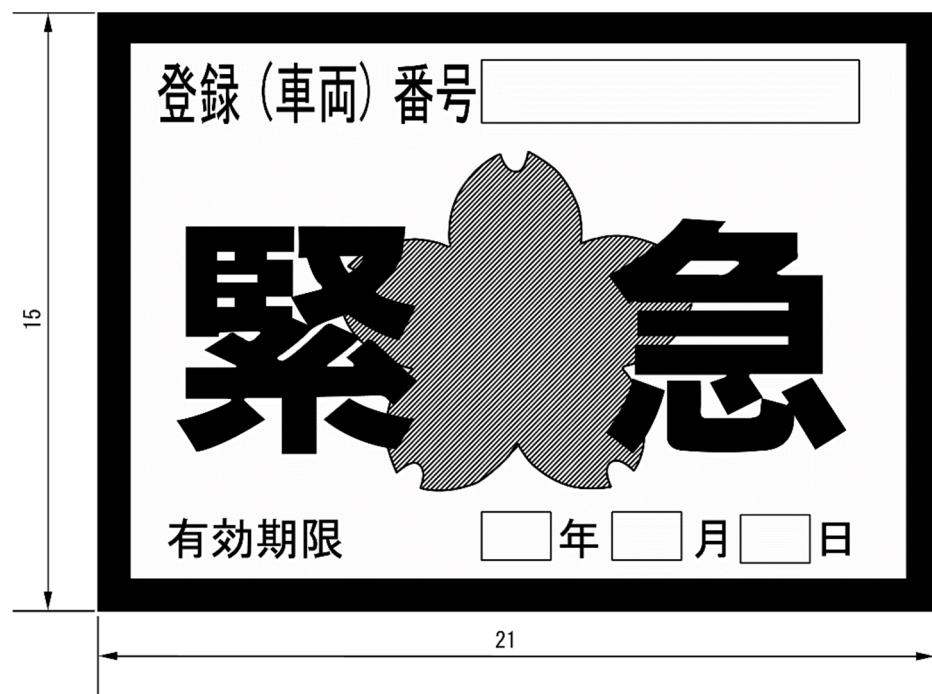
### 3-14 緊急通行車両確認証明書及び標章

別記様式第4(第6条関係)

|                                        |     |         |       |
|----------------------------------------|-----|---------|-------|
| 第 号                                    |     | 年 月 日   |       |
| 緊急通行車両確認証明書                            |     |         |       |
| 知 事 <input type="button" value="印"/>   |     |         |       |
| 公安委員会 <input type="button" value="印"/> |     |         |       |
| 番号標に表示されている番号                          |     |         |       |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)         |     |         |       |
| 使 用 者                                  | 住 所 | ( ) 局 番 |       |
|                                        | 氏 名 |         |       |
| 通 行 日 時                                |     |         |       |
| 通 行 経 路                                |     | 出 発 地   | 目 的 地 |
| 備 考                                    |     |         |       |

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

3 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 3-15 応急給水用資機材一覧

| 種類              | 容量                | 数量     |
|-----------------|-------------------|--------|
| 給水車             | 2m <sup>3</sup>   | 1      |
| 給水タンク           | 1m <sup>3</sup>   | 3      |
|                 | 0.5m <sup>3</sup> | 3      |
| 揚水ポンプ付給水タンク     | 2m <sup>3</sup>   | 1      |
| 組立式簡易貯水槽        | 1m <sup>3</sup>   | 51     |
| 緊急時用浄水装置        | —                 | 8      |
| 仮設給水スタンド        | —                 | 55     |
| 給水ポリタンク         | 20L               | 53     |
|                 | 10L               | 62     |
| 給水ポリ袋           | 6L                | 6,200  |
| アルミ缶備蓄水 (490mL) | —                 | 23,784 |

(令和3年1月末現在)

### 3-16 耐震性貯水槽（飲料用）設置場所一覧

| 記号 | 施設名       | 貯水量               |
|----|-----------|-------------------|
| a  | 郷荘中学校     | 100m <sup>3</sup> |
| b  | 青葉はつが野小学校 | 100m <sup>3</sup> |
| c  | 富秋中学校     | 100m <sup>3</sup> |
| d  | 和泉中学校     | 100m <sup>3</sup> |
| e  | 信太中学校     | 100m <sup>3</sup> |
| f  | 黒鳥小学校     | 100m <sup>3</sup> |
| 合計 |           | 600m <sup>3</sup> |

(令和3年1月末現在)

### 3-17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

#### (趣旨)

第1 この要領は、「災害救助法文は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知）（以下「緊急引渡要領」という。）、「災害時における乾パンの取扱要領」（平成19年3月30日付け18総食第1327号農林水産省総合食料局長通知）、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用食糧の緊急引渡に関する協定書」（平成19年5月1日）、「災害救助用精米の保管及び、供給等の協力に関する協定」（平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成18年10月2日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀及び乾パン並びに米穀卸売業者所有の精米並びに大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

#### (緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

#### (引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米文は玄米）又は乾パン並びに漬物とする。

#### (引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

| 品目<br>区分   | 米<br>穀                              | 乾<br>パン      | 漬<br>物      |
|------------|-------------------------------------|--------------|-------------|
| 被災者供給用     | 精米1人1食あたり 200g 又は<br>玄米1人1食あたり 220g | 1人1食あたり 115g | 1人1食あたり 20g |
| 災害救助従事者供給用 | 精米1人1食あたり 300g 又は<br>玄米1人1食あたり 330g | 1人1食あたり 115g | 1人1食あたり 20g |

#### (引渡場所等)

第5 災害の状況による緊急引渡しを行う引渡場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

| 災害の状況                         | 引渡場所                         | 引渡品目  | 引渡を受ける者  |
|-------------------------------|------------------------------|-------|----------|
| 知事と市町村長の連絡ができる場合              | 大阪府災害用備蓄倉庫                   | 乾パン   | 知事又は市町村長 |
|                               | 大阪府の指定する場所                   | 精米、漬物 | 市町村長     |
| 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合 | 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫（大阪府災害用備蓄倉庫を除く） | 玄米    | 市町村長     |
|                               | 漬物保管者倉庫                      | 漬物    |          |

(引渡手続)

第6 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 乾パン

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪食糧事務所長に対し、緊急引渡要領第3に準じ、乾パンの引渡しを要請する。

ウ 知事は、大阪食糧事務所長の指示に従い、乾パンを市町村長に引渡す。

エ 市町村長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）引渡受領書（様式第2号）を1部提出する。

(2) 米穀（精米）

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀卸売業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸売業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第3号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

ウ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、精米の受渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第4号）を1部提出する。

オ 市町村長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食料（精米）引渡報告書（様式第5号）に災害

救助用食料（精米）受領書の写しを添えて、速やかに1部提出するものとする。

（3）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第6号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第7号）を1部提出する。

オ 漬物保管者は、市長への漬物の引渡しの後、災害救助用食料（漬物）引渡報告書（様式第8号）に災害救助用食料（漬物）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出するものとする。

## 2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

（1）米穀

ア 市町村長は、当該地区を管轄する食糧事務支所長（支所長に連絡がとれないときは、当該食糧庁指定倉庫等の保管指導担当者である食糧事務所職員（以下「支所長等」という。））災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換に食糧庁指定倉庫等において米穀を受領する。

ただし、支所長等に対して連絡のとれないときは、食糧庁指定倉庫の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。

イ 市町村長は、食糧庁指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。

（2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し電話等で要請のうえ、災害救助用漬物緊急引渡受領書（様式第12号）と引換に漬物保管者の倉庫等から漬物を受領する。

ただし、漬物保有者に対して連絡のとれないときは、漬物保管者の倉庫等の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができる。

イ 市町村長は、漬物保管者の倉庫等から漬物を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用漬物緊急引取報告書（様式第13号）を提出する。

### （買受手続等）

第7 知事は、市町村長が第6の1の（2）により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を、第6の1の（1）又は第6の2の（1）の引渡手続きにより災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続きを速やかに行うものとする。

(代金納付)

第8 買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

- 1 市町村長は災害救助従事者用として災害救助用食料を受領した場合、その日から起算して20日以内に、代金を知事に納付する ものとする。
- 2 知事は、市長が第6の1の（2）による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第6の1の（1）文は第6の2の（1）による災害救助用食料を受領した場合は、その日から起算して30日以内に大阪食糧事務所長、第6の1の（3）による災害救助用食料を受領した場合は漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

## 3-18 災害時におけるボランティア活動受付カード（団体用、個人用）

【当日受付用】

## 災害時におけるボランティア活動受付カード（団体用）

|     |           |       |    |
|-----|-----------|-------|----|
| 受付日 | 年 月 日 ( ) | 受付 NO | G- |
|-----|-----------|-------|----|

太枠内のみご記入ください。

|                                                                         |                                           |    |             |      |    |    |    |    |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|-------------|------|----|----|----|----|
| このセンターで受付 → 初めて • _____回目                                               |                                           |    |             |      |    |    |    |    |
| フリガナ                                                                    |                                           |    |             |      |    |    |    |    |
| 団体名                                                                     |                                           |    |             | 担当者名 |    |    |    |    |
| 団体所在地<br>または<br>担当者住所                                                   | 〒                                         |    |             |      |    |    |    |    |
| TEL                                                                     |                                           |    | 活動中の<br>連絡先 |      |    |    |    |    |
| 活動希望<br>期 間                                                             | 本日のみ • 年 月 日 ~ 年 月 日                      |    |             |      |    |    |    |    |
| 来所方法<br>到着予定日                                                           | バス( )台 • 自動車( )台 • その他( )<br>到着予定日: 年 月 日 |    |             |      |    |    |    |    |
| ボランティ<br>ア活動保険                                                          | • 加入済( )名 • 未加入( )名                       |    |             |      |    |    |    |    |
| 活動者名簿<br>(別紙名簿<br>でも可)<br>※ボランティ<br>ア活動保険未<br>加入者は別途<br>申込み用紙が<br>必要です。 | NO                                        | 氏名 | 年齢          | 性別   | NO | 氏名 | 年齢 | 性別 |
|                                                                         | 1                                         |    |             |      | 11 |    |    |    |
|                                                                         | 2                                         |    |             |      | 12 |    |    |    |
|                                                                         | 3                                         |    |             |      | 13 |    |    |    |
|                                                                         | 4                                         |    |             |      | 14 |    |    |    |
|                                                                         | 5                                         |    |             |      | 15 |    |    |    |
|                                                                         | 6                                         |    |             |      | 16 |    |    |    |
|                                                                         | 7                                         |    |             |      | 17 |    |    |    |
|                                                                         | 8                                         |    |             |      | 18 |    |    |    |
|                                                                         | 9                                         |    |             |      | 19 |    |    |    |
|                                                                         | 10                                        |    |             |      | 20 |    |    |    |
| 活動可能な<br>ボランティア内容                                                       |                                           |    |             |      |    |    |    |    |

ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

|    |  |
|----|--|
| 備考 |  |
|----|--|

# 災害時におけるボランティア活動受付カード(個人用)

|     |           |          |    |
|-----|-----------|----------|----|
| 受付日 | 年 月 日 ( ) | 受付<br>NO | P- |
|-----|-----------|----------|----|

太枠内のみご記入ください。

|                                    |                                                                                                                                                                                     |                             |                            |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| このセンターで受付 → 初めて • <u>      </u> 回目 |                                                                                                                                                                                     |                             |                            |
| フリガナ                               |                                                                                                                                                                                     | 性別                          | 男 • 女                      |
| 氏名                                 |                                                                                                                                                                                     | 生年月<br>日                    | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 ( ) 才 |
| 住所                                 | 〒                                                                                                                                                                                   |                             |                            |
| TEL                                |                                                                                                                                                                                     | 携帯電話                        |                            |
| 緊急連絡先                              | 上記以外にあれば記入してください                                                                                                                                                                    |                             |                            |
| 活動予定期間                             | 本日のみ • 年 月 日 ~ 年 月 日                                                                                                                                                                |                             |                            |
| ボランティア活動保険                         | 加入済 • 未加入                                                                                                                                                                           |                             |                            |
| 健 康<br>チ ケ ッ ク                     | 良好<br>心配なこと( )                                                                                                                                                                      | 治療中の病気<br>有( ) • 無<br>服薬状況: |                            |
|                                    | 治っていないケガ<br>有( ) • 無                                                                                                                                                                |                             |                            |
| 血液型                                | 血液型 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> O <input type="checkbox"/> AB // Rh <input type="checkbox"/> +プラス <input type="checkbox"/> -マイナス |                             |                            |

ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的では使用しません。

|    |  |
|----|--|
| 備考 |  |
|----|--|

## 資格・特技等について

|      |                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格免許 | <input type="checkbox"/> 運転免許 ( <input type="checkbox"/> 自二 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 特殊 ) |
|      | <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 保育士  |
|      | <input type="checkbox"/> 消防士 <input type="checkbox"/> 救急救命士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士                                                     |
|      | <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> マッサージ師 <input type="checkbox"/> 理美容師                                               |
|      | <input type="checkbox"/> 手話通訳士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 建築士 ( 級 )                                                   |
|      | <input type="checkbox"/> アマチュア無線                                                                                                                                              |
| 特技等  | <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                              |
|      | <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの経験 ( 内容 : )                                                                                                                                 |
|      | <input type="checkbox"/> イラスト <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 要約筆記 <input type="checkbox"/> 点字 <input type="checkbox"/> 手話 |
|      | <input type="checkbox"/> 外国語通訳 ( 語 ) <input type="checkbox"/> 電気工事関係 <input type="checkbox"/> 建築土木関係                                                                          |
|      | <input type="checkbox"/> 造園関係 <input type="checkbox"/> ドローン操作 <input type="checkbox"/> 自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> 事務                                                  |
|      | <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                              |

※これより下には何も記入しないで下さい。

|       |  |      |  |      |  |
|-------|--|------|--|------|--|
| 受付 NO |  | 保険処理 |  | 受付担当 |  |
| 備 考   |  |      |  |      |  |

### 3-19 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

#### 1 ごみ収集運搬許可業者

| 業者名        | 所在地          | 電話番号    |
|------------|--------------|---------|
| (株)和泉衛生    | 府中町八丁目4番22号  | 41-0453 |
| (有)ダイキ     | 上町200番地の2    | 43-0043 |
| (有)オカダ     | 幸二丁目1番19号    | 41-7454 |
| (株)ピース興業   | 仏並町1113番地    | 92-1313 |
| (有)エンプレス   | 箕形町六丁目2番30号  | 53-1328 |
| 南大阪環境開発(株) | 府中町二丁目3番25号  | 45-2100 |
| (株)丸岡      | 上町95番地       | 45-2300 |
| (有)アポロクリーン | 伯太町一丁目12番7号  | 46-6188 |
| (株)クリーンプラン | 伯太町四丁目15番38号 | 43-0404 |
| (株)金楽商事    | 唐国町二丁目15番45号 | 54-1111 |

(令和3年1月末現在)

#### 2 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者

| 業者名       | 所在地           | 電話番号    |
|-----------|---------------|---------|
| (株)金楽商事   | 唐国町二丁目15番45号  | 54-1111 |
| (株)和泉衛生   | 府中町八丁目4番22号   | 41-0453 |
| (株)丸岡     | 上町95番地        | 45-2300 |
| (有)本多衛生   | 弥生町二丁目25番4号   | 45-6300 |
| 車谷環境設備(株) | 泉大津市昭和町10番25号 | 33-7378 |

※ 車谷環境設備(株)は、浄化槽汚泥の許可に限る。区域についても、泉大津市区域内の和泉市の飛び地（富秋町三丁目、池上町四丁目）ただし、国道26号線より海側に限る。

(令和3年1月末現在)

### 3-20 市浄化槽清掃業許可業者一覧

| 業者名       | 所在地           | 電話番号    | 許可区域                                             |
|-----------|---------------|---------|--------------------------------------------------|
| (株)金楽商事   | 唐国町二丁目15番45号  | 54-1111 | 市内一円                                             |
| (株)和泉衛生   | 府中町八丁目4番22号   | 41-0453 | 市内一円                                             |
| (株)丸岡     | 上町95番地        | 45-2300 | 市内一円                                             |
| (有)本多衛生   | 弥生町二丁目25番4号   | 45-6300 | 市内一円                                             |
| 車谷環境設備(株) | 泉大津市昭和町10番25号 | 33-7378 | 泉大津市区域内の和泉市の飛び地（富秋町三丁目、池上町四丁目）ただし、国道26号線より海側に限る。 |

(令和3年1月末現在)

## [4 災害復旧対策関連資料]

### 4-1 災害による罹災証明書

様式第1号（第2条関係）

（整理番号）

#### 罹 災 証 明 書

|       |  |
|-------|--|
| 世帯主住所 |  |
| 世帯主氏名 |  |
| 申請者住所 |  |
| 申請者氏名 |  |

|      |              |
|------|--------------|
| 罹災原因 | 年　　月　　日　　による |
|------|--------------|

|          |                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災住家の所在地 | 和泉市                                                                                                                                                                              |
| 住家の被害の程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 |
| 浸水区分     | <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水                                                                                                                      |

|     |                    |                                                                                                                                                                                     |
|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建物  | 被災物件の所在地<br>(住家以外) | 和泉市                                                                                                                                                                                 |
|     | 被害の程度 (住家以外)       | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊<br><input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 |
|     | 浸水区分               | <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水                                                                                                                         |
| その他 |                    |                                                                                                                                                                                     |

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

和泉市長

印